福　岡　県

教　育　要　覧

－平成３０年度の実績－

福岡県教育委員会

目　　次

第１部　教育施策

第１節　福岡県の教育施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　教育施策の展開

2　福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』

第２節　教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価・・・・・・・　2

第２部　教育行財政

第１節　教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

1　教育委員会委員

2　教育委員会の会議

3　教育委員会の活動

第２節　事務局等組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

第３節　教育予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　県教育予算

第４節　広報・広聴、調査統計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

1　広報活動

2　広聴活動

3　調査統計

第５節　教育文化表彰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

第６節　福岡県教育文化奨学財団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

1　教育文化事業

2　科学教育事業

3　奨学事業

第７節　審議会等の議事概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

第３部　学校教育

第１章　教育の概要

第１節　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1　小学校、中学校及び幼稚園

2　高等学校

3　中高一貫教育校

4　特別支援学校

第２節　小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園・・・・・・・・・・・ 15

1　小学校、中学校、義務教育学校

2　幼稚園

第３節　高等学校及び特別支援学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1　高等学校

2　特別支援学校

第４節　中高一貫教育校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第５節　学校の設置及び廃止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第６節　高等学校進学者の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第７節　県立高校教育改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第２章　教育活動

第１節　教育指導の実際・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

1　研究指定・委嘱

2　中学生進路相談事業

3　道徳教育

4　生徒指導

5　キャリア教育

6　へき地教育

7　産業教育

8　国際理解教育

9　統計教育

10　情報教育

11　男女共同参画教育

12　環境教育

13　科学教育推進事業
14　特別支援教育
第２節　付随的教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
1　福岡県教育文化奨学財団
第３章　教職員
第１節　教職員の人事管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
1　市町村立学校教職員定数と人事異動
2　県立学校教職員定数と人事異動
3　教職員の服務
4　分限・懲戒処分
5　争訟事件
6　免許と資格
第２節　教職員の健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
1　健康診断
2　教職員の休職状況（新規休職者数一覧）
第３節　教職員の給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
1　給与改定
2　退職手当
第４節　教職員の福利厚生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
1　公務災害等補償
2　教職員住宅
3　公立学校共済組合
4　教職員の財産形成貯蓄
第４章　学校施設・設備
第１節　小・中学校の施設整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
1　保有面積
2　文教施設整備等補助金
第２節　県立学校の施設・設備整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
1　校舎の維持、修繕
2　校地の整備
3　県立学校施設の整備

第３節　産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況・・・・・・・・・ 63

1　産業教育振興法によるもの

2　理科教育振興法によるもの

3　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

第５章　教育研究

第１節　福岡県教育センターの事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

1　概要

2　調査研究事業

3　研修事業

4　支援事業

5　情報処理教育生徒実習

6　研究・研修についての広報普及

第４部　社会教育

第１節　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

1　現状と課題

2　平成 30 年度の重点的取組状況と成果

第２節　社会教育委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

1　県社会教育委員の会議

2　社会教育委員の研修

第３節　社会教育主事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

1　社会教育主事

第４節　社会教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

1　青少年教育

2　成人教育

3　視聴覚教育

4　社会教育施設が実施する学習情報提供事業

5　調査研究事業

第５節　社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

1　公民館

2　図書館

3　博物館

4　県立社会教育総合センター

5　県立英彦山青年の家

6　県立少年自然の家「玄海の家」

7　福岡県青少年科学館

8　県立ふれあいの家

9　県立図書館

第5部　文化

第1節　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

1　現状と課題

2　平成30年度の重点的取組状況と成果

第2節　子どもの文化普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

1　文化庁の事業

2　県の事業

3　福岡県教育文化奨学財団の振興事業

4　その他の事業

第3節　県立美術館の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

第4節　文化財保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84

1　文化財保護審議会

2　文化財の指定

3　文化財の管理

4　大宰府関連史跡の環境整備事業等

5　文化財愛護思想の普及

6　埋蔵文化財の発掘調査

7　銃砲刀剣類の登録

8　文化財保護に対する助成

9　九州歴史資料館

第6部　体育・スポーツ及び健康教育

第1節　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

1　現状と課題
2　平成 30 年度の重点的取組状況と成果
第 2 節　学校体育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
1　学校体育指導者の研修
第 3 節　スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
1　競技スポーツ振興事業
2　スポーツ施設
第 4 節　健康教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
1　保健・安全・給食教育
2　健康増進特別事業
3　健康教育推進事業（性と心の健康相談）
4　性に関する指導の推進
第 5 節　児童生徒の健康管理及び環境衛生・・・・・・・・・・・・・・・108
1　県立学校児童生徒心電図検査実施状況
2　感染症（インフルエンザ様疾患）
3　学校環境衛生
第 6 節　福岡県体育研究所の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
1　調査研究事業
2　研修事業
第 7 節　付随的健康教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
1　福岡県学校保健会

第 7 部　人権教育
第 1 節　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第 2 節　学校教育における人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・114
1　教職員研修事業（学校教育関係）
第 3 節　社会教育における人権教育・・・・・・・・・・・・・・・・・123
1　県費補助事業
2　職員研修事業（社会教育関係）
3　その他の事業

第１部　教育施策

第１節　福岡県の教育施策

１　教育施策の展開

「平成 30 年度　福岡県教育施策実施計画」については、福岡県ホームページ（トップページ＞子育て・教育＞教育＞教育施策）に掲載している。

２　福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』

教育は､子どもに関わる大人たちが共通の認識に立ち､同じ方向を向いて働きかけるからこそ、その効果が高まるものであり、このような視点からの取組が必要である。

このため、県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため､「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を、福岡県学校教育振興プラン（平成 27 年 12 月策定）に示しその理念を県の教育振興基本計画に反映するとともに､「福岡県教育施策実施計画」に位置付けた。

この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育にかかわる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していく。

■「鍛ほめ福岡メソッド」

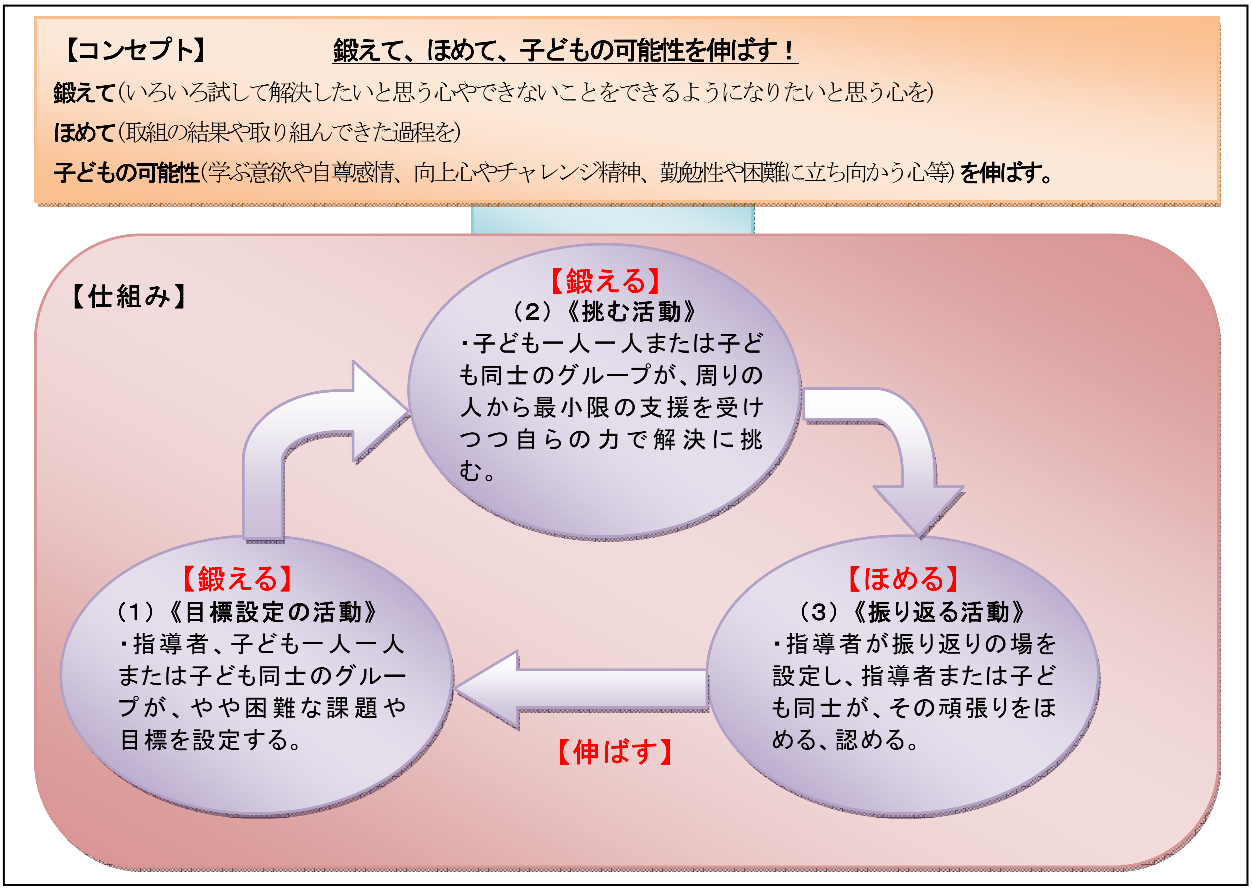

第２節　教育委員会の事務の管理・執行状況の点検・評価

「平成 30 年度　教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（平成 29 年対象)」については、福岡県ホームページ（トップページ＞子育て・教育＞教育＞教育施策）に掲載している。

第２部　教育行財政

第１節　教育委員会

１　教育委員会委員

平成 30 年度末現在の委員は次のとおりである。

(H31.3.31 現在)

区　分	氏　　　　　名	就任年月日	任　　期
教育長	城　戸　　秀　明	H26. 4. 1	R 3. 3.31
委　員	清　家　　　　渉	H23.10.17	R 1.10.16
〃	久保田　　誠　二	H24. 7.16	R 2. 7.15
〃	宮　本　　美代子	H25. 7. 8	R 3. 7. 7
〃	前　田　　惠　理	H28.10.17	R 2.10.16
〃	木　下　　比奈子	H29. 8. 1	R 3. 7.31

２　教育委員会の会議

平成 30 年度において、毎月の定例会を含め 23 回の会議が開かれ、議案 43 件、報告 24 件、協議 9 件の案件について審議が行われた。

平成 30 年度中の月別委員会の開催状況は次のとおりである。

種別＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	2	11
計	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	3	23

３　教育委員会の活動

(1) 全国都道府県教育委員会連合会等

ア　全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第１回）

・期　　日　平成 30 年 7 月 22 日～23 日

・会　　場　北海道

・主要議題

①　平成 29 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定

②　平成 29 年度事業報告

イ　全国都道府県教育委員会連合会・教育委員協議会（第2回）

・期　　日　平成31年1月28日

・会　　場　東京都

・主要議題

①　平成31年度連合会事業計画

②　平成31年度一般会計・特別会計歳入歳出予算

③　平成31年度文教予算に関する特別要望の実施

④　要望活動等の追認・報告

(2) 九州地方教育委員協議会・教育委員総会

・期　　日　平成30年5月31日

・会　　場　福岡県

・主要議題

①　義務教育に係る確実な財源保障について

②　高等学校等就学支援金制度の支給対象の上限撤廃及び公立高校授業料無償化制度の見直し（高等学校等就学支援金制度の導入）について

③　小中学校教職員定数に係る国の改善計画について

④　離島高校生修学支援の補助対象経費の拡充について

⑤　専門スタッフ（スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員）の配置拡充について

⑥　大規模災害（平成28年熊本地震等）に係る文教施設や文化財の早期復旧・復興に向けた対策について

第2節　事務局等組織機構

平成30年度における本庁及び出先機関（県立学校を除く。）の組織機構は、次のとおりである。

教育庁本庁組織機構

- 教育長
  - 副教育長
  - 教育監
    - 教育総務部
      - 総務企画課
        - 秘書広報係……………… 庶務、委員会会議、秘書、庁用車、庁舎管理、教育事務所、広報広聴、教育行政相談、県議会、教育文化表彰、国際交流、災害対策、部内連絡調整
        - 文書・法人係………… 法規・文書・公印、行政手続、聴聞主宰、法人・信託、調査・統計、教育要覧・教育便覧・教育調査報告書
        - 人事係…………………… 行政組織・権限配分、事務局及び県立学校職員人事・定数・服務・研修・給与・報酬・退職手当、庶務事務システム、職員団体・労働組合、行政改革、附属機関、次世代育成推進
        - 教育政策推進室……… 教育行政総合企画・調整、教育施策策定、重要施策進行管理、点検・評価、情報収集、情報化施策総合企画・調整、知事部局連絡調整、市町村教委組織・運営指導助言、市町村教委教育長・委員研修、教育改革推進本部、教育長特命事項
      - 財務課
        - 予算係…………………… 庶務、予算・決算統括、財務会計指導、市町村教委財政措置指導助言
        - 学校予算係…………… 県立学校運営予算、事務局等職員・教職員給与費、義務教育費等国庫負担金、授業料不徴収交付金、就学支援金交付金、県立学校授業料、奨学給付金
        - 給与係…………………… 教職員給与・報酬・退職手当、旅費
        - 教育給与支給班……… 給与等、児童手当、人事給与システム
      - 教職員課
        - 管理免許係…………… 庶務、教育職員免許状、退職者感謝状、優秀教職員表彰
        - 福利・職員係………… 臨時職員社会保険・雇用保険、福利厚生・保健管理、恩給、災害補償、公立学校共済、教職員互助会、教職員身体検査審議会、訟務（総括）、教職員服務制度、職員団体、教職員月報、栄典
        - 市町村立学校係……… 県費負担教職員人事・定数・服務・研修、採用試験、市町村立学校学級編制、在外教育施設派遣
        - 県立学校係…………… 県立学校教職員人事・定数・服務、採用試験、職員組織
        - 人事管理班…………… 教職員人事管理、管理職試験、職員組織・人事管理指導
      - 施設課
        - 管理助成係…………… 庶務、産振・理振・定通・へき地設備、県立学校初度調弁、市町村立学校施設整備指導・国庫補助金・施設調査、鉱害復旧指導助言
        - 財産・情報基盤係…… 教育財産（総括）、県立学校教育財産取得・管理・処分、財産台帳、公有財産取得・管理・処分（総括）、情報セキュリティ、県立学校情報基盤整備、情報化推進知事部局連絡調整
        - 施設係…………………… 県立学校施設調査・整備、県立学校施設台帳、公立学校建物耐力度調査
      - 文化財保護課
        - 管理係…………………… 庶務、銃砲刀剣類登録、美術刀剣類製作承認、文化財広報、九州歴史資料館、旧公会堂貴賓館
        - 企画・埋蔵文化財係… 文化財総合企画・指導助言、埋蔵文化財保護・指導助言、文化財保護行政情報収集、文化財愛護思想普及、文化財研修、文化財保護審議会、文化財保護指導委員
        - 文化財保護係………… 文化財保存・活用、文化財保存技術保存・活用、個別文化財保存・活用計画指導助言、県指定文化財管理、文化財防災
    - 教育振興部
      - 高校教育課
        - 管理係…………………… 庶務、定通修学奨励金、奨学事業、教育センター、学校安全団体、部内権限配分・連絡調整
        - 学事企画係…………… 公立学校教育制度企画・指導助言（高校・中高一貫校）、公立学校設置廃止（幼小中特支を除く）、県立高校・中高一貫校受入計画・入学定員・通学区域、県立高校・中等教育学校学科等編成、高校・中高一貫校入退学・福利厚生・教科書採択・学校行事実施基準・周辺環境、高校入学者選抜、中高一貫校入学者決定、高卒認定試験、技能教育施設指定、県立学校教育振興計画審議会
        - 指導班…………………… 学校教育指導総合計画（高校・中高一貫校）、組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導・学校安全、教職員研修、高校・中高一貫校教科書採択・教材取扱、校外行事、学校教育研究団体
      - 義務教育課
        - 学事企画係…………… 庶務、就学援助、公立学校教育制度企画・指導助言（幼小中）、公立学校設置廃止（幼小中）、幼小中入退学・福利厚生・教材費財政措置指導・周辺環境、教科書無償給与、小中教科書採択、中卒認定試験、学校運営協議会制度（総括）、教科用図書選定審議会
        - 指導班…………………… 学校教育指導総合計画（幼小中）、幼小中組織編制・教育課程・学習指導・進路指導、県費負担教職員研修、小中教科書採択・教材取扱、教職員海外派遣、ふくおか教育論文、ユニセフ活動、鍛ほめ福岡メソッド（総括）
        - 教育相談室…………… 幼小中生徒指導・学校安全、教育相談
      - 特別支援教育課
        - 学事企画係…………… 庶務、特別支援学校就学奨励費、特別支援教育設備、公立学校教育制度企画・指導助言（特支）、公立学校設置廃止（特支）、県立特別支援学校受入計画・学科等編成・募集定員、特別支援学校入退学・福利厚生・教材費財政措置指導・教科書採択・学校行事実施基準・周辺環境、県立特別支援学校入学者選抜（小中学部を除く）、障がい児就学指導委員会
        - 指導班…………………… 特別支援教育（特学・通級を含む）指導総合企画・実施、特別支援学校組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導・学校安全、特別支援教育研修、特別支援学校教科書採択・教材取扱、校外行事
      - 人権・同和教育課
        - 調整係…………………… 庶務、人権教育連絡調整・委嘱事業・助成、地域改善対策奨学資金、関係機関・団体
        - 指導班…………………… 人権教育実施計画・連絡調整、学力・進路保障、研究推進校、人権教育・啓発基本指針
        - 啓発班…………………… 人権教育指導助言・啓発・研修、人権教育推進委員会
      - 体育スポーツ健康課
        - 管理係…………………… 庶務、体育施設整備、体育研究所、体育・スポーツ施設、県スポーツ振興センター
        - 保健給食係…………… 幼児児童生徒保健管理、学校環境衛生・食品衛生・薬事衛生、学校医・歯科医・薬剤師、表彰（学校保健・学校給食）、学校給食奨励・指導・開設廃止・施設整備、学校給食審議会、学校保健団体・学校給食団体、健康教育（学校安全を除く）指導・研修
        - 体育・健康教育班…… 学校体育・健康教育（学校安全を除く）指導・研修、学校体育施設設備・用具整備指導、校外体育行事、表彰（学校体育・学校保健）、学校体育団体
        - スポーツ・競技力推進班……スポーツ指導、スポーツ指導者養成・研修、スポーツ奨励・行事実施、競技者育成強化、国民体育大会、スポーツ施設設備・用具、スポーツ団体
      - 社会教育課
        - 総務・文化係………… 庶務、子どもの文化芸術活動推進、ユネスコ活動（総括）、文化団体、社会教育施設（美術館、図書館、青少年科学館を含む）、教育文化奨学財団
        - 地域学校協働推進班… 社会教育振興事業推進、地域学校協働活動推進、社会教育施設、社会教育関係団体助成
        - 社会教育班…………… 社会教育関係総合計画・推進、社会教育指導助言、社会教育専門職員養成・社会教育関係者研修、社会教育委員、社会教育関係団体育成・指導、社会教育関係者表彰

教育庁出先機関組織機構

1　教育庁教育事務所
（福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築）

- 所長
  - 副所長
    - 人事管理班
    - 総務課
      - 管理係
      - 教職員係
  - 副所長
    - 主幹指導主事
    - 教育指導室
    - 教育相談室
    - 社会教育室
    - 人権・同和教育室

2　教育機関
①　教育センター

- 所長 ― 副所長
  - 総務課
  - 企　画　部
    - 事業計画課
    - 企画調査班
    - 指導改善研修班
  - 教 育 指 導 部
    - 教科教育班
  - 教 育 経 営 部
    - 教育経営班
    - 人権教育班
    - 教育相談班
  - 産業・情報教育部
    - 産業教育班
    - 情報教育班
  - 特別支援教育部
    - 特別支援教育班

②　体育研究所

- 所長 ― 次長

③　美術館

- 館長 ― 副館長
  - 総務課
  - 学芸課
  - 普及課

④　図書館

- 館長 ― 副館長
  - 総務課
  - 資料課（図書係・逐次刊行物係）
  - 参考調査課(調査相談係・利用サービス係)
  - 企画協力課（企画係・普及係）
  - 郷土資料課

⑤　社会教育総合センター

- 所長 ― 副所長
  - 総務室
  - 研修・情報室
  - 学習サポート室

⑥　英彦山青年の家

- 所長
  - 総務課
  - 研修課

⑦　少年自然の家「玄海の家」

- 所長 ― 次長

⑧　九州歴史資料館

- 館長 ― 副館長
  - 総務室
  - 学芸調査室
  - 文化財調査室

（分　館）
求菩提資料館
甘木歴史資料館
柳川古文書館

⑨　社会教育総合センター少年自然の家
⑩　ふれあいの家・青少年訓練所
ふれあいの家北筑後
ふれあいの家南筑後
ふれあいの家京築
夜須高原野外活動センター

3　その他
①　青少年科学館

- 館長 ― 副館長
  - 総務助成グループ
    （総務チーム・助成チーム）
  - 科学教育グループ
    （科学教育チーム）

②　スポーツ科学情報センター

- 所長 ― 副所長
  - 総務課 ― 総務係
  - スポーツ推進課
    - 健康科学係
    - 企画情報係

③　総合プール
④　久留米スポーツセンター
⑤　馬術競技場
⑥　総合射撃場
⑦　旧福岡県公会堂貴賓館

第３節　教育予算

１　県教育予算

平成30年度における教育予算については、「福岡県教育施策実施計画」に掲げる施策の着実な推進に向け、その確保に努めたところである。

２月補正後の教育委員会所管の最終予算は､2,545億9,367万円であり､前年度と比較して14億7,705万円、0.6%増となった。

なお、県の一般会計予算に占める教育委員会所管予算の割合は 14.27%で、このうち、人件費の割合86.4%である。

このうち、教育委員会所管予算の主な内容は、福岡県ホームページ（トップページ＞行政資料＞教育福岡(No.634～No.653)＞平成30年度4･5月号（№648)）に掲載している。

平成 30 年度　教職員定数基準一覧

区　分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学級編制基準	単式学級　40 人 （第１学年は 35 人） 複式学級 ２個学年　16 人 第１学年の児童を含む学級にあっては８人 特別支援学級　８人	単式学級　40 人 複式学級 ２個学年　８人 特別支援学級　８人	全日制　１年　２年　３年 普通・商業・家庭・農業・工業・水産　40 人　40 人　40 人 定時制　１年　２年　３年　４年 普通・商業・家庭・農業・工業　40 人　40 人　40 人　40 人	幼稚部　５人 小・中学部 一般学級　６人 重複学級　３人 高等部 一般学級　８人 重複学級　３人
教職員配当基準	従来どおり	従来どおり	標準法による	標準法による
教職員数　平成 29 年度条例定数	15,701		6,168	※(200) 2,067
教職員数　平成 30 年度条例定数	15,892		6,131	※(219) 2,141
教職員数　差引増減	191		△37	※(19) 74
教職員定数増減の理由	学級数の増等		生徒数の減等	児童生徒数の増等

(注)※欄の（　）は市町村立を内書で示す。

第４節　広報・広聴、調査統計

１　広報活動

教育に関する施策並びに方針、当面する教育問題などを広く県民に知らせ、教育行政への理解と協力を求め、教育行政の円滑な推進を図るため、広報誌「教育福岡」を発行するとともに、教育庁記者クラブ（新聞社、テレビ局、通信社など 13 社で構成）への情報提供などを通して広報活動を行った。

(1) 広報誌「教育福岡」の発行

学校教育、社会教育、芸術・文化・スポーツなどの多様な情報や教育現場の実践例を「定版」、「特集」の 2 本立てで紹介し、本県の教育について広く教育関係者の理解を求めることに努めた。

(2) 教育庁記者クラブへの情報提供

教育庁記者クラブと緊密な連携を取り、教育長記者会見、記者クラブへの発表、広報連絡会、資料提供などを通して広報活動を行った。平成 30 年度の記者クラブへの資料提供等は 242 件であった。

(3) テレビ・ラジオ番組の利用

県民情報広報課と連携を図り、県民情報広報課が購入している新聞紙面（商業紙 5 社)、テレビ番組（民放 4 社)・ラジオ番組（民放 2 社）を利用し、教育行政の動き、各種行事のお知らせなどを掲載（放映・放送）するようにした。

２　広聴活動

平成 30 年度の、教育委員による広聴活動としては、管内視察を福岡県立朝倉光陽高等学校及び豊前市立宇島小学校において実施したほか、豊前市教育委員会、県立学校教職員、京築教育事務所の職員、豊前市立宇島小学校の職員や生徒、公安委員会との意見交換会を開催するなどした。

３　調査統計

県教育委員会では、教育行政を進める上での基礎資料を総合的に得るため、各種の統計調査を実施した。平成 30 年度に実施した主要な統計調査については、福岡県ホームページ（トップページ＞子育て・教育＞教育＞教育統計・学校一覧）に掲載している。

第５節　教育文化表彰

福岡県教育委員会表彰規則（昭和 44 年福岡県教育委員会規則第 10 号）に基づく平成 30 年度の教育文化表彰の表彰式は、平成 31 年 3 月 16 日に福岡リーセントホテルにおいて行われた。

なお、被表彰者は福岡県公報第 4077 号に掲載している。

福岡県ホームページ（トップページ＞県政基本情報＞県の条例・公報＞福岡県公報（行政経営企画課）＞福岡県公報平成３１年３月＞３月１９日(火曜日))

第 6 節　福岡県教育文化奨学財団

事業概要及び以下の事業実績については経営状況報告（社会教育課令和元年 6 月発行）に掲載している。

1　教育文化事業

2　科学教育事業

3　奨学事業

第 7 節　審議会等の議事概況

教育委員会等の附属機関（審議会等）における平成 30 年度中の議事概況は次のとおりである。

名　　称	委員等の数	開催回数	議事概況	
			年月日	議　事　内　容
福岡県教職員身体検査審議会	11	22	30. 4. 1 ～ 31. 3.31	○教職員の採用、休職、復職及び免職の場合の身体検査について調査審議する。
福岡県教科用図書選定審議会	20	1	30. 4.18	○採択基準 ○選定資料（小学校用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）
福岡県立図書館協議会	10	1	30.11.18	○福岡県立図書館の運営状況に関する評価結果について ○福岡県立図書館重点取組について ○今後の福岡県立図書館の運営について
福岡県立美術館協議会	10	1	31. 1.29	○平成 30 年度実施の主要事業について ○平成 30 年度福岡県立美術館の自己評価について ○平成 31 年度実施予定の主要事業(案)について ○平成31年福岡県立美術館の自己評価(計画段階)について
福岡県社会教育委員の会議	14	5	30. 5. 9 ～ 31. 3.12	○鍛ほめ福岡メソッドを取り入れた社会教育活動の推進について ○社会教育施設の改善の方向性について

名　称	委員等の数	開催回数	議事概況	
			年月日	議事内容
福岡県文化財保護審議会	10	1	31. 2.19	○指定案件について
九州歴史資料館協議会	14	1	30. 7. 26	○平成29年度事業報告及び入館者数報告 ○平成30年度事業計画協議
大宰府史跡調査研究指導委員会	12	1	（通常） 30.10.16 ～ 30.10.17	○大宰府史跡の調査について（報告） ・平成29・30年度大宰府史跡調査の成果 ・水城跡の調査 ○大宰府史跡の調査研究について（協議） ・大宰府史跡の調査計画 ・大宰府史跡調査報告書刊行計画 ○大宰府関連史跡の調査研究について（協議） ・前畑遺跡第13次調査 ・土塁状遺構の重点調査計画 ○今後の大宰府史跡について（協議） ○今後の大宰府史跡について（協議） ・大宰府史跡の現状と課題
福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会	5	3	30. 7. 5 30. 7.13 31. 3.27	○いじめ防止対策推進委員会の概要及び活動内容について ○いじめ防止対策に関する情報及び意見交換 ○いじめによる重大事態に関する調査について

第3部　学校教育

第１章　教育の概要

第１節　現状と課題

１　小学校、中学校及び幼稚園

子供の学びの環境が大きく変化する中、新しい時代を拓く豊かな創造性とチャレンジ精神をもつ子供を育成するために、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育む学校教育の充実が求められている。

そのため、小・中学校においては学習指導要領、幼稚園においては教育要領の趣旨の周知・徹底を継続して行っている。特に、小・中学校においては、学力向上や、いじめ・不登校問題、規範意識の低下に伴う様々な問題行動等への対応に努めるとともに、これらの課題への対応の基盤となる教員の資質向上と学校評価等について、県の重要課題として継続的な取組を行っている。

今後、学力向上のための学力調査や学習指導要領の趣旨徹底、学校・地域が連携して行う体験を中心とした学ぶ意欲の育成や心の教育の推進、学校関係者評価等を取り入れた信頼される学校づくりを一層推進していく必要がある。

また、幼稚園、小・中学校において、特別支援教育が適切に実施されることが求められており、一貫した継続性のある特別支援教育を一層推進していく必要がある。

２　高等学校

本県では、高等学校を94校設置しており、全日制課程を92校、定時制課程を20校、通信制課程を1校に置いている。生徒数は、平成30年5月1日現在で70,877人である（この10年間で約8%減少）。

設置学科には大別して普通科、専門学科及び総合学科があり、普通科を65校（うち19校が体育コース、福祉教養コース、総合コースなどの特色あるコースを設置。）、農業、工業、商業などの職業系専門学科を29校、理数、外国語、文理などの普通科系専門学科を12校、総合学科を6校に置いている。

通学区域については、普通科では13の学区を設定しているが、その他の学科等では次のとおり県内を４つに分けた地区単位又は県内全域としている。

○　特色あるコース　県内全域
○　全日制単位制　県内全域
○　職業系専門学科及び普通科系専門学科のうち文理科並びに芸術科　県内全域
○　普通科系専門学科のうち理数科及び英語科　地区単位
○　総合学科　県内全域
○　定時制課程及び通信制課程　県内全域

平成30年度の県立高校の入学定員は、全日制22,960人、定時制1,520人、通信制500人である（平成29年度と比較して全日制で560人減、定時制で40人減）。

学習指導においては、生徒の実態や学習の到達度に応じて習熟度別授業を約９割の学校で実施しているが、各教科・科目の指導内容や方法が生徒の個性の伸長を図る取組となっているか検証を加え、今後さらに個に応じた指導方法、学習内容や評価の在り方について、一層の工夫改善を進めていく必要がある。

特に、生徒たちが将来の自己の進路について、主体的に考えることができるよう、ボランティア活動やインターンシップ等、体験的な活動及びガイダンス機能の充実を図り、人間としての在り方生き方に関する指導、いわゆるキャリア教育の推進・充実を図っている。

３　中高一貫教育校

県立高校の再編整備の中で導入を決定した中高一貫教育校として、併設型の育徳館中学校・育徳館高等学校及び門司学園中学校・門司学園高等学校、中等教育学校の輝翔館中等教育学校を設置することとし、平成16年度に育徳館中学校、門司学園中学校及び輝翔館中等教育学校を新設・開校、平成19年度に育徳館高等学校（豊津高等学校を名称変更）及び門司学園高等学校（新設）を開校した。中高一貫教育校3校は、いずれも平成21年度に全6学年が完成した。

また、「新たな中高一貫教育校の整備計画」に基づき、宗像高等学校（福岡地区）と嘉穂高等学校（筑豊地区）に宗像中学校、嘉穂高等学校附属中学校を併設し、平成27年度に中高一貫教育校として開校した。

４　特別支援学校

一人一人の教育的ニーズに応じて関係者・機関の連携による適切な教育を効果的に行うため、個別の教育支援計画を作成するとともに、各教科等の指導に当たって、個別の指導計画を作成し、教育内容・方法の一層の充実を図っている。さらに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすための校内体制の整備、体験活動や地域社会の人々との交流活動の機会拡充に努めている。

一方、県立特別支援学校への入学希望者は全県的に増加を続けており、今後の教育ニーズに的確に応えるため、平成28年11月に「県立特別支援学校の今後の整備方針について」を策定し、平成31年2月に「県立特別支援学校設置計画」を決定した。

また、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する地域の身近な相談機関として「県立特別支援学校ネットワーク」を構築し、各障がい種別や重複障がいに対応できる相談支援体制の整備を行っている。

第２節　小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園

１　小学校、中学校、義務教育学校

(1) 小・中・義務教育学校の設置数と児童生徒数

各年度の５月１日における本県の小・中・義務教育学校の設置数及び児童生徒数は次のとおりである。

学校種別	設置者別	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
小学校	計	747 (6)	11,062	276,597	742(6)	11,246	278,932	735(6)	11,402	281,424
	国	3	43	1,318	3	43	1,292	3	42	1,286
	公	735 (6)	10,931	272,778	730(6)	11,118	275,145	723(6)	11,272	277,644
	私	9	88	2,501	9	85	2,495	9	88	2,494
中学校	計	367(3)	4,708	139,161	365(3)	4,684	136,806	364(3)	4,648	134,450
	国	3	30	1,096	3	30	1,091	3	30	1,084
	公	337(3)	4,446	130,722	335(3)	4,424	128,543	334(3)	4,390	126,285
	私	27	232	7,343	27	230	7,172	27	228	7,081
義務教育学校	計	0	0	0	1	10	179	2	21	220
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公	0	0	0	1	10	179	2	21	220
	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※（　）は外数で分校を示す。

(2) 特別支援学級の設置状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(30.5.1現在)

障がい種別	小学校		中学校		計	
	学校数	学級数	学校数	学級数	学校数	学級数
知的障がい	635	968	307	399	942	1,367
病弱・身体虚弱	23	25	11	11	34	36
弱視	13	13	2	2	15	15
難聴	31	31	9	9	40	40
言語障がい	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい	435	664	207	261	642	925
肢体不自由	65	65	23	23	88	88
計	1,202	1,766	559	705	1,761	2,471

※　学校数の合計は、二つの障がい種の特別支援学級を設置している場合２校とした。
※　福岡教育大学附属福岡小学校及び中学校を含む。

(3) 通級指導教室の設置状況　(30.5.1 現在)

障がい種別	小学校		中学校		特別支援学校		計	
	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数	学校数	教室数
弱視	1	1	0	0	0	0	1	1
言語障がい	27	54	7	8	0	0	34	62
情緒障がい	20	33	5	7	0	0	25	40
難聴	5	7	2	2	1	2	8	11
LD・ADHD	84	127	27	32	0	0	111	159
自閉症	0	0	0	0	0	0	0	0
計	137	222	41	49	1	2	179	273

※　学校数の合計は、二つの障がい種の通級指導教室を設置している場合 2 校とした。

２　幼稚園

幼稚園教育の振興充実をめざし、文部科学省では、平成 18 年 10 月、「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、入園を希望するすべての 3、4、5 歳児を就園させることを目標に幼稚園の計画的整備を進めてきた。その結果、幼稚園の全国平均就園率は、6 割近くを保つようになっているものの、昨今の少子化や母親の就労形態の変化により、ここ数年は減少の傾向にある。

本県においては、すべての幼児が適切な環境のもとに、教育が受けられるように就園奨励費補助などに努めている。

(1) 幼稚園の設置及び就園状況

設置者別の園数は、私学が 91.3%を占め、都市部に集中している。幼稚園未設置は 7 町村である。就園率は、約 46%で推移している。

平成 30 年度　幼稚園の設置、就園状況

幼稚園数				教職員数				在園者数(国公私別)				在園者数(年齢別構成)			
計	国	公	私	計	国	公	私	計	国	公	私	計	3 歳	4 歳	5 歳
園	園	園	園	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
440 (1)	1	37	402 (1)	5,792	6	248	5,538	61,317	53	2,578	58,686	61,317	19,267	20,729	21,321

※(　)内は外数で分校を示す

小学校第 1 学年児童数	幼稚園修了者数	平成 30 年度就園率
46,553 名	21,321 名	45.8%

$$※就園率＝\frac{幼稚園修了者数}{小学校第1学年児童数}\times 100$$

第3節　高等学校及び特別支援学校

1　高等学校

(1) 設置状況

本県における平成30年度の高等学校の設置状況は、表1に示すとおりである。

表1　平成30年度　高等学校の設置状況

課　　程	県　　立	市町組合立	私　　立	計
全　　日　　制	92	9	59	160
定　　時　　制	19	2(2)	0	21(2)
通　　信　　制	1	0	4	5
専　　攻　　科	2	0	10	12

（注）1.（　）内は昼間定時制分校で内数。　　(30.5.1現在)
　　2. 募集停止中及び休校中の学校を除く。
　　3. 中等教育学校後期課程を除く。

このうち、全日制課程の高等学校の学科別設置状況は、表2に示すとおりである。

表2　平成30年度　全日制課程高等学校（公立）の学科別設置状況

区　分	普通	職業に関する学科									その他学科	総合学科	学校数
		農業	工業	商業	水産	家庭	情報	福祉	その他	計			
県　立	65	9	12	9	1	8	1	1		41	12	6	92
市組合立	5		1	3		1				5	1	2	9
計	70	9	13	12	1	9	1	1		46	13	8	101

（注）1. 募集停止中の学校及び学科を除く。　　(30.5.1現在)
　　2. 中等教育学校後期課程を除く。

(2) 入学状況

平成30年度の県立高等学校入学定員及び志願状況は、表3、4に示すとおりである。

(3) 教育課程

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手」となるよう、育成を目指す資質・能力を明確化した。この目標の実現のためには、教職員だけでなく全ての大人が「学習指導要領」の理念を理解し、教育に携わり、連携・協働する「社会に開かれた教

育課程」の実現を目指す必要がある。

さらに、今回の改訂は、高大接続改革という高等学校を含む初等中等教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革の中で実施されており、生徒・保護者や地域、大学関係者をはじめ多くの関係者と、今回の改訂の理念や内容をしっかりと共有していくことが、これまで以上に重要とされている。

新学習指導要領は、令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされている。また、それに先立って、新学習指導要領に円滑に移行するための措置（移行措置）を実施することとされている。

本県教育委員会では、今回の改訂に伴い、平成29年7月、福岡県立学校教育課程専門委員会及び同研究協議会を発足させた。専門委員会においては学習指導要領の実施について、教育課程編成上の諸問題を協議するとともに、研究協議会に対し、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成上の具体的提言を行なっている。研究協議会においては学習指導要領に基づく望ましい教育課程の編成について、その基本的事項を研究協議するとともに、「学習指導要領実践の手引」の作成を行い、学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成を推進している。

また、平成30年度から令和3年度の4年間で、県内の高校の全教員を対象に、高等学校新教育課程福岡県説明会を実施し、学習指導要領について、改訂の趣旨の徹底を図るために説明及び研究協議を行い、校内研修を通じてこれを教員に周知徹底し、本県高等学校教育の改善充実を図っている。

(4) 学校教育活動及びその指導

ア 「自立と協働を学ぶ体験活動」の実施

県立高等学校（全日制）、県立中学校及び県立中等教育学校の第1学年を対象に、体験活動を実施している。新しい環境への適応、仲間との相互理解等に向けた従来の集団訓練に加え、各学校の状況に応じてテーマ別協議等も行った。アクティブ・ラーニングや、今後ますます重要となる協働的な学びへと繋いでいく体験を行うとともに、心豊かに夢や志をもった学校生活を送ることができる生徒の育成を目的に実施した。

イ 生徒指導の充実強化

生徒指導の充実については、文書通知や指導資料等の配布による指導を行うとともに、県内6教育事務所に地区担当指導主事を各1名ずつ(計6名)配置し、学校の研修会やいじめ問題の解消について指導を行うとともに、関係機関の連携強化や生徒・保護者からの教育相談などを行った。

ウ 学校視察

年度始めに、教職員課人事管理班（人事管理主事、指導主事兼参事補佐）と高校教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課指導主事による定期の学校視察を全ての県立高等学校を対象に実施し、各学校の教育指導計画及び実施状況、教職員の服務管理等の学校経営全般について、主に校長、副校長・教頭に対して指導助言を行った。

また、必要に応じて随時、指導主事による学校視察を実施した。生徒指導、学習指導、授業実施状況等について、それぞれの学校の実態を、更に詳しく把握するとともに、その点についての具体的な指導助言を行った。

(5) 教職員の研修

21世紀の社会は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグロー

バル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。将来を担う子供たちには、これらの変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて社会や人生を豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていく力を培っていく必要がある。そのために、教育も一層の進化を遂げなければならない。こうした中、教員は、その職責の重さを自覚し、不断の研究と修養に一層努力することが求められている。

教員の研修については、平成 14 年 3 月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申「高校教育改革の実現に向けた教員の資質能力の向上について」を指針として、改善・充実を図るとともに、平成 15 年度から教育公務員特例法が改正となり、10 年経験者対象の研修を実施してきた。

また、平成 29 年 4 月の「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新しい福岡県の教職員研修体系及び本県の教職員育成指標の作成に着手し、平成 30 年 3 月に育成指標を策定した。その後、4 月の教育委員会会議において策定について報告を行うとともに、10 月に各県立学校に通知し、活用について周知を図った。さらに、育成指標の策定と並行し指標に基づく研修計画の検討を行い、9 月に教育委員会会議において、基本研修計画が議決され、平成 31 年 3 月 20 日に、各教員がキャリアステージに応じた研修計画の見通しを立てるための「福岡県教職員育成指標に係る県立学校等基本研修計画書等」を各県立学校に発出した。

(6) その他

定時制・通信制教育振興のため、定時制・通信制課程就学・就業支援懇談会を実施した。2 日間にわたり、県下 4 地区を 2 会場に分けて開催し、行政機関関係者、雇用者、中学校校長代表、高校校長及び関係職員等が、生徒の就労促進や中途退学の防止等、定時制・通信制教育の充実と振興について協議した。

表３　平成30年度　県立高等学校の学科別入学定員等

（定時制は学年制と単位制の計。市町立分校は除く。）

課程	摘要	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	情報	福祉	その他職業	理数	英語	文理	芸術	総合	計
全日制	1学級当たりの生徒定数	40	40	40	40	40	40	40	40		40	40	40	40	40	
	入学定員	16,200	880	2,120	1,120	160	400	40	40		280	160	40	40	1,480	22,960
	募集学級数	405	22	53	28	4	10	1	1		7	4	1	1	37	574
定時制	1学級当たりの生徒定数	40		40						40						
	入学定員	1,320		80						120						1,520
	募集学級数	33		2						3						38
計	入学定員	17,520	880	2,200	1,120	160	400	40	40	120	280	160	40	40	1,480	24,480
	募集学級数	438	22	55	28	4	10	1	1	3	7	4	1	1	37	612

※　全日制普通科の入学定員及び募集学級数については、県立中学校及び中等教育学校前期課程からの進学者、進級者を含む。

表４　県立高等学校志願状況

年度	課程	中学校卒業者総数a	普通 (入学定員)志願者b	割合 b/a	農業 (入学定員)志願者c	割合 c/a	工業 (入学定員)志願者d	割合 d/a	商業 (入学定員)志願者e	割合 e/a	水産 (入学定員)志願者f	割合 f/a	家庭 (入学定員)志願者g	割合 g/a	情報 (入学定員)志願者h	割合 h/a
29	全日制	47,546	(16,560) 20,928	44.0	(920) 979	2.1	(2,120) 2,603	5.5	(1,120) 1,333	2.8	(160) 177	0.4	(440) 508	1.1	(40) 20	0.0
29	定時制	47,546	(1,400) 1,330	2.8			(80) 43	0.1					(80) 28	0.1		
30	全日制	46,524	(16,080) 19,887	42.7	(880) 1,040	2.2	(2,120) 2,560	5.5	(1,120) 1,244	2.7	(160) 177	0.4	(400) 453	1.0	(40) 31	0.1
30	定時制	46,524	(1,360) 1,277	2.7			(80) 41	0.1					(80) 35	0.1		

年度	課程	社会福祉 (入学定員)志願者i	割合 i/a	その他 (入学定員)志願者j	割合 j/a	理数 (入学定員)志願者k	割合 k/a	英語 (入学定員)志願者l	割合 l/a	文理 (入学定員)志願者m	割合 m/a	芸術 (入学定員)志願者n	割合 n/a	総合 (入学定員)志願者o	割合 o/a	計 (入学定員)志願者p	割合 p/a
29	全日制	(40) 36	0.1			(280) 481	1.0	(160) 180	0.4	(40) 21	0.0	(40) 52	0.1	(1,480) 1,888	4.0	(23,400) 29,206	61.4
29	定時制			(120) 158	0.3											(1,680) 1,559	3.3
30	全日制	(40) 44	0.1			(280) 527	1.1	(160) 197	0.4	(40) 23	0.0	(40) 34	0.1	(1,480) 1,786	3.8	(22,840) 28,003	60.2
30	定時制			(120) 137	0.3											(1,640) 1,490	3.2

表5　平成30年度　類型設置状況(全日制)

	類型を設けない学校数	類型を設ける学校(延べ数)		類型開始学年	
		類型数	学校数	学年	学校数
普通科	0	2	40	1	23
		3	32	2	40
		4	25	3	0
		5	7		
		その他	11		
専門学科	0	2	11	1	8
		3	4	2	15
		4	3	3	0
		5	1		
		その他	6		
総合学科	5	2	1	1	0
		3	0	2	1
		4	0	3	0
		5	0		
		その他	1		

表6 平成30年度　習熟度別学級編成の実施校(全日制)

	1年	2年	3年	計(延べ数)
数学	66	70	65	201
英語	69	75	69	213
その他	6	13	14	33
計(延べ数)	141	158	148	447

2　特別支援学校

(1) 特別支援学校の設置状況

ア　学校数　(30.5.1 現在)

障がい種別	県立	市立	合計
視覚障がい	3	－	3
聴覚障がい	4	－	4
知的障がい	6	12	18
肢体不自由	2	2	4
病弱	－	－	－
知的障がい＋肢体不自由	2	－	2
知的障がい＋病弱	1	2	3
肢体不自由＋病弱	－	2	2
視覚障がい＋肢体不自由＋病弱	1	－	1
聴覚障がい＋知的障がい＋肢体不自由	1	－	1
合計	20	18	38

イ　学部の設置校数　(30.5.1 現在)

障がい種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部本科	高等部専攻科
視覚障がい	3	3	3	1	2
聴覚障がい	4	4	4	1	1
知的障がい	－	20	20	22	－
肢体不自由	－	10	10	10	－
病弱	－	6	6	2	－
合計	7	43	43	36	3

ウ　学級数　(　) は重複学級で内数　(30.5.1 現在)

障がい種別	幼稚部	小学部	中学部	高等部		合計
				本科	専攻科	
視覚障がい	2	14(5)	11(4)	6(2)	12	45(11)
聴覚障がい	15	33(12)	19(7)	12(2)	4	83(21)
知的障がい	－	390(98)	226(53)	346(60)	－	962(211)
肢体不自由	－	164(121)	84(61)	90(57)	－	338(239)
病弱	－	17(2)	22(8)	7(3)	－	46(13)
合計	17	618(238)	362(133)	461(124)	16	1,474(495)

エ　訪問教育の実施状況　(30.5.1 現在)

種別	訪問教育実施校数	訪問教育対象児数		
		在宅	施設等	計
県立	11	38	74	112
市立	8	53	65	118
計	19	91	139	230

(2) 就学相談・支援と就学事務の充実

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じてその能力を最大限に伸ばすためには適切な教育措置が必要であることから、障がいの状態についての的確な判断と就学相談・支援の充実に努めなければならない。

平成30年度は、就学相談・支援、就学実務の充実を図るために次の事業等を実施した。

ア　就学相談・支援担当者研究協議会

障がいのある子供の就学相談・支援に従事している者に対し専門的、技術的事項に関する研究協議等の機会を提供することによって、その資質の向上を図り、併せて障がいのある子供の適切な就学相談・支援の推進を図った(7月)。

〈参加対象者〉

各市町村教育委員会の教育支援委員会委員及び就学相談・支援担当者、教育庁各教育事務所関係職員、特別支援学校の校長又は教頭(166名参加)

イ　心と体の発達教育相談（障がい児巡回教育相談）

障がい児に係る就学指導を適切かつ円滑に推進するために、保護者を対象として教育相談を行うもので、教育、医療、福祉の各専門家を相談員として、7月から8月にかけて県内で、のべ11ヶ所で実施した(相談件数65件)。

(3) 研修の充実

特別支援教育に対する社会の期待にこたえ、障がいの重度・重複化や多様化の傾向にある児童生徒等の実態に即応した知識や指導技術の向上を図るため、研修会等を実施した。

また、国立特別支援教育総合研究所や国立大学等へ特別支援教育関係教員を長期派遣するとともに、文部科学省主催の諸研修講座にも積極的に派遣し、特別支援教育に関する識見と指導力の養成を図った。

(4) 特別支援教育の理解推進

特別支援教育の振興充実を図るためには、教職員をはじめ、障がいのある子供をとりまく地域社会の人々及び保護者が、特別支援教育の意義やその成果等について正しい理解と認識を深めることが必要である。

このことから、理解推進事業として県内各地で、特別支援教育講演会を実施している。平成30年度は県立特別支援学校4校を会場として、講演等を行い、障がい児(者)とその教育に対する理解・啓発に努めた。

また、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級と幼稚園・小学校・中学校及び高等学校や地域社会との多様な交流及び共同学習を展開している。

第４節　中高一貫教育校

本県における平成30年度の中高一貫教育校の設置状況は、表１に示すとおりである。

表１　平成30年度　中高一貫教育校の設置状況

名　　　称	位　　置
育徳館中学校 育徳館高等学校	京都郡みやこ町
門司学園中学校 門司学園高等学校	北九州市門司区
宗像中学校 宗像高等学校	宗像市
嘉穂高等学校附属中学校 嘉穂高等学校	飯塚市
輝翔館中等教育学校	八女市

また、県立中学校及び中等教育学校前期課程の入学定員及び志願状況は、表２に示すとおりである。

表２　平成30年度　県立中学校及び中等教育学校の入学定員等

名　　　称	１学級当たりの生徒定数	入学定員	募集学級数	志願者数
育徳館中学校	40	120	3	222
門司学園中学校	40	120	3	217
宗像中学校	40	80	2	364
嘉穂高等学校附属中学校	40	80	2	305
輝翔館中等教育学校（前期課程）	40	120	3	128

第５節　学校の設置及び廃止等

本県における平成30年度の学校の設置及び廃止等は、福岡県ホームページ（トップページ ＞ 子育て・教育 ＞ 教育 ＞ 教育統計・学校一覧 ＞ 福岡県　幼稚園、小・中・高等学校等の設置廃止の状況）に掲載している。

第６節　高等学校進学者の受入れ

本県における高等学校（全日制）進学者の受入れについては、昭和50年以降10年ごとに有識者会議からの建議を

受け、長期計画を策定してきた。

平成17年度からの10年間は、平成16年の「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」の報告の趣旨を最大限尊重して受入れ計画を策定している。

その趣旨は、公立・私立の高校が長年にわたるお互いの役割・実績を踏まえ、協調して生徒の受入れを図ることで、本県の高校進学希望者に適切な就学機会を提供するというものである。

具体的には、翌年度の中学校卒業見込者数と「報告」で示された想定進学率（長期的に97%に近づいていくと想定）から翌年度の高等学校進学見込者数を算定し、これを県全体で概ね公立6：私立4の割合で受け入れることとしている。

なお、平成27年度以降の生徒受入れの基本方針については、平成25年10月に設置された「福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会」において協議されてきたところであるが、平成26年8月に同協議会から県教育委員会に対して報告が行われた。県教育委員会としては、同報告の内容を最大限尊重して、平成27年度以降の生徒受入れを進めていくこととしている。

第7節　県立高校教育改革の推進

本県においては、社会の急激な変化と生徒の実態の多様化に対応するため、平成11年7月の福岡県県立学校教育振興計画審議会答申を踏まえ、同年12月に県立高等学校再編整備基本計画、平成12年12月に県立高等学校再編整備に関する第一次実施計画、平成17年3月に第二次実施計画を策定し、計画的に県立高等学校の改革を推進してきた。

（概要）

○　県立高校数　111 → 95（うち中等教育学校1校）

○　普通科の学区数　15 → 13

○　特色あるコース

・　新設と見直し　総合、ヒューマンライフ、観光・情報及び自然環境の各コースを整備し、英語及び理数コースの一部並びに国際教養コースを廃止

・　改編等　体育コースをスポーツ健康、スポーツ科学、スポーツ文化及びスポーツコミュニケーションの各コースに改編、理数コースの一部及びスポーツ文化コースで募集人員を弾力化

○　普通科系専門学科　文理科を新設

○　新しいタイプの学校　中高一貫教育校5校、全日制単位制1校、総合学科5校、定時制単位制1校、総合型4校（総合型産業高校1校を含む。）、普通科総合選択制1校を整備

○　職業系専門学科　農業学科及び工業学科で改編

新しいタイプの学校の設置は平成20年度で終了したが、全ての県立高校において特色化・活性化を推進する観点から、第一次実施計画で示された諸施策の実施に引き続き取り組む。

第２章　教育活動

第１節　教育指導の実際

１　研究指定・委嘱

平成８年度から「重点課題研究指定・委嘱校」(毎年６校程度指定)に研究指定・委嘱を行う。平成 16 年度からは指定対象を「指定地域及び指定校」とし、地域指定では、その市町村内の全てまたは一部の学校を指定して研究を推進している。

平成 30 年度の研究指定・委嘱校(園)等は次のとおりである。

平成 30 年度　文部科学省及び福岡県教育委員会研究指定・委嘱校(園)等

<table>
<tr><th>種別
指定区分</th><th>幼稚園</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>高等学校</th><th>特別支援学校</th></tr>
<tr><td>県指定委嘱校</td><td>0</td><td>21</td><td>12</td><td>111</td><td>1</td></tr>
<tr><td>県指定地域</td><td colspan="3">16</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>文部科学省指定校</td><td>0</td><td>6</td><td>6</td><td>19</td><td>0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">文部科学省指定地域
(学校数)</td><td colspan="5">0</td></tr>
<tr><td>(0)</td><td>(0)</td><td>(1)</td><td>(1)</td><td>(0)</td></tr>
<tr><td>国立教育研究所
研究指定・委嘱校</td><td>0</td><td>8</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td></tr>
</table>

(1) 県指定・委嘱校(園)

重点課題研究指定・委嘱校（園）については、「教育福岡」に毎年掲載。

高等学校、中等教育学校、特別支援学校　112校

番号	学　校　名	研　究　主　題	重　点　課　題
1	県立古賀特別支援学校	共生社会に生きる力を育成する学びの連続性のある授業実践	特別支援学校における新学習指導要領改訂を踏まえた授業実践
2	県立の工業系高等学校13校	県立工業高校産業人材育成事業	先端技術と実践的なものづくり技能をもった人材育成
3	県立糸島高等学校	金融教育研究校	金融教育の実践・研究
4	県立高等学校49校	高等学校不適応・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の配置とその活用による不登校・中途退学及びいじめの防止と対応
5	県立高等学校8校	英語イマージョン教育の推進によるグローバル人材の育成	論理的思考力、判断力、表現力、実践的な英語力の育成
6	県立高等学校10校 県立輝翔館中等教育学校	福岡県立学校「新たな学びプロジェクト」	「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善の実施
7	県立高等学校7校	高等学校等特別支援教育推進事業	発達障害のある生徒に対する個に応じた支援
8	県立高等学校10校	高校生みらい支援事業	生活困窮世帯生徒等に対する進路決定に向けた継続した支援
9	県立高等学校7校	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	
10	県立福岡農業高等学校	未来グローバル農業者育成事業	国際的なＧＡＰ認証に基づいた栽培管理を理解し、グローバル化に対応できる人材を育成
11	県立高等学校4校	高等学校等通級指導推進事業	

(2) 文部科学省研究指定・協力校(園)　31 校

番号	学校名	研究主題	重点課題
1	糸島市立南風小学校 糸島市立志摩中学校 中間市立底井野小学校 中間市立中間北中学校 小郡市立のぞみが丘小学校 小郡市立三国中学校 筑後市立水洗小学校 筑後市立羽犬塚中学校 田川市立猪位金小学校 田川市立猪位金中学校 築城町立築城小学校 築城町立築城中学校	道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	福岡県の道徳教育の課題に応じた市町村による実践的研究
2	県立小倉高等学校 県立城南高等学校 県立香住丘高等学校 県立明善高等学校 県立鞍手高等学校 県立東筑高等学校	スーパーサイエンスハイスクール（ＳＳＨ）事業	科学技術立国を支える将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数系教育の実施、カリキュラムの研究・開発、課題研究の推進
3	県立福岡農業高等学校 県立香椎高等学校	スーパープロフェッショナルハイスクール（ＳＰＨ）事業	農業及びファッション産業の各分野における創造的・実践的能力等の育成
4	県立京都高等学校 県立鞍手高等学校	スーパーグローバルハイスクール（ＳＧＨ）事業	グローバルリーダーの育成に資する教育の研究開発
5	県立八幡南高等学校 県立香椎高等学校 県立武蔵台高等学校 県立嘉穂高等学校	英語教員指導力向上事業	英語による４技能の総合的な指導を通して、コミュニケーション能力を育成するための英語科教員の指導力向上を支援
6	県立朝倉東高等学校	高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業	基礎学力の定着を図るカリキュラム・マネジメントを確立
7	県立ひびき高等学校 県立博多青松高等学校 県立明善高等学校 県立嘉穂東高等学校	高等学校等通級指導推進事業	高等学校における通級による指導の実施

(3) 文部科学省研究指定地域・指定校　（中学校１校、高等学校１校）

番号	学　　校　　名	事　　業　　名
1	粕屋町立粕屋東中学校、県立遠賀高等学校	発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 （特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業）

(4) 国立教育政策研究所研究指定・委嘱校(園)　（小学校８校　中学校３校　高等学校１校）

番号	学　　校　　名	事　　業　　名
1	糸島市立東風小学校 遠賀町立浅木小学校、遠賀町立島門小学校、遠賀町立広渡小学校、 遠賀町立遠賀中学校、遠賀町立遠賀南中学校 大牟田市立吉野小学校 県立水産高等学校	教育課程研究指定校事業
2	筑紫野市立二日市東小学校、筑紫野市立吉木小学校、 筑紫野市立阿志岐小学校、筑紫野市立筑紫野中学校	魅力ある学校づくり調査研究事業

２　中学生進路相談事業

(1) 趣旨

各学区内の県立高等学校が一堂に会し、それぞれの高等学校の教育内容や現在進めている特色ある学校づくりなどについて、中学生や保護者等を対象に説明会を実施するとともに、個別の進路相談も行い、高等学校の情報をより正確に、積極的に提供し、もって中学生が主体的に進路を考え、適切な高校選択ができるように支援することを目的とする。

(2) 実施時期

各学区ごとに、学区内の全県立高等学校が一堂に会し、夏季休業中 7、8 月頃に半日程度の日程で実施する。

(3) 実施内容

ア　高等学校説明

学区内の各高等学校の概要を説明する。

イ　進路相談

各校ごとの相談ブースを設定する。

ウ　展示

写真・学校作成の各種冊子等を展示する。

３　道徳教育

学習指導要領に基づく道徳教育の目標達成を図るため、指導においては、学校における教育活動全体を通して行うとともに、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ることが重要である。

本県では、平成 17 年度から福岡県道徳教育地域指導者研修を実施しており、県内 6 地域から推薦された小･中学校の教諭を地域における道徳教育推進の核となる教員として養成するとともに、文部科学省の「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」（平成 26 年度～）により、県内 6 市町村を道徳教育推進市町村として指定し、研究成果を県内に発信している。

また、「特別の教科　道徳」（小学校は平成 30 年度、中学校は令和元年度から）の全面実施に当たっては、平成 26 年度から福岡県道徳教育研究協議会において、県内各学校の道徳教育推進教師等を対象に新学習指導要領（平成 29 年 3 月）の内容について周知を図ってきたところであり、さらなる充実に向けて、本県が作成した校内研修を支援するための手引書「道徳教育実践ハンドブック vol.2」等の活用を進めている。

また、県立高等学校では全校で、教育活動全般を通じて行う道徳教育について、全体計画と年間指導計画を作成している。なお、平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領によると、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することとされている。道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにし、公民科の「倫理」及び特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することが求められている。各学校の実情に応じ、より良いものとなるよう、適宜、見直し・改善を図ることにより、生徒の心に響く道徳教育を推進するよう努めている。

４　生徒指導

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

しかし、現状では、依然として生徒指導上の多くの課題を抱えている。少年非行実態や児童生徒の問題行動の概況を見ると、次のとおりである。

平成30年中に検挙、補導された刑法犯少年は、1,615人で前年に比べ326人減少している。そのうち児童生徒（小、中、高校）は、1,113人で全体の68.9%を占めている。また、非行者率（少年人口1,000人当たりに刑法犯少年が占める割合）は3.4人で、全国で7番目に高い割合になっている。（県警少年課調査）

いじめの問題については、平成27年3月に「福岡県いじめ問題総合対策」を改訂、さらに、平成30年2月に「福岡県いじめ防止基本方針」を改定し、国の「いじめ防止対策推進法」に則った取組を強化しながら、各学校、家庭、地域が一体となった取組が進められている。また、平成30年度の小・中・高等学校（国公私立）における不登校児童生徒数は、前年度比2,218人増の10,185人となっている。

以上のように、いわゆる非行問題の他に不登校やいじめの問題など、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒が多く存在している。また、交通違反、事故、自殺などの生命の尊重という立場からの課題、更には基本的生活習慣の欠如や道徳性、耐性の弱さなど生徒指導上の重要な課題として見逃せないものがある。

このような現状から、生徒指導の重要性を認識し、教科及び特別活動・道徳をはじめ、学校教育活動全体を通じて生徒指導の充実を図るとともに、教職員の各種研修会の開催、指導資料の作成、地域における青少年健全育成団体や関係機関との連携を密にするなど、種々の対応策を講じてきた。

(1) 実施事業

ア　県立学校集団体験活動推進事業

○　「自立と協働を学ぶ体験活動」

県立学校第1学年を対象として全日制92校、県立中学校4校、県立中等教育学校1校で実施した。

イ　いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻化しており、この現状の対策としての予防的対応はもとより、早期発見・早期対応及び解消のための施策を充実するとともに、児童生徒の思いやりや命を大切にする心の育成を図り、課題の解決に努めた。

○　いじめ問題対策強化事業

・いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭用）を全小中学校の保護者向けに配布し、ネットいじめの理解を含む家庭でのいじめ早期発見の支援に努めた。
・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のためのプログラムを推進した。
・県下6教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、小学校のいじめの問題等について専門家として指導助言を行った。

・弁護士、警察官ＯＢ、大学教授、医師及び臨床心理士からなるいじめ問題等学校支援チームを設置し、いじめの問題等において当該学校だけでは解決困難な事案に対して派遣し、問題の解決に努めた。

・学校におけるいじめ・不登校に対応するため、各教育事務所において教員等を対象としたいじめ･不登校対策実践研修会を開催し､事例を通した実践的な研修を実施した。

○　教育相談事業

・児童生徒及び保護者の悩み相談に対応するため、県下 6 教育事務所等に 22 名の相談員を配置する「子どもホットライン 24 相談事業」を行っている。

・地区担当指導主事を県下 6 教育事務所に配置し、各高等学校の生徒指導及び生徒・保護者からの相談に応じている。

○　児童生徒を取り巻く生活環境改善事業

社会福祉等の専門家等を、平成 30 年度は 9 市町に非常勤職員として配置し、福祉的な観点等から学校における教育相談機能の向上を図った。また、各市町村が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業に対し、その経費の 3 分の 1 以内の額を補助した。

○　教育相談システム構築事業

相談関係機関相互のネットワーク化を促進するため、県及び各教育事務所において相談機関のネットワーク会議を年 1 回程度実施した。

○　スクールカウンセラー等活用事業

臨床心理士等の教育相談の専門家を、平成 30 年度は全公立中学校（中等教育学校等を含む）に非常勤職員として配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図った。

○　不登校児童生徒学校等復帰支援事業

県内の4市と福岡県立大学に､不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援する効果的な指導方法等の在り方についての調査研究を委託し、その成果を県内の市町村教育委員会及び小中学校に普及・啓発した。

ウ　教育支援センター（適応指導教室）の整備充実及び設置促進

不登校児童生徒の学校復帰を支援する教育支援センター（適応指導教室）の整備充実と設置促進を推進しており、平成 30 年度現在、県内には 43 か所の教育支援センター（適応指導教室）が設置されている。

また、各教育事務所で教育支援センター（適応指導教室）等連絡会議を開催している。

エ　部活動促進事業の実施

県立高等学校における部活動の推進に必要な経費の一部を負担することにより、部活動の促進・充実を図り、もって生徒の健全育成に努めた。

オ　保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業

児童生徒の規範意識の醸成を図るとともに、発達段階を踏まえた非行防止やインターネットの適正利用をテーマにした学習を県下全公立学校で実施することとし、少年非行やインターネットに係るトラブル等の予防・防止の一層の推進に努めた。

さらに､平成 24 年度から､児童生徒と保護者が同席して学ぶ形態の学習会を設定している。

カ　高等学校不適応・いじめ防止対策事業

県立高等学校に「スクールカウンセラー」を 31 校、「スクールソーシャルワーカー」を 5 校に配置し、生徒が抱える悩みや不安を和らげるとともに、問題行動の未然防止を図り、不

登校生徒を取り巻く生活環境等の改善を図った。

また、「訪問相談員」を13校に配置し、不登校生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を図り、不登校の解消及び社会的な自立に努めた。

県教育委員会の附属機関である「福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会」に学識経験者、心理や福祉の専門家等5名の委員を委嘱し、専門的知見から審議を行い、いじめ防止等の有効な対策を検討した。

５　キャリア教育

児童生徒に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てることを目的として、進路指導からキャリア教育に概念を広げ指導を行う。

キャリア教育は、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育等を含むものであり、その時期は、小・中・高等学校、大学等の学校段階に止まらず、卒業後の職業生活や社会生活を通して、生涯にわたって展開されるものである。

(1) 就職状況<職業安定課資料より（平成31年3月末）>

ア　中学校

求人数は82人で前年比1.2%減となっている。

求職者数は、23人(前年比±0%)で、このうち県内希望者は15人であり、求職者数の65.2%にあたる。

就職内定率は、65.2%であり、前年より13.0ポイント上回っている。

イ　高等学校

求人数は19,474人で前年度に比べ10.5%の増加となっている。

求職者数は、6,900人(前年比0.7%増)で、このうち県内希望者は5,275人であり、求職者数の76.4%にあたる。

就職決定率は、99.2%であり、前年度より、0.1ポイント減少している。

(2) 推薦・選考

新規卒業者の推薦・選択の時期並びに就職のための全国統一応募書類の採用については厳守されている。戸籍謄本の提出を求める企業は、各関係者の努力によってほとんどなくなったが、社用紙への記入や面接時に家族関係や親の職業を聞く違反質問が一部の企業で行われており、就職差別排除のため、さらにその啓発に努める必要がある。

(3)　実施事業

ア　高校生キャリア教育推進事業

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、進路を主体的に選択できるようインターンシップを中心とした取組を推進し、就職率の向上を図った。

イ　新規高卒者面談会の開催

福岡県、福岡県教育委員会、福岡労働局、(財)福岡県雇用対策協会等の関係機関が連携し、新規高等学校卒業予定者の就職促進を目的にして、福岡県内4地区で求人者と就職を希望する卒業予定者を一堂に集め、企業説明及び面接を行う「新規高卒者就職面談会」を開催した。

・期　日　北九州会場　平成30年11月 7日
　　　　　福　岡会場　平成30年11月 8日

筑　後会場　　平成 30 年 11 月 06 日
筑　豊会場　　平成 30 年 11 月 16 日

・対象者　新規高等学校卒業予定者のうち就職未内定者

ウ　中学生の高等学校への体験入学

県立高等学校のうち平成30年度は94校において、中学生や保護者等に高等学校を開放し、実際の体験を通して、教育内容や特色についての理解を深めさせ、進路に対する目的意識を高めさせるとともに、中学生の進路希望学校・学科の選択決定能力の育成を図り進路指導の充実に資するために体験入学を実施した。

なお、中学生 42,458 人、中学校教員 628 人、保護者 13,107 人、その他 70 人、計 56,263 人の参加者があった。

エ　進路指導情報資料作成・配布

①　高等学校進学の手引き

中学校における生徒の進路選択の適正を期すため高校の入試と中学校の進路指導についての資料「県立高校をめざすみなさんへ」を作成し、県下の中学 3 年全員に配布し、進路指導の改善・充実を図った。

また、県立高等学校に係る入学者選抜や学校案内等の各種情報をまとめて掲載したホームページ「福岡県立高校ナビ」を作成し、進路選択等に活用できるようにした。

②　学校案内「展望」

各県立高等学校・中高一貫教育校の概要や特色ある教育活動等をまとめたものであり、県立学校受検にあたっての基本的な資料として、また、転入学希望者の学校選択の参考資料として活用できるようにした。(福岡県教育委員会ホームページに掲載)

(4) 進路指導の改善・充実の取り組み

ア　進路指導主事等研修会

中学校及び高等学校の進路指導主事に対し、進路指導に必要な専門的知識を習得させ、その指導者としての資質の向上を図るとともに、進路指導の改善・充実を期し研修会を行った。

・福岡県中・特別支援学校新任進路指導主事研修会
　平成 30 年　各教育事務所
・福岡県立学校等新任進路指導主事研修会
　平成 30 年 4 月 20 日　福岡県吉塚合同庁舎
・福岡県立学校等進路指導主事研修会
　平成 30 年 5 月 24 日　福岡県教育センター
　平成 30 年 9 月　5 日　福岡県吉塚合同庁舎
・福岡県高等学校進路指導研究協議会総会
　平成 30 年 5 月 31 日　九州産業大学

６　へき地教育

本県の小・中学校のうち、へき地指定を受けている学校は 29 校であり、その級地別内訳は次のとおりである。(分校は１でカウントし、義務教育学校は小学校でカウント)

学校種別	級　地　区　分							計
	特	準	1	2	3	4	5	
小 学 校	1	4	8	4	2	0	1	20
中 学 校	0	2	2	3	1	0	1	9
計	1	6	10	7	3	0	2	29

(H30.5.1 現在)

これらのへき地学校における教育の振興充実のため、以下の事業が実施された。

(1) 第 67 回全国へき地教育研究大会京都大会
- 主　催　文部科学省、京都府教育委員会、全国へき地教育研究連盟　他
- 大会スローガン　「歴史と伝統の京都から　人とつながり　挑戦し続け　未来を切り拓く子どもを育もう」
- 期　日　平成 30 年 10 月 11 日～12 日

(2) 第 64 回九州地区へき地・小規模校教育研究大会（長崎大会）
- 主　催　長崎県教育委員会、長崎県へき地・小規模校教育研究連盟
- 大会スローガン　「ふるさとを生かした豊かな学びをとどけよう　～歴史ある国境の島対馬から～」
- 期　日　平成 30 年 10 月 25 日～26 日

(3) 第 63 回福岡県へき地・小規模校教育研究大会
- 主　催　福岡県へき地・小規模校教育研究連盟、福岡県教育委員会
- 共　催　福岡県へき地教育振興促進期成会
- 研究主題　「主体的に学習に取り組む子どもの育成　～子ども自身のＰＤＣＡサイクルの構築を通して～」
- 期　日　平成 30 年 10 月 4 日

７　産業教育

(1) 職業教育担当教員の研修等

近年の技術革新の進展は、産業構造・就業構造に著しい変化をもたらしている。このような経済社会の急速な進展に対応し、高等学校における職業教育をより効果的なものにするためには、生徒の指導に直接あたる教員の資質向上に期するところが大きい。

特に、職業教育担当教員は、基礎・基本の重視はもとより実験・実習重視の視点から、その指導力が強く求められている。さらに技術革新の進展などの新しい時代に対応した教育内容の充実改善等の期待が大きい。

本県では、県教育委員会主催の各種研修会、職業教育担当教員の企業研修、大学等における 6 か月、1 年の長期派遣研修などを計画的に実施するとともに、文部科学省等主催の研修会等へも積極的に派遣している。

また、企業等において先端技術で活躍している社会人を特別講師として招聘し、最先端の知

識や技術などを生徒に直接指導してもらう社会人特別講師招聘事業を実施している。

なお、平成30年度における産業教育関係研修会の実施状況及び派遣の主なものは次のとおりである。

ア　職業教育担当教員企業研修

平成30年度該当者なし

イ　産業教育実習助手派遣研修

学校名	教科	実施場所	研修期間	研修テーマ
八女農業 高等学校	農業	南九州大学 都城キャンパス	30. 7.30～ 8. 3	教科「農業」における教科指導法及び職業指導等に関する講義と実習

ウ　独立行政法人教員研修センター、文部科学省主催

講座及び講習会	種別	開催期間	会　場	参加者
農業クラブ指導者養成講座	農業	30. 8. 8～ 8.10	国立オリンピック記念青少年センター	1
家庭クラブ指導者養成講座	家庭	30. 8. 2～ 8. 3	国立オリンピック記念青少年センター	1

エ　県教育センター長期派遣研修

(ｱ)　主　　催　県教育委員会

(ｲ)　研修期間　1年

(ｳ)　種　　別
- ・情報科の魅力化を担うプロジェクトチームの機能を高めるチームリーダーの働き掛けの一考察
- ・意見や主張を即興で伝え合うことができる生徒を育成する高等学校外国語（英語）科学習指導
- ・自己を肯定的に捉えることができる生徒を育てる学習指導の一考察
- ・商店街の活性化に貢献しようとする生徒を育てる商業科学習指導の一方途
- ・協働して課題解決できる生徒を育成する「実習」学習指導
- ・課題意識をもって学ぶ生徒を育てる「フードデザイン」学習指導

(ｴ)　人　　数　6人

(2) 福岡県高校生産業教育フェア

平成10年度、福岡市で、九州初の第8回全国産業教育フェア〈福岡大会〉を実施し、全国から約25万2千人の来場者を得て、成功裡に終了することができた。

平成11・12年度は、県内4地区、平成13年度は県内2地区、平成14年度以降は県内1地区

において、福岡県産業教育フェアを実施した。平成5～17年度までは県教育委員会の単独事業として実施してきたが、平成18・19・20年度は県商工部の新規事業である「科学少年」育成事業（サイエンスワールド）の一環として名称を「福岡県高校生産業教育フェア」と改め実施し、平成21年度からは県教育委員会の単独事業として同名称で実施した。このフェアでは、県内の各専門高校生が学科の枠を超えて一堂に会し、交流と学習成果の公開等を行うことによって、生徒相互の啓発と意識の高揚を図るとともに、小・中学生及び県民一般に、産業教育についての理解と協力を促すことを目指している。フェアの開催を通して、各専門高校に活力を与え、産業界との連携を深めて、新しい時代に即した産業教育の活性化を図っている。

実施内容としては、①意見・体験・研究発表、②作品展示・生産物販売、③専門高校学科紹介、④実験・実習等の体験、⑤催し物（ファッションショー・郷土芸能等）、⑥得意技実演（珠算・フラッシュ暗算・エキシビジョン等）等があり、生徒の日頃の学習成果を発表する場として、また自信を培う機会として有意義に開催されている。今後は、より多くの県民の方を対象とした広報活動の工夫が考えられる。

(3) 社会人特別講師招聘事業

メカトロ、バイオ等の先端技術や地域の特色のある伝統文化など教員では得難い専門分野等に豊かな経験や高度で専門的な知識・技術を備えた社会人を講師として学校に招聘する制度は平成2年度から実施している。この制度の導入によって職業教育の充実、活性化を図るとともに、生徒の職業教育に対する興味・関心や目的意識の高揚が期待される。

〈資料〉

社会人特別講師招聘事業の実績

学　科	平成30年度実績		
	関係学校数	時間数	回　数
農　業	8	92	42
商　業	7	39	22
水　産	1	15	4
家　庭	7	108	45
その他	14	215	100
合　計	37 実数28校	469	213

8　国際理解教育

(1)外国語指導助手招致事業

ア　目　的

米国、カナダ、英国、オーストラリア、アイルランド等から外国語指導助手(ALT)を招致し、県教育委員会及び学校に配置し、地域レベルの国際交流の進展を図ると同時に小学校、中学校及び高等学校における外国語教育及び国際理解教育の改善・充実に資する。

また、研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事し、当県における望ましい英語教育の発展・向上に資する。

イ　職　務

・外国語授業の補助・・・配置校及び訪問先の学校において担当教員の指示によりティーム・ティーチングを行う。

・国際理解教育の補助・・配置校及び訪問先の学校において国際理解教育の補助を行う。

・現職研修・・・・・・・研修会等において小学校教員や中・高等学校の英語教員の現職研修に従事する。

・そ　の　他・・・・・・・教材作成の補助及びスピーチコンテスト等への協力、特別活動及び課外活動への協力、地域における国際交流への協力を行う。

ウ　人員及び勤務場所

	人　数	勤　務　場　所
義　務　教　育　課	17 人	県教育庁、各教育事務所
高　校　教　育　課	73 人	県教育庁、県立学校 68 校

エ　活用状況

外国語指導助手の活用状況は、年々活発化している。

主な業務は、計画的に学校訪問などを行い、ティーム・ティーチングをしたり、県教育センターや地域ごとの現職教育に従事したりすることなどである。児童・生徒に対して異文化や英語に対する興味・関心を高め、学習への動機づけを行うとともに教師の資質向上にも大いに役立っている。また、国際理解教育における「国際交流」のよい機会ともなっている。

(2) 英語教育強化推進事業

ア　目　的

小学校英語教育の教科化に対応した英語力・指導力の高い中核教員の育成、配置及び各市町村における英語教育推進体制の整備、中学校英語教育の高度化に対応した英語力・指導力の高い英語教員の育成及び英語力の高い生徒の育成を行い、英語で積極的にコミュニケーションする態度を身に付け、グローバル社会で活躍する人材の育成に資するものとして、平成30 年度から実施。

イ　小学校における英語教育の教科化への対応

①　英語力・指導力の高い教員の育成

小学校英語教育に係る中核教員の英語力・指導力向上を図る研修を拡充し、中核教員を県域全小学校に配置する。

②　市町村の英語教育推進体制整備

各市町村の 1 中学校区をモデル地区に指定し、国の中央研修を終了したエリアマネージャーが、モデル地区の小学校を巡回し小学校英語教育の体制整備を支援する。

ウ　中学校における英語教育の高度化への対応

①　英語力の高い生徒の育成

中学３年生を対象とした英検ＩＢＡテストの実施や、中学生英語スピーチコンテストを実施する。

②　英語教員の英語力・指導力の向上

英語力・指導力向上研修の受講者に TOEIC 団体受験の実施や、英語関係企業の英語指導スキルに学ぶ研修を実施する。

平成 30 年度初任者研修対象の英語教員を対象に、実用英語技能検定準 1 級または TOEIC 公開テストの受験料全額の助成を行う。

(3)グローバル人材育成強化事業

ア　目　的

「グローバル人材育成強化校」を指定し、英語活動指導員(英語名 English Activity Supporter/略称ＥＡＳ)を配置することにより、生徒が英語でコミュニケーションを図る機会を確保し、論理的思考力、判断力、表現力に加え、実践的な英語力を身に付けたグローバル人材の育成を図る。

イ　グローバル人材育成強化校の指定・英語活動指導員（ＥＡＳ）の配置

グローバル人材育成強化校は、戸畑高校、東筑高校、宗像高校、福岡高校、城南高校、修猷館高校、小郡高校、鞍手高校の８校とする。平成 30 年度については、英語活動指導員４名を下表のとおり配置した。

年度	地　区	配置校	派遣校
30	福岡地区	修猷館高校	宗像高校
	福岡・北九州地区	城南高校	戸畑高校
	福岡・北九州地区	福岡高校	東筑高校
	筑後・筑豊地区	小郡高校	鞍手高校

ウ　英語活動指導員（ＥＡＳ）の役割

英語活動指導員（ＥＡＳ）は以下の①～③を行うことにより、グローバル人材育成強化校における生徒の論理的思考力、判断力及び表現力に加え、実践的な英語力を向上させる。

①　英語イマージョン教育の推進

外国語（英語）以外の授業においてティームティーチングを行い、生徒が母語で獲得した教科科目の知識・技能を活用して新しい内容について英語で理解・表現することで、当該教科科目の目標の達成に資する。

②　授業外における英語活動の指導・支援

ディベート大会やスピーチ大会に参加する生徒の指導や支援を行う。

③ 外国語（英語）の授業における指導・支援

外国語（英語）の授業においてティームティーチングを行い、生徒の英語コミュニケーション能力の育成を図る。

(4) 帰国・外国人児童生徒教育

学校教育における帰国・外国人児童生徒教育として次の四点を重視する。第一は、本人及び保護者への適応指導を充実することである。日本の学校生活に慣れ、安心して生活できるように、きめ細かな指導を行うことが必要である。また、帰国・外国人児童生徒やその保護者がいつでも相談できる体制をつくることが重要である。第二は、帰国児童生徒・外国人児童生徒の特性を生かす教育活動を推進することである。異文化での生活習慣や異文化で培った見方や考え方などをその児童生徒の特性と考え、その特性を学校教育全体で生かしていくことが重要である。第三は、日本語指導や学習指導を充実させることである。日本語の初期指導にあたっては、生活に根ざした言語の習得はもちろんのこと、その児童生徒の実態に応じた日本語指導計画や指導資料を作成したりして、授業に必要な基本的な学習言語の能力を身に付けさせることが必要である。学習指導にあたっては、日本語指導と一体となった学習指導を行うことはもちろんのこと、日本語の習得状況や学習経験に応じた学習指導計画を作成し、個に応じた指導を充実させることが必要である。第四は、地域と一体となった取組を推進することである。地域のボランティアを招聘したり、地域の外国人学校や国際交流のための施設、関係諸団体などと連携したりして、帰国・外国人児童生徒が尊重されるよう、教育活動を展開することが必要である。

９　統計教育

統計教育の普及・推進のため、福岡県情報統計教育研究協議会（事務局・北九州市立萩原小学校）は、福岡県統計協会と協力して統計教育に関する諸行事を実施した。

(1) 研究会・講演会

統計指導者講習会（主催、総務省統計研究研究所）

・期日　平成 30 年 8 月 1 日～8 月 2 日

・会場　総務省第 2 庁舎（東京都新宿区）

(2) 統計グラフ福岡県及び全国コンクール作品募集

福岡県コンクール応募総数（合計 722 点）

10　情報教育

今日我が国は、高度情報通信社会と言われ、コンピュータ等の情報機器及び情報通信ネットワークが様々な分野で活用され、日常生活に大きな変化をもたらしている。今後この傾向はさらに進み、情報機器及び情報通信ネットワークはますます発展するものと考える。

このような状況の中で、学習指導要領では、情報教育の体系的な実施と情報機器及び情報通信ネットワークによる学校教育の質的改善を新たに明確にし、急速に発展している高度情報通信社会において、全ての児童生徒にコンピュータ及び情報通信ネットワーク等の情報手段を有効に活用し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を目指している。

具体的には、小学校では、コンピュータ及び情報通信ネットワークを各教科及び総合的な学習の時間等の中で活用し、児童にコンピュータ等の活用を通して、情報活用能力を育成すること、さらに中学校では、技術・家庭科の技術分野「D 情報に関する技術」が必修であるとともに、高等学校では、教科「情報」が必履習となっている。学校における情報化を積極的に進め、児童生徒が情報化社会の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成していく。

このような情報化に対応した教育を推進するためには、指導者である教師の情報リテラシーとＩＣＴを活用した指導力の向上がきわめて重要な要素となる。そのため、県としては情報教育に関する教師の情報リテラシーとＩＣＴを活用した指導力向上を目的として、各種の研修会を実施している。平成 30 年度の実施状況は下表のとおりである。

主　催	講　座　名	30 年度受講者数
県教育委員会	県立学校等初任者研修、 5年経過教員研修、中堅教諭等資質向上研修	919 人
県教育センター	キャリアアップ講座	433 人

11　男女共同参画教育

福岡県においては、平成 13 年 10 月に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、第 1 次男女共同参画計画（平成 13～17 年度)、第 2 次男女共同参画計画（平成 18～22 年度)、第 3 次男女共同参画計画（平成 23～27 年度）を策定して、積極的な施策を展開しており、国の基本計画を踏まえ、平成 28 年 3 月には第 4 次福岡県男女共同参画計画を策定している。そこには「学校教育における男女共同参画の推進」として、①男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進、②男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進の 2 点が示されている。

県教育委員会では、上記のような国や県の動向を踏まえるとともに、学習指導要領に対応した内容となるよう、平成 14 年に改訂発行された、「男女共同参画教育－指導の手引き－」を改訂し、学校教育の中で子供の男女平等意識の形成と自らの個性や能力を生かして多様な選択と生き方を実践する資質・能力を育てていくより実践的な教育活動を推進している。

男女共同参画教育は、男女が本質的な平等と人格の尊重を基盤とし、主体的に個性や能力を伸長し、自己表現を図りながら、対等なパートナーとして責任を分かち合える社会の形成を目指す教育である。

男女共同参画教育では､男女平等の意識を育てるとともに､一人一人の個性や能力を発揮させ、伸長させる教育・学習の充実を図ることが大切である。

そのためには、幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に則り、①豊かな心の育成、②性差の正しい認識の育成、③自立する力の育成、④互いを認め、高め合う実践的態度の育成の四つの資質・能力を育てることが必要である。また、各学校段階では、子供の発達段階や実態に応じて学習内容を適切に設定することが必要である。

小・中学校では、各教科、道徳科、外国語活動（小学校)、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通して実施するものであり、それぞれの教科等のねらいを達成することを通して、男女共同参画教育が効果的に推進できるよう、男女共同参画教育の視点に立った教

育課程を編成している。また、子供のよい点や学習に対する意欲や態度、進歩の状況等を評価することにより、子供が肯定的な自己理解を深め、自分のよさを発揮して主体的に生きることができるように指導している。

12　環境教育

県においては、平成 4 年 3 月に「福岡県環境教育基本計画」を策定し、総合的な環境教育を推進している。平成 7 年 3 月には、「福岡県環境憲章」を設定し、行政、事業者、県民それぞれが日常生活や事業活動を見直し、役割分担しながら積極的に行動することを目指している。

学校教育における取組としては、平成 6 年 1 月に「環境教育指導の手引き（小学校・中学校編）」を作成して県下の全小中学校に配布して環境教育の指標としている。また、環境部との連携により福岡県環境白書や福岡県レッドデータブックを指定都市を除く市町村立小・中学校及び県立高等学校に配布し、その活用を呼びかけているところである。

さらに、平成 17 年度から、公益財団法人福岡県水源の森基金との連携により「水資源教育促進事業」を実施し、平成 20 年度からは、農林水産部との連携により「生き物調査の取組」を行っている。

この他にも、各学校において、充実した環境教育が行われるよう、以下のような取組を行っている。

(1)「環境教育副読本」「環境教育副読本資料編」（平成 5 年から毎年配布）の作成・配布

(2)「環境教育プログラム集」（平成 22 年 3 月発行）の作成・配布

13　科学教育推進事業

科学技術創造立国の実現を目指す我が国が、今後も科学技術の着実な発展を図るためには、子供たちの科学技術や理科に対する興味・関心を高め、豊かな科学的素養を身に付けることができるようにすることが重要である。そこで、県の事業として福岡県小・中学生科学作品展を開催し、科学教育の一層の充実を図る取組を推進している。また、平成 24 年度から高校生を対象として、「高校生科学技術コンテスト」を実施しており、平成 25 年度から中学生を対象として「科学の甲子園ジュニア」を開催している

14　特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

県教育委員会では、「福岡県教育振興基本計画」（平成29年3月）に基づき、今後の特別支援教育に係る施策の推進のための指針となる「福岡県特別支援教育推進プラン」（平成29年4月）を策定した。

各学校においては、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備とともに、障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じるための個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育への質的な充実に向けて取り組んでいる。

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

ア　発達障がい児等教育継続支援事業（県）

【趣旨】

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した継続性のある支援を受けることができるようにする。

【事業の内容】

○　公立・私立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等における専門家による巡回相談の実施

○　5歳児のいる家庭への理解・啓発リーフレット（広報資料）配布

○　「ふくおか就学サポートノート（引き継ぎシート）」の配布

イ　特別支援学校医療的ケア体制整備事業（県）

【趣旨】

県立特別支援学校に通学する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、看護師免許を有する者（看護職員）の配置等を行い、幼児児童生徒が安全に教育を受けられる環境を整備する。

【事業の内容】

○　学校における医療的ケアの体制整備（看護職員の配置と指導医の委嘱）

○　運営協議会の設置

○　看護職員、教員に対する研修の実施

(2) 特別支援学校生徒の職業自立の促進

ア　高校生キャリア教育推進事業（県）

【趣旨】

望ましい勤労観や職業観を身に付けさせ、就業体験の機会を拡充するとともに、就職に必要な実践的な知識や技能、態度を養うことで進路未決定者を減少させ、就職希望率・就職決定率を向上させる。

【事業の内容】

○　インターンシップの推進

・　障がいのある生徒一人一人に応じた職場開拓と障がい者雇用の理解啓発

・　生徒の不安感を軽減するための企業訪問による職場適応支援

・　ハローワークと連携した企業情報の収集及び各学校に対する情報伝達

○　「技能発表会」（新雇用開発課共催）参加生徒への指導、参加企業と学校の交流促進

・　企業への効果的な発表内容や方法に関する指導

・　インターンシップ先拡大のための企業と学校のネットワーク形成

イ　特別支援学校現場実習強化事業（県）

【趣旨】

従来の単発的な実習ではなく、学校と企業が密接に連携しながら繰り返し実習を行うデュアルシステム型現場実習を導入することで、生徒や保護者の勤労に対する意欲と自信を

高め、経済的な自立ができる一般就労を目指す生徒を増やす。

【事業の内容】

○　地域や学校・生徒の実情に応じたデュアルシステム型現場実習の推進

・　デュアルシステム支援員の配置

・　特別支援学校版デュアルシステム検討委員会の設置

・　実践報告会の開催及び実践事例集等の作成

○　障がい者雇用の理解促進によるデュアルシステムの充実

・　各学校における現場実習関係者連絡協議会の開催

・　保護者研修会等の実施

ウ　特別支援学校技能検定事業（県）

【趣旨】

県内特別支援学校生徒の自立と社会参加に向け、技能検定を通して、就労に必要な知識・技能・態度を身に付けさせるとともに、卒業後の社会生活・職業生活への意欲や自信を高め、就職希望率の上昇を目指す。

【事業の内容】

○　特別支援学校技能検定の開発

○　特別支援学校技能検定（プレ検定）の実施

○　運営協議会の設置

(3) インクルーシブ教育システムの構築

【趣旨】

早期からの教育相談・支援の必要性や地域の教育資源の組合せを活用した合理的配慮の提供及び、学校間における適切な情報の引継ぎについて、市町村や教員等への理解・啓発に主体的に取り組み、市町村における柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する。

【事業の内容】

○　県実施

・　インクルーシブ教育システム構築に向けた小・中学校管理職等研修会の開催

・　インクルーシブ教育システム構築に係る教員向けの推進ガイドの作成・配布

○　指定地域実施

・　地域連携協議会の開催

・　特別支援教育に係る専門家（早期支援コーディネーター、合理的配慮コーディネーター、発達障害支援コーディネーター）の配置

・　相談支援ファイルの作成・活用・引継ぎ

・　インクルーシブ教育システム構築に向けた啓発

(4)　高等学校等における特別支援教育の推進

ア　特別支援教育支援員の配置

【趣旨】

県立高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るため、要支援生徒の介助や学習支援を行う支援員を配置して、学校生活における支援体制を整備する。

【事業の内容】

○　要支援生徒に対し、介助や学習支援を実施（県立高校８校）

○　障がいにより他者とのコミュニケーションに課題を持つ生徒に直接支援することで良好な人間関係づくりを援助する等、様々な障がいに応じた教育支援が可能

イ　高等学校等通級指導推進事業（県）

【趣旨】

県立高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する発達障がい等のある生徒を対象に、障がいの状態等に応じた特別の指導を行う通級指導教員を配置することで、高等学校等における通級による指導を推進する。

【事業の内容】

○　拠点校４校（ひびき高等学校、博多青松高等学校、明善高等学校、嘉穂東高等学校）の設置

○　通級による指導担当者の資質向上

・　年間３回の県教育委員会主催の専門研修、国立特別支援教育総合研究所への派遣、４校合同での授業研修会の実施

第２節　付随的教育活動

１　福岡県教育文化奨学財団

(1)　奨学金等貸与状況

平成 30 年度の貸与額並びに貸与状況は次のとおりである。

高等学校入学支度金　2,057 人、奨学金　高等学校　12,325 人

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>国・公立、私立</th><th colspan="3">貸　　　与　　　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">高等学校</td><td rowspan="2">支度金</td><td>国　・　公　立</td><td colspan="3">50,000円</td></tr>
<tr><td>私　　　立</td><td colspan="3">100,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">奨学金</td><td rowspan="2">国　・　公　立</td><td>自　宅</td><td>月　額</td><td>18,000円
15,000円
10,000円</td></tr>
<tr><td>自宅外</td><td>月　額</td><td>23,000円
20,000円
15,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">私　　　立</td><td>自　宅</td><td>月　額</td><td>25,000円
15,000円
10,000円</td></tr>
<tr><td>自宅外</td><td>月　額</td><td>30,000円
20,000円
15,000円</td></tr>
</table>

※　平成 23 年４月以降入学者から貸与月額選択制度を導入した。

第３章　教　　職　　員

第１節　教職員の人事管理

１　市町村立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

30 年度の条例定数は、表１のとおりである。

表１　平成 30 年度　市町村立学校教職員定数比較表

（人）

区分		小中学校 平成29年度 条例 (a)	小中学校 平成30年度 条例 (b)	小中学校 差引 (b)－(a)	特別支援学校 平成29年度 条例 (c)	特別支援学校 平成30年度 条例 (d)	特別支援学校 差引 (d)－(c)
基準定数	校長及び教員	13,902	14,092	190	186	205	19
	養護教員	693	687	△6	4	4	0
	学校栄養職員	212	217	5	2	2	0
	事務職員	759	758	△1	8	8	0
	寄宿舎指導員	0	0	0	0	0	0
	計	15,566	15,754	188	200	219	19
基準外定数	校長及び教員	48	51	3	－	－	－
	養護教員			0	－	－	－
	事務職員			0	－	－	－
	計	48	51	3	－	－	－
合計		15,614	15,805	191	200	219	19

(2) 教職員の異動状況

平成 30 年度末及び平成 31 年度当初における異動状況は表２のとおりであり、平成 30 年度末の退職者の状況は表３のとおりである。

表２　平成 30 年度末　市町村立学校教職員人事異動集計表

区分	退職	転任	市郡間交流	他局等 転出	他局等 転入	休職	復職	採用	校長新任	副校長新任	教頭新任	計
小学校	564	1,011	275	30	14	2	8	752	94	0	118	2,868
中学校	291	486	177	31	11	1	4	294	49	0	69	1,413
義務教育学校	4	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	8
特別支援学校	6	14	1	1	0	0	0	6	1	0	1	30
計	865	1,511	453	62	25	3	12	1,055	145	0	188	4,319

表3　平成30年度末　市町村立学校教職員退職状況

（人）

区　分	定 年 退 職	早 期 退 職	普 通 退 職	計
29年度末(A)	500	158	112	770
30年度末(B)	538	166	76	780
差引(B)－(A)	38	8	△36	10

２　県立学校教職員定数と人事異動

(1) 教職員定数

平成29年度及び平成30年度における教職員の定数は表4のとおりである。

(2) 教職員の異動状況

平成30年度末及び平成31年度当初における異動状況は表5及び表6のとおりである。

平成31年度当初の教員採用状況については、表7のとおり新規採用者284名、他府県等から39名の計323名である。

表5　平成30年度末及び平成31年度当初人事異動状況

（人）

区　分	退　職							転　補（昇任を含む）							新規採用
	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	一般	計	
高等学校等	27	1	2	11	8	159	208	46	20	70	48	12	410	606	190
特別支援学校	1	0	0	5	0	44	50	9	2	9	8	3	52	83	128
小計	28	1	2	16	8	203	258	55	22	79	56	15	462	689	318
県立学校事務職等	参事補佐級以上 27					16	43	参事補佐級以上 84					108	192	31
計	58			16	8	219	301	240			56	15	570	881	349

※高等学校等及び特別支援学校における一般とは、教諭、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員のことをいう。

県立学校事務職等における一般とは、係長級以下の職員をいう。

表6　平成30年度末　県立学校教職員退職状況（31.3.31付退職）

（人）

区分	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	実習助手	寄宿舎指導員	事務職員等	計
定年退職　①	27	1	2	15	8	151	8		4	1	34	251
早期退職　②				1		16	1		1		9	28
普通退職　③						15						15
退職者計（①+②+③）	27	1	2	16	8	182	9		5	1	43	294

表４　　平成30年度　県立学校教職員条例定数比較表

区　分	中学校及び中等教育学校			高等学校 全日制			高等学校 定時制			高等学校 通信制			高等学校 計			特別支援学校			県立学校計		
	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較	30年度 条例	29年度 条例	比較
校　長	5	5	0	92	92	0	2	2	0				94	94	0	20	20	0	119	119	0
教　諭(員)	72	72	0	4,476	4,505	△ 29	349	353	△ 4	26	26	0	4,851	4,884	△ 33	1,559	1,504	55	6,482	6,460	22
養護教諭	5	5	0	126	126	0	21	21	0				147	147	0	34	34	0	186	186	0
栄養教諭																17	17	0	17	17	0
実習助手				337	337	0	12	14	△ 2				349	351	△ 2	36	36	0	385	387	△ 2
寄宿舎指導員																162	162	0	162	162	0
教育職員計（A）	82	82	0	5,031	5,060	△ 29	384	390	△ 6	26	26	0	5,441	5,476	△ 35	1,828	1,773	55	7,351	7,331	20
学校栄養職員																0	0	0	0	0	0
事務職員	5	5	0	315	318	△ 3	31	32	△ 1	4	4	0	350	354	△ 4	60	60	0	415	419	△ 4
学校司書				92	93	△ 1	4	4	0				96	97	△ 1				96	97	△ 1
技術職員				14	11	3							14	11	3				14	11	3
小　計（B）	5	5	0	421	422	△ 1	35	36	△ 1	4	4	0	460	462	△ 2	60	60	0	525	527	△ 2
その他の職員（C）				226	226	0	4	4	0				230	230	0	34	34	0	264	264	0
総務企画課所管分計（B+C）	5	5	0	647	648	△ 1	39	40	△ 1	4	4	0	690	692	△ 2	94	94	0	789	791	△ 2
合　計（A+B+C）	87	87	0	5,678	5,708	△ 30	423	430	△ 7	30	30	0	6,131	6,168	△ 37	1,922	1,867	55	8,140	8,122	18

表7　平成31年度当初　県立学校教員等採用状況

(31.4.1採用：人)

区　分	新　規	他府県等から	県内公立高校等から	県内小・中学校から	計
国語	20	5	1		26
地歴（歴史）	16	2			18
地歴（地理）	5	1			6
数学	15	2			17
理科（物理）	6	1			7
理科（化学）	8	2			10
理科（生物）	5	2			7
保健体育	17	2			19
音楽	1		1		2
家庭	10				10
農業	3				3
工業（電気・電子）	13	1			14
工業（土木）	2	1			3
商業	6	2	1		9
情報	3	2			5
英語	26	2			28
水産	1				1
実習助手（水産）	2				2
特別支援	109	9	1		119
養護教員	3				3
寄宿舎指導員	8	1			9
合計	279	35	4		318

3　教職員の服務

「教職員の服務の適正化」を教育施策の一つとして掲げ、教職員に対する服務指導の徹底を図った。

また、「教職員月報メールマガジン」を発行し、教職員の服務管理等について必要な事項を解説するとともに、学校運営の適正化に役立つ情報・資料の提供に努めた。

４　分限・懲戒処分

平成30年度中に教職員に対して行った分限及び懲戒処分は次のとおりである。

事件別	分限		懲戒				
	免職	降任	免職	停職	減給	戒告	計
交通事故・交通違反	－	－	－	1	－	－	1
そ の 他	－	－	7	1	1	－	9
計	－	－	7	2	1	－	10

５　争訟事件

平成30年度中に終結した争訟事件は次のとおりである。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決（取下）年月日	判決内容	備考
玄洋高校損害賠償請求事件 平成26年(ワ)第3880号 平成29年（ネ）第507号 平成30年（オ）第651号 平成30年（受）第803号	クラス対抗武道大会の柔道に参加していた原告の元生徒（当時1年生）が、対戦相手に技（払い腰）をかけようとした際に転倒し、頸髄等を損傷し、後遺症が残った。 このことについて、柔道授業等における安全配慮義務違反等があったことを理由として、県に対し損害賠償の提訴がなされたもの。	最高裁	元生徒及び両親	福岡県	平成30年9月6日	上告受理申立不受理決定	

６　免許と資格

(1) 教育職員免許

平成30年度における教育職員免許状の授与件数は次のとおりである。

平成30年度　免許状授与件数

種別	小学校	中学校	高等学校	特別支援	幼稚園	養護	栄養	計	再交付書換	合計
件数	1,442	1,545	2,091	586	3,550	228	215	9,657	1,891	11,548

また、上記授与件数のうち中学校及び高等学校の教科別授与件数は次のとおりである。

平成30年度　免許状授与件数

学校種別＼教科別	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	外国語	書道	保健体育	保健	看護	家庭	地理・歴史	公民
中学校	173	289	212	204	50	46	203		237	1		76		
高等学校	177		230	248	49	38	191	22	267		40	82	194	261

学校種別＼教科別	家庭実習	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	技術	職業実習	宗教	水産	工芸	情報	福祉	合計
中学校							51	1	2					1,545
高等学校	1	6	4	111	1	45			3	4	15	82	20	2,091

(2) 特別非常勤講師

免許状を要しない非常勤講師(以下「特別非常勤講師」という。)の制度は、学校教育の多様化に対応して、免許状は持たないが各種分野において優れた知識や技術を有する社会人を教育界に迎え入れるために、昭和63年教育職員免許法の改正により創設されたものである。

なお、平成30年度の届出件数は次のとおりである。

平成30年度　「特別非常勤講師」の届出状況

学校種	届出事項(抜粋)	有する専門的な知識・技術の資格等	届出の件数
小学校	食に関する指導、英会話、稲作体験、ホタルの飼育、茶道・華道、漁業体験、日本舞踊、ダンス、和太鼓指導（小倉祇園太鼓）等	学校栄養職員、管理栄養士、塾講師、農家、北九州市自然サポーター、裏千家準教授、小笠原流一級保持者、漁師、日本舞踊師範、エアロビック講師、祇園太鼓伝承者等	117件
中学校	書道、茶道、オーラルコミュニケーション、聖書講義、調理実習、武道（剣道）等	書道講師、裏千家教授、ネイティブスピーカー、教会牧師、調理師、剣道有段者等	105件
高等学校	公衆衛生、農業経済学、英会話、中国語会話、茶道、介護福祉、病理学、小児看護学、自動車整備、製菓実習、手話等	獣医師、稲作経営者、塾講師、ネイティブスピーカー、裏千家准教授、介護福祉士、臨床検査技師、看護師、自動車整備士、製菓衛生師、手話通訳派遣登録員等	546件

特別支援学校	臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床応用実習、病理学、衛生・公衆衛生学、福祉に関する講義及び実習等	臨床心理士、はり師・きゅう師免許所持者、医師、大学教授等	17 件

(3) 免許法認定講習

教育職員免許の取得に必要な単位を、大学において修得するのが困難な現職者のため免許法認定講習を開催しているが、平成 30 年度の実施状況は以下のとおりである。

平成30年度 福岡県教育職員免許法認定講習一覧表

※会場名がないものはすべて福岡教育大学会場である。

区分	欄	施行規則に規定する科目	開設科目	単位	定員	受講人数	受講期間	会場	講師等	取得できる免許状の種類	受講対象者	主催
教職に関する科目	第三欄	教育の基礎理論に関する科目 (教育に関する社会的、制度的又は経営的事項)	教育社会学	1	80	34	8/23,24	共通講義棟 208	川口 俊明 准教授	小一種 中一種 高一種 養一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教諭 小学校講師 中学校教諭 中学校講師 高等学校実習助手 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員 学校栄養士代理職員	北九州市
		教育の基礎理論に関する科目 (幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。))	学校心理学	1	80	58	8/17,20	共通講義棟 208	笹山 郁生 教授 松尾 剛 准教授			北九州市
	第四欄	教育課程及び指導法に関する科目 (教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))	教育方法･技術論	1	80	33	8/21,22	共通講義棟 208	樋口 裕介 准教授			福岡市
		教育課程及び指導法に関する科目 (理科指導法)	理科指導法	1	80	22	8/21,22	自然科学教棟 理科実践実験室 107	甲斐 初美 准教授 森藤 義孝 教授	小一種 小二種 (隣接校種)	小学校教諭 小学校講師 中学校教諭	北九州市
		教育課程及び指導法に関する科目 (社会科指導法)	社会科指導法	1	80	39	8/23,24	共通講義棟 308	小田 泰司 教授			福岡市
		教育課程及び指導法に関する科目 (道徳の指導法)	道徳の指導法	1	80	24	8/9,10 久留米大学	久留米大学 131	堺 正之 教授	小一種 中一種	小学校教諭 小学校講師 中学校教諭 中学校講師	福岡県
		教育課程及び指導法に関する科目 (特別活動の指導法)	特別活動の指導法	1	80	44	8/21,22	(8/21) 大Ⅲ教室 (8/22) 共通講義棟 102	脇田 哲郎 教授	小一種 中一種 高一種 養一種 栄養教諭一種 栄養教諭二種	小学校教諭 小学校講師 中学校教諭 中学校講師 高等学校実習助手 養護教諭 養護助教諭 学校栄養職員 学校栄養士代理職員	福岡県
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 (生徒指導の理論及び方法)	心理学を活かした生徒指導	1	80	40	8/9,10 久留米大学	久留米大学 133	友清 由希子 教授			福岡県
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 (教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法)	教育相談(カウンセリング)の理論及び方法	1	80	40	8/17,20	共通講義棟 102	中村 俊哉 教授			福岡県
教科・養護・栄養に関する科目	教科	家庭(住居学)	家庭(住居学)	1	30	25	8/21,22	家政教棟 住居学実験 実習室 210	鈴木 佐代 教授	小一種 中一種	小学校教諭 小学校講師 中学校教諭 中学校講師	福岡市
	養護	栄養学	栄養学	1	40	22	8/23,24	共通講義棟 309	南里 宏樹 教授	養一種	養護教諭 養護助教諭	福岡県
	栄養	栄養に係る教育に関する科目(1)	学校栄養教育論Ⅰ	1	30	30	8/9,10 中村学園大学	中村学園大学 7501 7503	三成 由美 教授 徳井 教孝 教授	栄養教諭一種 栄養教諭二種	学校栄養職員 学校栄養士代理職員	福岡県
		栄養に係る教育に関する科目(2)	学校栄養教育論Ⅱ	1	30	30	8/23,24 中村学園大学	中村学園大学 7501 7503	三成 由美 教授 徳井 教孝 教授	栄養教諭一種 栄養教諭二種	学校栄養職員 学校栄養士代理職員	福岡県

特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論	1	90	90	8/9,10	特別支援教育 第1教棟 特演Ⅰ	一木 薫 教授 熊谷 亮 助教	特別支援二種	特別支援学校に勤務している教諭若しくは講師、又は勤務しようとする教諭	福岡県
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目(視覚障害者) 「教育課程及び指導法」	視覚障害者の教育課程及び指導法	1	80	80	8/23,24	特別支援教育 第1教棟 特演Ⅰ	韓 星民 講師			北九州市
		特別支援教育領域に関する科目(聴覚障害者) 「教育課程及び指導法」	聴覚障害の教育課程・指導法	1	80	80	8/21,22	共通講義棟 107	相澤 宏充 教授			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	知的障害者の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	1	100	73	8/17,20	大Ⅲ教室	倉光 晃子 准教授			北九州市
		特別支援教育領域に関する科目(知的障害者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	知的障害者教育総論	1	100	28	8/17,20 久留米大学	久留米大学 13B・13C	石丸 文敏 非常勤講師			福岡県
		特別支援教育領域に関する科目(肢体不自由者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	1	80	80	8/21,22	共通講義棟 203	大平 壇 教授 一木 薫 教授			北九州市
		特別支援教育領域に関する科目(病弱者) 「心理、生理及び病理」及び「教育課程及び指導法」	病弱児の教育・心理・生理及び教育課程と指導法	1	100	100	8/23,24	大Ⅲ教室	深澤 美華恵 講師			福岡市
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (5領域)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (5領域)	1	200	200	8/17,20	アカデミックホール	深澤 美華恵講師 相澤 宏充 教授 中山 健 教授 大平 壇 教授 韓 星民 講師			福岡市
				21	1,680	1,172						

第２節　教職員の健康管理

１　健康診断

平成30年度県立学校の健康診断の実施状況は次のとおりである。

(1) 教職員定期健康診断実施状況　（人）

検査区分／学校区分	在籍者	休職者等	実施者数※
中学校（中等教育学校を含む）	122	1	121
高等学校	6,042	77	5,923
特別支援学校	1,933	31	1,883
計	8,097	109	7,927

※　胸部Ｘ線検査の実施者数

(2) 特別健康診断実施状況

区分／種別	一次検診受診者数	二次検診受診者数
調理作業に従事する職員に対する特別健康診断	0名	0名
振動工具取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断	23名	0名
VDT作業に従事する職員に対する特別健康診断	359名	354名
重量物取扱業務に従事する職員に対する特別健康診断	19名 (職場調査２校)	―

２　教職員の休職状況（新規休職者数一覧）　（人）

疾病区分・年度／学校種別	結核性疾患			精神神経系疾患			その他の疾患			計		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30
小学校	0	0	0	22	25	28	20	10	29	42	35	57
中学校	0	0	0	10	15	19	15	6	6	25	21	25
高等学校	0	0	0	21	15	13	11	9	10	32	24	23
特別支援学校	0	0	0	9	7	1	9	6	7	18	16	8
計	0	0	0	62	62	61	55	31	52	117	93	113

第3節　教職員の給与

1　給与改定

平成30年度分給与改定の主な概略は次のとおりとなっている。

ア　民間給与との較差に基づく給与改定

①　月例給…給料表の給料月額の引き上げにより平均0.1%増（平成30年4月1日から適用）

②　期末・勤勉手当…4.35月分から4.45月分へ勤勉手当を0.1月分引上げ（平成30年4月1日から適用）
平成31年度以降は6月期と12月期の支給月数を均等に配分

支給期	改正前	改正後	
		平成30年度	平成31年度以降
6月期	2.1　月	2.15　月	2.225月
12月期	2.25　月	2.3　月	2.225月
計	4.35　月	4.45　月	4.45月

③　地域手当…福岡市を除く県内の地域の支給割合を4.6%から4.63%に引上げ（平成30年4月1日から適用）

地域区分	H29	H30.4	H31.4	R2.4
福岡市 その他県内	5.4% 4.25%	⇨ 5.4% 4.63%	⇨ 5.4% 5%	5.4%

イ　教員の特殊勤務手当等の改定

①　教員特殊業務手当…手当額及び支給要件の見直し（平成31年4月1日から適用）

対象業務	改正前	改正後
部活動指導業務 ［支給要件］	3,600円 ［週休日等に4時間程度業務に従事］	2,700円 ［週休日等に3時間程度業務に従事］

②　宿日直手当…宿日直勤務を行っている教諭等の勤務1回に係る手当額を引上げ（+200円）
（平成30年4月1日から適用）

③　通勤手当…自家用車等を使用して通勤する職員に対する手当額を引下げ（平均△1,000円）
（平成31年1月1日から適用）

２　退職手当

平成 30 年度の退職手当の支給状況は次のとおりである。

平成 30 年度　退職手当支給状況

（単位：人、円）

区　　分	定年退職		定年前早期退職		普通退職		合　　計	
	人員	金　額	人員	金　額	人員	金　額	人員	金　額
小 学 校	353	8,026,566,763	105	2,321,843,663	1,739	315,527,862	2,197	10,663,938,288
中 学 校	186	4,167,190,283	57	1,243,423,182	837	222,662,981	1,080	5,633,276,446
高等学校	211	4,683,900,335	22	457,450,600	864	257,077,137	1,097	5,398,428,072
特別支援学校	39	905,727,153	11	249,406,482	708	118,425,001	758	1,273,558,636
事 務 局	7	176,674,101	1	16,781,417	3	45,697,873	11	239,153,391
合　　計	796	17,960,058,635	196	4,288,905,344	4,151	959,390,854	5,143	23,208,354,833

第４節　教職員の福利厚生

１　公務災害等補償

平成 30 年度における教職員の公務災害及び通勤災害の認定状況は次のとおりである。

(1) 平成 30 年度認定状況

災害の区分／職員区分	公務災害		通勤災害		計
	負傷	疾病	負傷	疾病	
義務教育学校職員	68		2		70
上記以外の教職員	36		0		36
事務局職員	1		0		1
計	105		2		107

(2) 公務災害原因別件数

原因別	件数
職務遂行中	93
合理的行為	0
準備行為又は後始末行為	0
出張又は赴任の期間中	12
出退勤途上	0
レクリエーション参加中	0
負傷に起因する疾病	0
公務に起因する疾病	0
設備の不完全又は管理上の不注意	0
公務上の負傷に起因する負傷	0
計	105

(3) 通勤災害の通勤用具別件数

用具	交通機関	乗用車	バイク	自転車	徒歩	計
件数	件 0	件 (0) 1	件 0	件 0	件 (0) 1	件 (0) 2

(　) は第三者加害件数で内数

２　教職員住宅

昭和 38 年度から教職員住宅等の建設事業を進めてきたが、「福岡県行政システム大綱」を踏まえ平成 14 年度から教職員住宅の見直しを行っている。現在次表のとおり管理している。

住宅管理状況一覧(H31.3.31)

名称	入居対象者	戸数
教職員住宅	事務局及び県立学校教職員	150 戸

（使用廃止済住宅を除く。）

３　公立学校共済組合

(1) 短期経理

平成30年度における福岡支部の短期経理は、収入22,196,529千円、支出22,194,698千円となった。

なお、11,788,194千円を本部へ回送した。

(2) 厚生年金保険経理

平成30年度の収入は、56,677,643千円(組合員の保険料20,286,682千円、地方公共団体の負担金29,032,257千円、追加費用負担金7,357,981千円及び前年度以前分の収入等723千円）となった。

(3) 退職等年金経理

平成30年度の収入は、3,351,135千円（組合員の掛金1,675,550千円、地方公共団体の負担金1,675,556千円及び前年度以前分の収入等29千円）となった。

(4) 経過的長期経理

平成30年度の収入は、897,813千円（地方公共団体の負担金23,425千円、追加費用負担金874,384千円及び前期以前分の収入4千円）となった。

(5) 保健経理

保健福祉事業は、短期の掛金及び負担金のうち給料及び期末勤勉手当から1.41/1000を財源として、人間ドック等の健診事業や各種セミナーを実施し、組合員の健康増進を図った。

(6) 貸付経理

平成30年度の一般貸付け、住宅貸付け等の貸付けは、合計307件、592,746千円であった。

(7) 宿泊経理

平成30年度における福岡支部2施設（福岡及び北九州宿泊所）の利用状況は、利用者数281,735人（宿泊外含む。)、収入889,766千円、支出925,108千円であった。

４　教職員の財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づいて、昭和59年度から福岡県教職員の財産形成貯蓄制度を実施しているが、平成30年度の加入状況は次のとおりである。

教職員の財産形成貯蓄加入状況（件数）

H31.3.31

貯　蓄	年　金	住　宅	計
7,522	3,346	664	11,532

第４章　学校施設・設備

第１節　小・中学校の施設整備状況

１　保有面積

平成30年５月１日現在の小・中学校校舎、屋内運動場の構造別保有面積は、表１のとおりである。

表１　小・中学校保有面積及び構造比率の比較

年度別	学校種別	学校数	学級数	児童生徒数	区分	保有面積							
						校舎				屋内運動場			
						木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計	木造	鉄筋造	鉄骨その他造	計
平成30年度	小学校	729	11,290	277,644	面積(㎡)	21,960	3,177,613	75,100	3,274,673	2,629	486,355	117,091	606,075
					比率(%)	0.67	97.04	2.29	100.00	0.43	80.25	19.32	100.00
	中学校	337	4,391	126,285	面積(㎡)	6,184	1,805,765	72,912	1,884,861	36	345,538	48,931	394,505
					比率(%)	0.33	95.80	3.87	100.00	0.01	87.59	12.40	100.00
平成29年度	小学校	736	11,118	275,145	面積(㎡)	22,025	3,181,357	73,364	3,276,746	2,632	484,318	117,871	604,821
					比率(%)	0.67	97.09	2.24	100.00	0.43	80.08	19.49	100.00
	中学校	338	4,424	128,543	面積(㎡)	6,187	1,796,348	76,539	1,879,074	36	340,764	48,931	389,731
					比率(%)	0.33	95.60	4.07	100.00	0.01	87.44	12.55	100.00
平成30年度の前年度に対する増減	小学校	△7	172	2,499	面積(㎡)	△65	△3,744	1,736	△2,073	△3	2,037	△780	1,254
	中学校	△1	△33	△2,258	面積(㎡)	△3	9,417	△3,627	5,787	0	4,774	0	4,774

２　文教施設整備等補助金

平成 30 年度に交付決定を受けた市町村立学校の施設整備等にかかる補助金は表 2 のとおりである。

表 2-1　負担金（新増築事業）

	平　成　29　年　度		平　成　30　年　度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
公立小学校校舎の新増築事業	6	195,884	3	151,909
公立中学校校舎の新増築事業	4	370,042	3	571,909
公立小学校屋内運動場の新増築事業	4	61,600	3	96,375
公立中学校屋内運動場の新増築事業	4	162,644	1	104,513
公立小中学校統合校舎等の新増築事業	4	1,127,299	4	648,637
公立特別支援学校（小中学部）の新増築事業	0	0	0	0
計	22	1,917,469	14	1,573,343

表 2-2　負担金及び補助金（災害復旧事業）

	平　成　29　年　度		平　成　30　年　度	
	学校数	補助金額（千円）	学校数	補助金額（千円）
災害復旧事業	6	137,847	6	94,551

表 2-3　交付金（学校施設環境改善交付金）

	平　成　29　年　度		平　成　30　年　度	
	市町村数	補助金額（千円）	市町村数	補助金額（千円）
危険改築、不適格改築、地震防災対策事業、大規模改造、特別支援学校建物の整備、公害防止工事等、屋外教育環境の整備、木の教育環境施設の整備、地域・学校連携施設の整備等	32	4,128,445	24	2,163,458

第２節　県立学校の施設・設備整備状況

１　校舎の維持、修繕

平成30年度における県立学校(中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校)の校舎に係わる維持、修繕については、屋根、壁、床、建具、電気、給排水、消防設備等の補修及びその他危険と思われる箇所の修繕を実施した。

２　校地の整備

県立学校の校地整備に係る用地取得については、平成30年度は、該当なし。

３　県立学校施設の整備

県立学校施設については、年次計画を策定し施設の充実を図ってきたところであるが、平成30年度は、当初予算にて高等学校では8,266,795千円、特別支援学校では1,111,023千円の予算が計上された。

今後は、平成30年3月に策定した「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画)」に基づき、計画的な老朽化対策を実施していく。

第３節　産業教育施設整備及びその他の設備の整備状況

１　産業教育振興法によるもの

○　高等学校産業教育設備整備事業

平成30年度における産業教育実習設備の整備は、表１のとおり実施した。

なお、特別装置を除く一般設備は国・地方税財政の三位一体改革により平成 17 年度から補助金が廃止され一般財源化された。また、特別装置にかかる補助金も平成25年度末をもって廃止となった。

表１　高等学校産業教育設備整備事業

（単位：千円）

設置者名	区　　分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	一般設備	29校	72,156		72,156	
	計	29校	72,156		72,156	

２　理科教育振興法によるもの

理科教育振興のための設備は、政令で定められた基準に沿って整備しており、平成30年度は表2のとおり充実を図った。

表2　理科教育整備事業

（単位：千円）

区　分	学校数	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
小学校	198校	41,940	20,335	21,605	1/2
中学校	138校	41,402	19,940	21,462	
高等学校	79校	15,253	7,472	7,781	
特別支援学校	14校	1,314	638	676	
計	429校	99,909	48,385	51,524	

３　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法によるもの

平成30年度における定時制高等学校等教育設備は、表3のとおり実施した。

なお、定時制高等学校等教育設備整備費については、国の三位一体の改革により平成17年度から補助金が廃止され一般財源化された。

表3　定時制及び通信教育整備事業

（単位：千円）

設置者名	区　分	総事業費	国庫補助金	設置者負担額	補助率
福岡県	定時制高等学校等教育設備	1,061		1,061	
計		1,061		1,061	

第５章　教育研究

第１節　福岡県教育センターの事業

１　概　要

教育センターでは、設置目的に基づき、次の事業を行った。

(1) 調査研究事業

教育に関する専門的・技術的事項や先進的な事項について調査研究を行い、その成果の広報普及を行った。

(2) 研修事業

教職員の資質の向上を図るため、教職員の職能及び経験年数に応じた基本研修、教育実践上の課題解決に役立つ専門研修を行うとともに長期派遣研修員の指導を行った。

(3) 支援事業

授業づくりを中心に、学校の様々な教育課題についての相談対応や、教育情報の提供を行った。出前研修である「どこでもセミナー」では、指導主事が校内研修等に出向いて支援を行った。「派遣コンサルタント」では、指導主事を学校等に派遣し、授業づくりや学級づくりの指導・助言を行った。

また、生徒指導上の課題の解決と幼児児童生徒の心身の健全な発達や成長を図るための教育相談を行った。幼児児童生徒やその保護者、学校関係者に対する適切な支援を行った。

(4) 情報処理教育生徒実習事業

情報教育の充実を図るため、学習指導の一環として情報処理に関する生徒実習を行った。

(5) その他

大学と教育センターが連携し、それぞれが持つ教育資源の有効活用を図った。

教育資料を収集整理し、利用を促進した。

２　調査研究事業

本県の教育課題及び経営課題を解明するために必要となる「専門的・技術的事項」、今後の学校教育の方向性を示す「先進的な事項」について調査研究を行い、手引等の作成や教育センターにおける研修事業等に活用することを通して、調査研究の成果を普及・啓発し、本県における教育活動の充実を図った。

平成 30 年度調査研究主題については、福岡県教育センターホームページ(トップページ＞調査研究＞年度別調査研究一覧＞３０年度)に掲載している。

３　研修事業

(1) 長期派遣研修

福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則に基づいて、各地域の中核となる教員として備えるべき資質・能力を修得させ、学校教育に係る喫緊の課題に対応できる人材及び学校や地域における研修を推進する人材を育成した。

平成 30 年度は、県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校から派遣された 44 人が、

研修分野別に関係する班に配属され、担当指導主事より助言を受けながら、学校や地域における教育課題に関する主題を設定し、その解決を図るための方法を研究・研修した。

(2) 基本研修

職能及び経験年数に応じて、必要不可欠な専門的知識、技能等を習得させることにより、教職員としての資質の向上を図ることを目的として、各該当者が受講すべき必修の研修を次のとおり実施した。

平成30年度　基本研修実績(教育センター主管分)

1　市町村立学校

段階	研修名	校種
初期・前期	初任者研修	小・義務教育・特別支援学校【2日間】
		中・義務教育・特別支援学校【2日間】
	教職経験2年経過教員研修	小・義務教育・特別支援学校【1日間】
		中・義務教育・特別支援学校【1日間】
	教職経験5年経過教員研修	小・中・義務教育・特別支援学校【2日間】
中期	中堅教諭等資質向上研修	小・義務教育・特別支援学校【4日間】
		中・義務教育・特別支援学校【4日間】
	公立学校新任生徒指導主事研修	中・義務教育・高等・特別支援学校【1日間】

2　県立学校

段階	研修名	校種
初期・前期	初任者研修	中・中等・高等・特別支援学校【14日間】
	教職経験2年経過教員研修	中・中等・高等・特別支援学校【2日間】
	教職経験5年経過教員研修	中・中等・高等・特別支援学校【4日間】
中期	中堅教諭等資質向上研修	中・中等・高等・特別支援学校【7日間】
	初任者研修指導教員・教科指導員研修	中・中等・高等・特別支援学校【2日間】
	新任研修主任研修	中・中等・高等・特別支援学校【2日間】
	公立学校新任生徒指導主事研修	中・中等・高等・特別支援学校【1日間】
後期	副校長・教頭研修	中・中等・高等・特別支援学校【3日間】
	校長研修	中・中等・高等・特別支援学校【2日間】

※ 研修段階については、教職経験年数により5年までを「初期」、6年から10年を「前期」、11年から25年までを「中期」、26年以上を「後期」に区分

(3) 専門研修(キャリアアップ講座)

教育実践上の課題の解決能力を高め、教職員としてのキャリアアップを図ることを目的として、次のとおり 123 講座の研修を行った。

平成 17 年度までの「短期研修」においては、およそ 6 割の講座において、対象となる受講者の研修段階を“全期”と示していたが、受講者のニーズが多様化し、講座の目的と受講者のニーズとの不一致が生じていた。目的に応じた講座内容の更なる充実と、より高い研修効果を得るための受講対象者の明確化といった観点から、目的・内容面から 4 区分の研修で構成される「キャリアアップ講座」に改編し、受講対象者を明確化させた。

その他に、大学等が実施する公開講座をキャリアアップ講座として実施している。

【研修区分①】今日的な教育課題に関する研修（全22講座、定員851名、講座延日数23日）

本県の抱える喫緊の教育課題の解決を図る講座である。

【研修区分②】基礎・基本を身につける研修（全61講座、定員1,685名、講座延日数81日）

主に教職経験 10 年未満の教員を対象とした講座である。

【研修区分③】専門的力量の充実・発展を図る研修（全28講座、定員1,023名、講座延日数36日）

上級レベルの講座である。

【研修区分④】管理職、主幹教諭、指導教諭及び主任・主事等のための研修
（全5講座、定員312名、講座延日数5日）

管理職等の職能に応じた講座である。

【そ　の　他】大学等が実施する公開講座（全7講座、定員143名、講座延日数11日）

大学等が実施する公開講座をキャリアアップ講座として実施する講座である。

平成 30 年度　専門研修(キャリアアップ講座)実績

区分 校種等	講座数	定員(A)	講座延日数	申込者数(B)	受講決定者数	申込率 (B)/(A) (%)
幼稚園				22	18	
小学校				4,358	1,861	
中学校				2,317	1,256	
高等学校				809	486	
中等教育学校				20	9	
特別支援学校				341	217	
教育相談員				22	12	
合計	123	4,014	156	7,889	3,859	197

(4) 専門研修(中核教員養成講座)

「中核教員養成講座」は、各分野において、学校及び地域の中核となって活躍できる専門的な力量又は指導力を持つ人材を養成するため、年間を通して断続的に実施する研修で、次のとおり実施した。

平成 30 年度　専門研修(中核教員養成講座)受講実績

講　座　名	修了者数	講座日数
若手教員を育てる指導者のための中核教員養成講座	24	5
学校経営参画中核教員養成講座	32	6
生徒指導･教育相談中核教員養成講座	32	6
産業教育推進中核教員養成講座	10	5
特別支援教育中核教員養成講座		
特別支援教育スペシャリストコース	26	5
特別支援学校教諭免許状取得コース	30	16
計	154	43

(5) 福岡教師塾

現代的な経営課題や教育課題、自己の抱える諸問題に関する研修を通して、福岡県の教育をリードするための資質・能力の向上を目指し、学校経営に参画する人材を養成するため、次のとおり実施した。

平成 30 年度　福岡教師塾　受講実績

講　座　名	修了者数	講座日数
福岡教師塾	60	10

4　支援事業

(1) 学校支援なんでも相談室

授業づくりや学校づくりの相談及び教育情報の提供を行った。

○来所相談・電話・メール相談（平成 30 年度実績 245 件）

○教育情報の提供

(2) 出前講座

「どこでもセミナー」(平成 30 年度実績 77 件)

当教育センター指導主事が県内どこへでも出向いて､セミナーを開催する出前研修を行った。

「派遣コンサルタント」(平成 30 年度実績 329 件)

各学校や教育団体の依頼を受けて、当教育センターから指導主事を派遣し、指導・助言を通じて授業づくりや学級づくりなどの課題解決の支援を行った。

(3) 教育相談

幼児児童生徒の心身の健全な発達や成長を図るため、教育・心理学の総合的観点から相談活動を行った。また、必要に応じて専門的・総合的な検査を実施し、特性に応じた支援を行うとともに、保護者及び教育関係職員に対する適切な支援を行った。

平成30年度　教育相談延べ件数

区別 種別	電話相談	来所相談	計
視覚障がい	1	0	1
聴覚障がい	1	0	1
言語障がい	0	0	0
知的障がい	5	0	5
情緒障がい	6	0	6
発達障がい	24	0	24
肢体不自由	0	0	0
病弱	0	0	0
反社会	6	1	7
非社会	19	1	20
適性	7	1	8
その他	56	0	56
計	125	3	128

5　情報処理教育生徒実習

県内の高等学校の生徒に対し、教育センターにおいて教科における学習指導の一環としてコンピュータ等に係る情報処理に関する実習を行い、情報処理教育の充実を図った。

平成30年度　情報処理生徒実習実績

	学校数	学級数	生徒数
情報・工業	2	2	60

6　研究・研修についての広報普及

教育センターでの研究内容や研修状況の広報普及を図るための資料を作成した。

平成30年度作成資料については、教育センターホームページに掲載している。

第４部　社会教育

第１節　現状と課題

１　現状と課題

一人一人がゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した人生を送っていくためには、県民が生涯にわたって主体的に学習に取り組み、学習を通して多様な個性を発揮するとともに、県民自らが参画し様々な地域課題を解決することができるような社会教育の振興が求められている。しかし、現在、県民の多様化・高度化する学習ニーズ、貧困問題、財政問題など、社会教育を巡るいくつかの課題が生じている。今後は多様な学習機会提供機関のネットワークの実質化を図るとともに、県と市町村の関係、役割分担を明確にし、連携・協働による施策の方向を示すことが必要である。

また、少子化、都市化等の進展や高度情報化による情報の氾濫などにより、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。そのため、家庭や地域の教育力を高めるよう、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を行うとともに、学校教育と社会教育の連携・融合をより一層推進し、学校外教育の充実を図っていく必要がある。

２　平成 30 年度の重点的取組状況と成果

(1) 学校・家庭・地域の連携強化の推進

子どもの基本的生活習慣や学習習慣の定着は、子どもの生きる力を育むと共に学力向上の基盤をつくる上で欠くことのできないものであり、家庭の教育力の向上においての重要な要素となる。

そこで、社会教育主事や保育士、保健師などによる「家庭教育支援チーム」を組織し、学力の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の確立のため、学習者のニーズ（基本的生活習慣と子どもの成長・発達や朝食や睡眠と子どもの成長、スマートフォン等情報機器と子どもの学力等）に応じて講義・演習、相談業務等、学習機会や情報の提供を 43 市町村において 296 回実施し、9,294 名の参加があった。さらに、ホームページ「ふくおか子育てパーク」により、子育て WEB 講座、講座・イベント紹介、子育てグループ情報、コラム等の情報発信を行った。

また、県 PTA 連合会が実施する“新”家庭教育宣言事業の支援として、社会教育主事による取組の啓発や研修会等における家庭教育の向上に関する情報提供等を行った。

学校と地域が連携･協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、学習支援・体験活動を実施することで、学力の向上に資することを目的とした地域学校協働活動事業を 35 市町村 239 教室で実施した。

また、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えた。

(2) 子どもの体験活動の推進

子どもたちに、自律心や協調性、社会性、命を大切にする心などを培い、社会を生き抜く力を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。そこで、体験活動の充実を図るために、「通学合宿推進事業」を実施した。

この事業は、子どもたちに学校外の下校から登校までの生活の場を提供し、日常的な生活技術を習得させることを目的に実施した。異年齢の子どもたちが、地域の公民館等の施設に宿泊（3 泊 4 日以上）し、炊事、洗濯、掃除、遊び、宿題等の日常生活を自分たちで行いながら学校に通うことで、日常の生活技術の習得はもとより、自主性や協調性を育む上で成果があった。

(3) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていく上で欠くことのできないものである。そこで、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施することで、読書習慣の定着と学校・家庭・地域における読書環境の充実を図るため、子ども読書活動充実事業を実施した。

事業内容としては、県社会教育主事や市町村の読書ボランティア等からなる読書活動応援隊を活用した啓発事業、交流事業を行った。

啓発事業では、小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象に読書活動応援隊が読書の重要性の啓発と読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法を伝授し、家庭における読書環境の充実を図った。県下 46 市町村 129 校の小学校で実施した。

また、交流事業では、小・中学生を対象に市町村の公立図書館と学校図書館が連携・協力し、読書活動応援隊を活用して、家庭での読書「うちどく」や読み聞かせ、小学生読書リーダー、中学生読書活動サポーター養成、ビブリオバトル等、読書活動推進のための事業を県下 24 市町村で実施した。

第2節　社会教育委員

１　県社会教育委員の会議

県社会教育委員は、本県社会教育の振興方策や当面する諸問題について協議した。

平成30年度は、5回の会議を開催し、国の動向や県事業を受けて平成29・30年度の審議テーマを協議した。

県社会教育委員の一覧について、詳細は福岡県ホームページ（トップページ＞子育て・教育＞教育＞社会教育・文化＞福岡県社会教育委員・会議について＞福岡県社会教育委員名簿）に掲載している。

２　社会教育委員の研修

市町村社会教育委員の職務の重要性にかんがみ、その資質の向上と活動を推進するために、県社会教育委員連絡協議会と共催で、新任者研修会、ブロック研修会及び九州ブロック社会教育研究大会福岡大会兼県社会教育研究大会を実施し、社会教育の今日的課題や社会教育委員の果たすべき役割などについて研究協議した。

(1) 市町村社会教育委員新任者研修会

新たに委嘱された市町村社会教育委員等を対象に社会教育委員の具体的役割について、県立社会教育総合センターで実施した。（参加者101名）

(2) 市町村社会教育委員ブロック研修会

篠栗町、直方市、大川市、嘉麻市、豊前市の５会場でそれぞれの地域における活動成果や諸課題について研究討議をした。（参加者470名）

(3) 九州ブロック社会教育研究大会熊本大会

九州各地及び県下の社会教育委員や社会教育・学校教育関係者等が一同に会し、2日間にわたり熊本市で開催された。1日目は、社会教育の推進に係る社会教育委員の役割や今後の方向性について、青少年の健全育成、地域と学校の連携・協働と社会教育委員の役割、自助・共助によるまちづくりのテーマに沿って分科会を行い、2日目は、「熊本地震からの創造的復興～決断・目標・対応の政治学～」というテーマで、記念講演を行った。

（参加者　全体1,042名　福岡県165名）

第 3 節　社会教育主事

1　社会教育主事

(1) 市町村の社会教育主事設置状況

(30.5.1 現在)

人口別＼区分		市町村数	設　置	未設置	社会教育主事		
			市町村数	市町村数	専　任	兼　任	計
1万人以上	市	28	9	19	15	12	27
	町	23	5	18	0	5	5
1万人未満	町　村	9	0	9	0	0	0
計		60	14	46	15	17	32

(2) 県の社会教育主事設置状況

(30.5.1 現在)

区　分	社会教育課	教育事務所	県立社会教育総合センター	県立英彦山青年の家	県立少年自然の家「玄海の家」	計
人　数	5	18	8	5	2	38

※　教育事務所駐在で、社会教育主事と知事部局事務主査の併任辞令の発令を受けている職員数：7(内数)

※　教育事務所、社会教育施設において、この他に社会教育主事補の発令を受けている職員数：15(外数)

※　他課や社会教育施設等において、事務主査・指導主事等の発令で社会教育関連事業を担う職員数

：5(外数)

(3) 教育事務所社会教育主事による市町村支援について

平成 12 年度から、旧来の派遣社会教育主事制度による市町村支援を改め、各教育事務所に社会教育主事を配置し、広域的に市町村支援を行う体制に移行した。

第４節　社会教育事業

１　青少年教育

(1) 青少年教育指導者研修

地域における青少年団体活動の充実や指導者育成のため、子ども会等の指導者を対象とした研修を次のとおり実施した。

平成 30 年度　青少年団体指導者研修一覧

地　区	期　　日	会　　場	参加人数
福　岡	6月30日～7月 1日	国立夜須高原青少年自然の家	89
北九州	6月16日	遠賀コミュニティセンター	27
北筑後	6月17日	えーるピア久留米	52
南筑後	7月 1日	広川町町民交流センター「いこっと」	47
筑　豊	6月24日	田川市公民館	29
京　築	6月10日	県立ふれあいの家京築	30
全　県	10月20日～21日 11月10日～11日	県立少年自然の家「玄海の家」	36

(2) 研修事業

ア　青少年教育モデル事業

青少年等を対象として市町村、団体等が行う事業のモデル事業として、県立青少年教育施設のそれぞれの特性を生かした事業を行った。

事業一覧は福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧に掲載している。（いずれも令和元年６月発行）

２　成人教育

(1) 社会教育関係職員等研修

生涯学習・社会教育の振興に係る事業推進において、中核的役割を果たす職員として、必要な資質・能力の習得を図るための研修事業の体系的な整備を行った。

事業実績は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和元年６月発行）に掲載している。

(2) 家庭教育支援

ア　家庭教育充実事業

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和元年６月発行）に掲載している。

イ　ホームページ「ふくおか子育てパーク」の開設

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和元年６月発行）に掲載している。

ウ　ふくおか「子どもの育ち」支援フォーラム

詳細は福岡県立社会教育総合センター要覧（令和元年６月発行）に掲載している。

(3) ＰＴＡ関連事業

ア　ＰＴＡ指導者研修会

ＰＴＡの指導者の養成を図るため、ＰＴＡ指導者研修会を次表のとおり実施した。

平成 30 年度　ＰＴＡ指導者研修会実施状況

研修会名	期日	会場	参加者	主な研修内容
県ＰＴＡ連合会会長、副会長研修会	4月15日	ピーポート甘木	634	ＰＴＡの会長・副会長を対象に、各職責に大切なもの・役割・心構え等について考える。
公立高等学校ＰＴＡ指導者研修会	8月3日	福岡リーセントホテル	314	高等学校ＰＴＡ活動を充実発展させるための活動の在り方や指導者の役割を考える。
特別支援学校ＰＴＡ指導者研修会	10月23日	福岡県立社会教育総合センター	98	ＰＴＡ幹部を対象に、組織の在り方や運営の方法など当面する諸問題を考える。

イ　優良ＰＴＡの文部科学大臣表彰並びにＰＴＡ活動振興功労者表彰（5 年に 1 回）

平成 30 年度表彰された優良ＰＴＡについては文部科学省ホームページ（トップページ＞会見・報道・お知らせ＞報道発表＞平成 30 年の報道発表＞10 月＞平成 30 年度「優良ＰＴＡ文部科学大臣表彰」並びに「ＰＴＡ活動振興功労者表彰」被表彰団体・被表彰者の決定について）に掲載されている。

3　視聴覚教育

(1) 福岡県視聴覚ライブラリー

視聴覚教材の保管、利用及び普及等に資するため、県立社会教育総合センターに福岡県視聴覚ライブラリーを置いている。

ア　教材収集

地域活動、家庭教育、野外活動など社会教育で利用できる教材、国語、社会など学校教育で利用できる教材、その他様々な分野の視聴覚教材を収集している。

平成 30 度末における視聴覚教材の保有本数は、16 ミリフィルム 1,469 本、ビデオテープ 2,505 本、DVD849 本、CD-ROM39 本、その他(CD 等)50 本、合計 4,912 本となった。(福岡県視聴覚教育協会所有教材を含む)

イ　教材貸出し

小中学校、公民館などの公的機関や子ども会、婦人会などの社会教育関係団体をはじめ、学習グループ・団体に対し、視聴覚教材の貸出しを行った。

ウ　利用促進

視聴覚教材の利用に関する教材目録及びチラシを配布し、広報を行った。また、「視聴覚教育協会のホームページ」の情報更新を行い、視聴覚教材の一層の利用促進を図った。

エ　16 ミリ映写機操作技術講習

映写機の使用方法やフィルムの取扱いについての講習を行い、視聴覚教材(16 ミリフィルム映画)の利用及び普及を図った。

県内視聴覚センター・ライブラリー設置状況については福岡県視聴覚ライブラリーホームページ（トップページ＞県内視聴覚センターご案内）に掲載している。

4　社会教育施設が実施する学習情報提供事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

5　調査研究事業

詳細はふくおか社会教育ネットワークホームページに掲載している。

第５節　社会教育施設

１　公民館

(1) 公民館の設置状況（社会教育調査より）

市町村における公民館の設置状況は次のとおりである。

表１　指定都市・市・町村別公民館数（総数 332 館）

館種／市町村	中央館	地区館	分館	総計	館なし（市町村数）
指定都市	0	156	3	159	1
その他の市	22	76	16	114	6
町村	26	21	12	59	0
総計	48	253	31	332	7

平成 27 年 10 月 1 日現在（市町村数：60）

(2) 公民館連合会

詳細は福岡県公民館連合会ホームページ（トップページ＞県公連（福公連）紹介）に掲載している。

２　図書館

公共図書館の設置状況については福岡県立図書館ホームページ（トップページ＞（テーマ別サービス2)図書館員向け＞福岡県公共図書館等協議会＞平成 30 年度福岡県公共図書館等概況）に掲載している。

３　博物館

博物館の設置状況については教育便覧（平成 30 年度）（福岡県教育庁教育総務部総務企画課平成 30 年８月発行）に掲載している。

４　県立社会教育総合センター

平成 30 年度主催事業及び利用状況については福岡県立社会教育総合センター要覧（社会教育総合センター令和元年６月発行）に掲載している。

５　県立英彦山青年の家

平成 30 年度主催事業及び利用状況については福岡県立英彦山青年の家要覧（英彦山青年の家令和元年６月発行）に掲載している。

６　県立少年自然の家「玄海の家」

平成 30 年度主催事業及び利用状況については福岡県立少年自然の家「玄海の家」要覧（玄海の家令和元年 6 月発行）及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」ホームページに掲載している。

７　福岡県青少年科学館

概要、主催事業、コスモシアター運営及び利用状況については福岡県青少年科学館要覧（青少年科学館令和元年 6 月発行）に掲載している。

８　県立ふれあいの家

平成 2 年度「ふれあいの家　北九州」（平成 29 年度廃止）、平成 3 年度「ふれあいの家　北筑後」（平成 30 年度廃止）、平成 4 年度「ふれあいの家　京築」（平成 30 年度廃止）、平成 7 年度「ふれあいの家南筑後」を設置した。

平成 30 年度各施設の利用状況は次のとおりである。

平成 30 年度県立ふれあいの家

区分	ふれあいの家 北筑後		ふれあいの家 南筑後		ふれあいの家 京築		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
計	1,890	3,594	3,664	7,322	1,313	2,200	6,867	13,116

９　県立図書館

概　況

福岡県立図書館は、福岡県の情報拠点として、県民の読書活動や、県民や県政の抱える課題の解決を支援する役割を有している。また、県内の図書館間を結ぶ図書館ネットワークの要としての役割を果たしている。

このため、以下の基本方針のもと、県民に役立ち、地域に貢献する図書館の実現に向けて努力している。

○基本方針（長期ビジョン）

福岡県立図書館は、本・図書館員の専門性を活用し、福岡県の人・学び・文化の発展に貢献します。

目標１：福岡県の文化を継承し、地域で活躍する人財を育てるお手伝いをします。

目標２：日々の暮らしや仕事の中での、課題解決のお手伝いをします。

目標３：読書の喜び、心の豊かさを育むお手伝いをします。

資料の収集、平成 30 年度主催事業、利用状況、福岡県立図書館協議会委員については図書館要覧（令和元年 8 月発行）に掲載している。

第5部　文　化

第1節　現状と課題

１　現状と課題

少子高齢化やグローバル化の進展､情報技術の急速な進展など社会状況が大きく変化する中で、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化芸術の発展が図られるとともに、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、豊かな県民生活と活力ある地域社会を創造することが重要になっている。また、子どもたちへの「心の教育」の重要性が指摘されており、次代を担う子どもたちに、優れた芸術に触れる機会を提供することが課題となっている。

一方、重要な史跡・建造物等の文化財を多く抱える本県の文化財保護については、都市周辺や農村部における土地利用の変更と景観の変容､所有者の世代交代に伴う保護に対する意識の変化、あるいは様々な自然災害の頻発など、文化財を取り巻く課題も多様化しており、その恒久的な保護策を講じることが年々厳しい状況となっている。また、伝統文化の分野では、技術者、伝承者の高齢化が進み、後継者の人材確保と育成が緊急な課題となっている。

２　平成30年度の重点的取組状況と成果

(1) 文化芸術については､「福岡県文化振興プラン」から平成29年3月に策定された「福岡県総合計画」に本県の文化振興の取組方針が引き継がれ、一層の推進を図っている。

なお､県の文化行政は、平成17年度以降、一般県民を対象とした芸術文化の振興業務を人づくり・県民生活部文化振興課（19年度までは生活労働部生活文化課、27年度までは新社会推進部県民文化スポーツ課）が、子どもを対象とした芸術文化の振興業務を教育庁社会教育課（19 年度までは教育庁生涯学習課）が所管しており、子どもの文化普及事業については、次の事業を実施した。

【文化庁の事業】

①　文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）

②　文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）

【県の事業】

①　芸術文化事業県費助成

②　ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業

③　ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【福岡県教育文化奨学財団の事業】

① 振興事業「舞台芸術感動体験事業」「特別支援学校等芸術鑑賞事業」

(2) 県立美術館については、平成 27 年 11 月に設置した「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」において、新しい美術館の整備に向けた基本的な方向性の検討を重ね、その結果として、平成 29 年 3 月に同委員会報告が取りまとめられ、教育長に提出された。また、新県立美術館基本構想の実現に全庁で取り組むため、平成 29 年度から設置に係る業務を人づくり・県民生活部文化振興課に移管した。

(3) 文化財の保存・活用を図るため、次のような事業を実施した。

- 国指定文化財及び県指定文化財の保護事業に対する助成
- 大規模遺跡総合整備事業（大宰府関連史跡の公有化事業に対する助成、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理事業への助成、大宰府関連史跡の発掘調査及び修復・整備等）
- 文化財保護指導委員による文化財の巡視
- 道路建設等に伴う埋蔵文化財発掘調査の実施
- 文化財指導者講習会
- 銃砲刀剣類登録審査
- 九州歴史資料館の運営

(4) 文化財の指定・解除等の状況は、次のとおりであった。

- 国指定文化財

  重要文化財　　指定 1 件

  重要無形民俗文化財　　指定 1 件

  特別史跡　　追加指定 1 件

  史跡　　指定 3 件、追加指定 1 件

  記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財　選択 1 件

- 国登録文化財

  登録有形文化財（建造物）　登録 9 件

- 県指定文化財

  有形文化財　　指定 1 件　指定解除 1 件

  無形文化財　　追加認定 1 件

  無形民俗文化財　　指定解除 1 件

第２節　子どもの文化普及事業

１　文化庁の事業

(1) 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）

【事業趣旨】

学校において、優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、芸術文化団体等による事前のワークショップや本番での共演で、本物の舞台芸術を身近に触れる機会を提供した。

【30 年度採択状況】

33 校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

(2) 文化芸術による子供の育成事業（芸術家の派遣事業）

【事業趣旨】

学校の文化活動の活性化を図るため、優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を学校に派遣し、講話、実技披露、実技指導等を行った。

【30 年度採択状況】

32 校

当該年度の採択校は文化庁ホームページに掲載。ただし、掲載は当該年度の翌年度まで。

（トップページ＞政策について＞芸術文化＞世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成＞文化芸術による子供育成総合事業）

２　県の事業

(1) 芸術文化事業県費助成

【事業趣旨】

本県の芸術文化の振興を図るために、芸術文化団体を助成した。

【助成団体】

（公財）古都大宰府保存協会、（一社）歴史と自然をまもる会、福岡県高等学校芸術・文化連盟、（公社）福岡県美術協会、福岡県中学校文化連盟

(2) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」鑑賞・発表事業

【事業趣旨】

子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供することにより、芸術文化に親しむ豊かな心を育むとともに、芸術文化活動への参加意欲を喚起するために実施した。

【30年度採択状況】

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2018（記録集)」に掲載。

(3) ふくおか県民文化祭「子ども文化事業」芸術体験講座

【事業趣旨】

学校教育活動の中で、児童及び生徒に様々な伝統文化や芸術文化を体験させることを通して、豊かな人間性と多様な個性の育成を図るために実施した。

【実施方法】

芸術団体が企画した芸術体験プログラムを事前登録し、そのメニューを小中学校等に提示し、募集する。芸術体験講座事業実行委員会及び福岡県文化団体連合会事務局が実施する。

【30年度採択状況】

20校

詳細は当該年度分のみ「ふくおか県民文化祭2018（記録集)」に掲載。

3　福岡県教育文化奨学財団の振興事業

(1) 舞台芸術感動体験事業

【事業趣旨】

小・中学生に最高の舞台における質の高い芸術の鑑賞を通して、調和のとれた情操の涵養と豊かな心の育成を図るために実施した。

【事業内容】

日　時：平成 30 年 10 月 17 日　11：00・13：45　2 回公演

会　場：アクロス福岡シンフォニーホール

内　容：九州交響楽団による演奏

【事業参加対象者】

県内の小学校 4～6 年生、中学校 1～3 年生、義務教育学校の 4～9 年生、中等教育学校前期課程の児童・生徒及び教職員等

【30 年度採択状況】

22 校

(2) 特別支援学校等芸術鑑賞事業

【事業趣旨】

文化芸術に接する機会の少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術鑑賞の機会を提供するため、県内芸術文化団体を特別支援学校に派遣して公演を実施した。

【30 年度実施状況】

特別支援学校 8 校で、演劇、演芸、音楽等の公演を実施した。

4　その他の事業

(1) 福岡県高等学校芸術・文化連盟の主な活動

○　第 33 回福岡県高等学校総合文化祭の開催

平成 30 年 9 月 16 日～平成 30 年 12 月 16 日の間に、筑後地区を中心に開催した。

○　第 42 回全国高等学校総合文化祭（長野大会）への参加

平成 30 年 8 月 7 日～平成 30 年 8 月 11 日の間に、長野県で開催され、19 部門に参加した。

○ 第 2 回全九州高等学校総合文化祭（鹿児島大会）への参加

平成 30 年 12 月 7 日～平成 30 年 12 月 9 日の間に、鹿児島県で開催され、9 部門に参加した。

(2) 福岡県中学校文化連盟の主な活動

○　第16回福岡県中学校総合文化祭福岡市大会の開催

平成30年10月13日に、福岡市のなみきスクエアにおいて開催した。

○　第8回スチューデントミュージックフェスティバルの開催

平成30年12月24日に、春日市のふれあい文化センターにおいて開催した。

○　第18回全国中学校総合文化祭長崎大会への参加

平成30年8月24日～25日の間、長崎県のアルカスＳＡＳＥＢＯで開催され、舞台部門に3校（福岡市立和白中学校（テレビ番組）、福岡市立玄洋中学校（ラジオ番組）、北九州市立則松中学校（演劇））が参加した。

第3節　県立美術館の事業

県立美術館協議会委員、概説、県立美術館主催美術展については美術館年報（令和元年6月発行）に掲載。

第4節 文化財保護

1　文化財保護審議会

本県における文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する附属機関として、文化財保護法及び福岡県文化財保護審議会条例に基づき、福岡県文化財保護審議会（以下「保護審」という。）を設置している。

平成30年4月1日現在、保護審は10名の委員及び25名の専門委員で構成されている。

なお、専門委員は、福岡県文化財保護審議会規則により「史跡部会」、「名勝・天然記念物部会」、「有形文化財部会」、「無形文化財及び民俗文化財部会」の4部会のいずれかに属することとされている。

福岡県文化財保護条例により、教育委員会が文化財の指定をするときは、あらかじめ保護審に諮問することとされている。平成30年度は、審議会1回、専門部会7回を開催した。

２　文化財の指定

平成 30 年度の文化財の指定状況は次のとおりである。

［国指定文化財］

種別	名　　称	市町村	指定年月日	備　考
重要文化財（建造物）	有馬家霊屋	久留米市	平成 30 年 12 月 25 日	
重要無形民俗文化財	小倉祇園祭の小倉祇園太鼓	北九州市	平成 31 年 03 月 28 日	
史跡	朝倉須恵器窯跡 小隈窯跡　山隈窯跡	筑前町	平成 30 年 10 月 15 日	
史跡	筑豊炭田遺跡群 三井田川鉱業所伊田坑跡 目尾炭坑跡 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道	田川市 飯塚市 直方市	平成 30 年 10 月 15 日	
史跡	安徳台遺跡	那珂川市	平成 31 年 02 月 26 日	
特別史跡	水城跡	太宰府市 大野城市	平成 31 年 02 月 26 日	追加指定
史跡	屋形古墳群 珍敷塚古墳　鳥船塚古墳 古畑古墳　原古墳	うきは市	平成 31 年 02 月 26 日	追加指定
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	北部九州の盆綱	福岡県 佐賀県	平成 31 年 03 月 28 日	

［登録有形文化財］

種別	名　　称	市町村	告示年月日	備　考
登録有形文化財（建造物）	門司港涼山亭主屋棟など計３棟	北九州市	平成 30 年 05 月 10 日	
登録有形文化財（建造物）	折尾愛真学園記念館（旧折尾警察署庁舎）	北九州市	平成 30 年 05 月 10 日	
登録有形文化財（建造物）	名島橋	福岡市	平成 30 年 05 月 10 日	
登録有形文化財（建造物）	倉員家住宅主屋など計４棟	八女市	平成 30 年 11 月 02 日	

［県指定文化財］

種　別	名　　称	市町村	指定等年月日	備　考
有形文化財 （建造物）	旧緒方家住宅	大川市	平成 31 年 03 月 19 日	
無形文化財	博多人形 博多人形制作技術	福岡市	平成 31 年 03 月 19 日	追加認定 （5 名）
有形文化財 （建造物）	久留米藩有馬家霊屋	久留米市	平成 30 年 12 月 25 日	指定解除
無形民俗文化財	小倉祇園太鼓	北九州市	平成 31 年 03 月 28 日	指定解除

指定文化財種目別件数一覧（平成 31 年 3 月 31 日現在）

種　目		国指定文化財			県指定文化財	市町村指定文化財	合計
		国宝	重要文化財	計			
有形文化財	建　造　物		40	40	55	132	227
	絵　　画		16	16	22	58	96
	彫　　刻		49	49	62	149	260
	工　芸　品	5	32	37	53	68	158
	書 跡・典 籍	1	14	15	1	33	49
	古　文　書	1	6	7	22	62	91
	歴 史 資 料			0	4	41	45
	考 古 資 料	6	34	40	105	207	352
	小　　計	13	191	204	324	750	1,278
無　形　文　化　財			3	3	8	8	19
民俗文化財	有形民俗文化財		1	1	85	164	250
	無形民俗文化財		10	10	64	128	202
	小　　計		11	11	149	292	452

種目		国指定文化財			県指定文化財	市町村指定文化財	合計
		国宝	重要文化財	計			
記念物	史跡	5	90	95	78	220	393
	名勝		8	8	6	9	23
	天然記念物	2	26	28	123	161	312
	小計	7	124	131	207	390	728
合計		20	329	349	688	1,440	2,477
伝統的建造物群			5	5		5	10
重要文化的景観			1	1			1
登録有形文化財			154	154		21	175
登録有形民俗文化財			1	1			1
登録無形民俗文化財						13	13
登録記念物			2	2			2
記録作成			17	17	3		20

注（1） 国宝 … 特別史跡、特別天然記念物を含む。

（2） 重要文化財 … 重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物を含む。

（3） 地方公共団体が長期借用している国有品を含む。

（4） 独立行政法人国立文化財機構が所有する有形文化財（美術工芸品）を除く。

３ 文化財の管理

文化財の所有者又は管理者及び管理団体に対して、日常管理指導を行った。

４ 大宰府関連史跡の環境整備事業等

史跡の保存・活用を図るため、調査の成果を踏まえて、大宰府関連史跡において、遺構の保存修理及び活用のため整備事業を継続的に実施している。

平成30年度は、7月豪雨に伴う特別史跡大宰府跡の災害復旧事業と特別史跡大野城跡増長天地区の活用事業を実施した。

５　文化財愛護思想の普及

(1) 文化財指導者講習会

○　期日・会場　　平成31年3月6日　福岡教育事務所研修室A

○　対象　　　　　市町村文化財関係者、福岡県文化財保護指導委員、文化財ボランティア、教職員等

○　テーマ　　　　建造物の保存と活用～近代和風建築を中心に～

○　内容　報告1「近代和風建築総合調査の概要と今後の取り組み」

講演1「近代和風建築のみどころ」

報告2「旧藏内家住宅と古民家の保存と活用」

報告3「文化財保護法の改正について」

(2) 福岡県文化財担当職員研修会

○　期日・会場　　平成30年10月26日　吉塚合同庁舎603B会議室

○　対象　　　　　県内文化財担当職員

○　内容　説明1　「文化財保護法の改正について」

説明2　「平成30年7月豪雨による文化財被害について」

説明3　「平成28年熊本地震の復興に伴う埋蔵文化財発掘調査に関する職員派遣について」

(3) 文化財防火デー

第65回文化財防火デー(平成31年1月26日)を中心に県機関1施設と44市町村で国・県指定等文化財の防火訓練や消防設備点検等を実施した。

(4) 九州地区民俗芸能大会

九州地区に伝承されている民俗芸能のうち価値の高いものを一般公開し、その鑑賞を通して民俗芸能の理解と知識を深め、無形民俗文化財としての保存・伝承を図るとともに、併せて上演芸能の記録を作成することを目的として昭和34年から、九州8県の持ち回りで毎年開催されている。

平成30年度は、佐賀市文化会館（佐賀県佐賀市）において10月8日に開催され、福岡県からは沖端水天宮舟舞台囃子（柳川市）が出演した。

(5) 文化財保護強調週間

平成30年度（第65回）文化財保護強調週間（平成30年11月1日～11月7日）の期間を中

心に県及び県機関4施設と38市町村で文化財愛護思想の普及･啓発とその理解を得るための事業を実施した。

○　県内文化財関連イベント開催情報一覧の作成及び配布

(6) 文化財保護指導委員

ア　配置等

国・県指定文化財等の巡回調査及び埋蔵文化財の監視並びに地域住民に対する文化財愛護思想の普及を図るため、旧教育庁出張所の所管区域を単位として17名の委員を配置し、国庫補助事業として実施した。

イ　文化財保護指導委員会議

○　期日・会場　　平成30年6月1日　福岡県庁

○　報告等　　「平成29年度事業報告及び平成30年度事業説明」
「県指定文化財の新指定等について」
「指定文化財を中心とした巡視について」
「平成29年九州北部豪雨災害に係る文化財への対応について」

６　埋蔵文化財の発掘調査

各種開発事業によりやむを得ず破壊を受けるものを対象とした調査（記録保存）と遺跡の内容を把握する調査（保存目的）について下記のとおり実施し、件数は現地での発掘調査181件、整理作業147件である。

(1) 市町村実施の調査

・単独事業　　55件（記録保存：調査23・整理29、保存目的：調査2・整理1）

・受託事業　　156件（記録保存：調査94・整理62）

・国庫補助事業　　104件（記録保存：調査33・整理37、保存目的：調査22・整理12）

(2) 県実施の調査

・単独事業　　1件（記録保存：調査1）

・受託事業　　5件（記録保存：調査2・整理3）

・国庫補助事業　　7件（保存目的：調査4・整理3）

７　銃砲刀剣類の登録

銃砲刀剣類の登録の平成30年度の処理件数は、次のとおりである。

(1) 登録件数　　278件

(2) 登録証再交付件数　　69件

(3) 登録証返納件数　144件

(4) 所有者変更届　1,607件

(5) 製作承認件数　73件

8　文化財保護に対する助成

(1) 国庫補助事業

平成30年度には、次のような補助事業計141件が行われた。

ア	近代化遺産等重点保存修理	1件
イ	建造物保存修理	6件
ウ	美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（重要文化財）	1件
エ	防災・耐震対策重点強化（防災施設等）	1件
オ	建造物耐震対策	1件
カ	美術工芸品保存修理	4件
キ	美術工芸品防災施設	1件
ク	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	2件
ケ	史跡等保存活用計画策定	6件
コ	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	37件
サ	天然記念物緊急調査	2件
シ	文化的景観保護推進	1件
ス	名勝調査	1件
セ	発掘調査等	35件
ソ	地域の特色ある埋蔵文化財活用	11件
タ	伝統的建造物群基盤強化	4件（3地区）
チ	指定文化財管理（国有文化財管理）	2件
ツ	指定文化財管理	1件
テ	無形文化財（伝承）団体	1件
ト	無形文化財（公開）	1件
ナ	民俗文化財調査（祭り・行事を含む）	4件
ニ	民俗文化財伝承・活用等	1件
ヌ	史跡等買上げ（直接買上げ）	9件

ネ　史跡等買上げ（先行取得償還）　　　　　　　　8 件

(2) 国指定文化財管理事業

平成 30 年度は、防災設備保守点検等 19 件、荒廃防止 4 件の計 23 件について行った。

(3) 県単独補助事業

平成 30 年度は、有形文化財、無形民俗文化財等の保存修理や天然記念物の樹勢回復、防災設備保守点検など 30 件について行った。

９　九州歴史資料館

平成 30 年度の事業については、「九州歴史資料館年報　平成 30 年度（2018）」（九州歴史資料館ホームページ＞刊行物＞年報・研究論集）に掲載している。

第６部　体育・スポーツ及び健康教育

第１節　現状と課題

１　現状と課題

(1) 体育・スポーツの振興について

現在、県教育委員会所管として学校体育の充実、競技スポーツの推進に努めている。

学校体育においては、児童生徒の体力の向上や生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成を図っているが､運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや、昭和60年頃の体力のピーク時に比べると低い状況が見られることなどの課題があり､引き続き児童生徒の体力を向上させるとともに、自ら進んで運動・スポーツを継続的に行う児童生徒の育成に努める必要がある。

また、運動部活動については、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であることから、積極的に参加するよう奨励するとともに、生徒の能力・適性・興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し、適切な活動が行われるよう配慮することが必要である。

競技スポーツの推進については、現在、国民体育大会男女総合成績常時8位以内入賞を目標として取り組んでいる。平成27年度までは、3年連続で「男女総合成績8位以内入賞」を達成することができたが、平成28・29年度は「8位以内入賞」を逃した。今後は常時8位以内入賞を果たすため、県体育協会や各競技団体等と連携し、競技力の向上に努める必要がある。

(2) 健康教育の充実について

近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、メンタルヘルスの問題、性に関する問題や薬物乱用等、様々な健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化している。また、大規模な自然災害や事件・事故等で被害に遭った子どもの心のケアや学校管理下における安全確保等の課題等、新たな対応を求められる課題も生じていることから、学校保健・学校安全を推進することができるよう、学校と家庭、地域が一体となって子どもの健康、安全に関する資質や能力を育成することが必要である。また、食に関する指導を充実させるとともに、学校給食における栄養管理及び衛生管理の徹底を図る必要がある。

２　平成30年度の重点的取組状況と成果

(1) 体育・スポーツの振興について

平成26年3月に「福岡県スポーツ推進計画」を策定し、様々な取組を進めてきた。この間、スポーツを取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ､平成30年12月に後期計画として見直し､「スポーツ立県福岡」の実現に向けて体育・スポーツの振興に努めている。

学校体育については、子どもの体力向上に関する事業を実施するとともに、県内全小中高校で各学校の実態に応じた計画的かつ継続的な「１校１取組」運動を位置付けた「体力向上プラン」を作成し、児童生徒の体力の向上及び生涯にわたって運動やスポーツを実施するための資質や能力の育成を図った。

また、運動の楽しさや心地よさを実感できる運動プログラムの実践を通して、体力とともに学

ぶ意欲や向上心を高める「『運動』を通した鍛ほめプロジェクト」を展開している。

競技スポーツの推進については、競技団体独自の発掘・育成・強化システムを構築している競技団体があり、今後も県体育協会や各競技団体等と連携して一貫指導システム構築の促進とともに、平成 29 年度から将来有望なジュニアアスリートの育成強化を図り、平成 30 年度から国際的に活躍できる女性アスリートの育成強化にも力を入れている。また、スポーツ医・科学領域に精通した指導者の養成に努め、国民体育大会「男女総合成績常時 8 位以内入賞」を達成できるよう取り組んでいる。その結果、平成 30 年度は各競技団体の計画的な強化が実り、再び 8 位入賞を果たすことができた。

(2) 健康教育の充実について

学校における健康教育を推進するために、保健主事研修会、薬物乱用等防止教育指導者養成研修会、食に関する指導者研修会、学校安全に関する研修会等、教職員等を対象とした各種研修会を開催した結果、健康教育に関する教員の資質や能力の向上を図ることができた。また、性や心の健康課題を抱える生徒とその保護者、教員等に対して医師による健康教育推進事業（性と心の健康相談）を行うことにより、学校・家庭・地域が連携した支援を行うことができた。がん教育については、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めるため、県立学校に外部講師を派遣するとともに、新学習指導要領に対応したがん教育の取組を推進するための教師用指導資料を作成している。食育の推進については、栄養教諭を中心とした食育推進体制の充実を図ることができた。

第２節　学校体育

１　学校体育指導者の研修

(1) 県内講習会等

学校における体育・スポーツ活動の充実を図るため、学校体育指導者を対象とした講習会等を開催し、今日的課題を究明するとともに、学校体育指導者の資質向上に努めた。

(2) 中央講習会等派遣

文部科学省（スポーツ庁）及び学校教育研究団体などが主催する講習会・研修会に学校体育指導者を派遣し、県内における中心的指導者の養成を図った。

第３節　スポーツの振興

１　競技スポーツ振興事業

平成 30 年に実施された第 73 回国民体育大会は、冬季国体(スケート・アイスホッケー・スキー)は山梨県、神奈川県、新潟県で、本国体は福井県において開催され、各地で熱戦が展開された。

本県から参加した 709 名の選手団はそれぞれの競技種目で健闘し、男女総合成績、女子総合成績ともに第８位という成績であった。

男女総合成績（点）

1位	福井	2896
2位	東京	2246
3位	大阪	1880
4位	埼玉	1825.5
5位	千葉	1708.5
6位	愛知	1687.5
7位	神奈川	1611
8位	福岡	1468
9位	北海道	1407.25
10位	兵庫	1312.5
11位	岡山	1288.5
12位	愛媛	1235
13位	長野	1233.5
14位	岐阜	1232.5
15位	京都	1156
16位	茨城	1120
17位	鹿児島	1041
18位	広島	1033.75
19位	静岡	1033.5
20位	三重	995.5

女子総合成績（点）

1位	福井	1462.5
2位	東京	1280.5
3位	大阪	1046
4位	愛知	1007
5位	埼玉	957.5
6位	神奈川	884
7位	千葉	830
8位	福岡	815
9位	兵庫	814
10位	愛媛	763
11位	長野	731.5
12位	岡山	707.5
13位	静岡	698
14位	茨城	689.5
15位	北海道	666.25
16位	鹿児島	647
17位	岐阜	646
18位	広島	637.75
19位	京都	613
20位	三重	600

第 73 回国民体育大会競技別・種別獲得点一覧及び順位

競技名			参加点	男子		女子		獲得点		男女総合順位	女子総合順位
				成年	少年	成年	少年				
1	スケート		10	18	21	21	3	73		12	13
2	アイスホッケー		10	5	5			20		10	
3	スキー		10	0	0	20	0	30		9	5
小計			30	23	26	41	3	123			
4	水泳	競泳	10	0	44	0	18	62	72	12	18
		飛込		0	0	0	0	0			
		水球			0			0			
		アーティスティックスイミング					0	0			
		オープンウォーター		0		0		0			
5	ボート		10	0	0	0	0	10		34	28
6	セーリング		10	21	0	19	0	50		5	8
7	カヌー		10	0	9	0	0	19		33	32
8	陸上競技		10	10	21	18	20	79		7	8
9	サッカー		10	0	0	0		10		23	9
10	テニス		10	6	0	0	0	16		15	13
11	ホッケー		10	－	－	－	20	30		14	9
12	ボクシング		10	0	7.5	0		17.5		23	9
13	バレーボール	６人制	10	0	0	－	0	0	20.5	24	20
		ビーチ		10.5		0		10.5			
14	体操	競技	10	0	0	－	0	0	10	22	17
		新体操					0	0			
15	バスケットボール		10	35	40	35	12.5	132.5		1	2
16	レスリング		10	12.5	2.5	0		25		33	9
17	ｳｴｲﾄﾘﾌﾃｨﾝｸﾞ		10	21	18	10		59		12	9
18	ハンドボール		10	－	－	－	0	10		22	16
19	自転車		10	34	14	19		77		2	5
20	ソフトテニス		10	－	0	0	35	45		9	2
21	卓球		10	7.5	16.5	7.5	7.5	49		5	8
22	軟式野球		10	－				10		9	
23	相撲		10	0	0			10		15	
24	馬術		10	4	7	3		24		20	19
25	フェンシング		10	0	－	0	－	10		26	16
26	柔道		10	0	12.5	40		62.5		4	1
27	ソフトボール		10	－	－	0	44	54		8	7
28	バドミントン		10	－	7.5	0	0	17.5		14	17
29	弓道		10	0	27	－	0	37		9	21
30	ライフル射撃		10	0	0	0	3	13		33	25
31	剣道		10	0	35	－	35	80		2	2
32	ラグビー		10	0	56	30		96		1	3
33	山岳		10	0	6	6	－	22		19	12
34	アーチェリー		10	0	－	0	3	13		23	13
35	空手道		10	7	0	2.5	0	19.5		18	14
36	クレー射撃		10	15				25		7	
37	なぎなた		10			0	6	16		15	15
38	ボウリング		10	21	18	0	16	65		4	11
39	ゴルフ		10	7.5	10.5	0		28		6	9
40	トライアスロン		10	0	0	1		11		10	7
小計			370	212	352	191	220	1345			
合計			400	235	378	232	223	1468			

2　スポーツ施設

(1) 県立学校体育施設開放事業

生涯スポーツの普及振興を図るため、県立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民の利用に供する事業である。

利用状況は次のとおりである。

	利　用　人　数	利　用　回　数	利用団体数
屋内体育施設 （体育館等）	38,699 人	1,520 回	50 団体
屋外体育施設 （グラウンド等）	45,046 人	1,345 回	85 団体
計	83,745 人	2,865 回	135 団体

(2) 県立スポーツ科学情報センター（愛称「アクシオン福岡」）

本県体育・スポーツの普及振興を図る中核的施設として平成7年6月に開館。「アクシオン福岡」の愛称で親しまれている。

各種アリーナ、トレーニング室、研修室及び宿泊室等のスポーツ施設の提供のほかに、指導者養成事業、健康体力相談を実施し、生涯スポーツの振興や学校体育活動に役立つさまざまな情報の収集・分析を行い提供している。

指定管理者としてアクシオン福岡マネージメントグループ（代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター）が管理運営を行っている。

(3) 県立総合プール

水泳の普及・振興と県民の体位・体力の向上を図るため平成元年5月、福岡市博多区東平尾公園内に開館。指定管理者としてアクシオン福岡マネージメントグループ（代表団体：公益財団法人福岡県スポーツ振興センター）が管理運営を行っている。

(4) 福岡県馬術競技場

馬術競技の振興及び馬術技術の向上を図るため、平成元年3月、糟屋郡古賀町（現在の古賀市）に開場。指定管理者として福岡県馬術連盟が管理運営を行っている。

(5) 県立総合射撃場

散弾銃射撃、ライフル射撃等の普及振興及び射撃技術の向上を図るため、昭和61年から平成元年にかけて、筑紫野市に開場。指定管理者として公益財団法人福岡県スポーツ振興センターが管理運営を行っている。

(6) 久留米総合スポーツセンター

昭和49年全国高校総合体育大会の開催を契機に、福岡県と久留米市が共同で久留米総合スポーツセンターを開設。

福岡県の施設である陸上競技場、補助競技場、テニスコート、久留米市の施設である野球場、県市共同建設施設である久留米アリーナで現在は構成されており、指定管理者としてふくおかスポーツライフ創造パートナーズ（代表団体：美津濃株式会社）が管理運営を行っている。

(7) 利用状況

平成30年度の各施設の利用状況は次のとおりである。

平成30年度　体育施設利用状況（年間利用者数）

スポーツ科学情報センター

アリーナ、研修室等	267,375
宿泊施設	7,574
スポーツ医事・健康体力相談	850
トレーニング室	118,849
合　計	394,648

総合プール

プール	94,029
アイススケート	50,791
会議室等	4,798
合　計	149,618

久留米総合スポーツセンター

（県施設）		
	陸上競技場	33,645
	補助競技場	86,795
	テニスコート	48,609
小　計		169,049
（久留米市施設）		
	野球場	54,727
小　計		54,727
（県市共同建設施設）久留米アリーナ		
	アリーナ	132,898
	トレーニング室	61,642
	武道場	58,694
	弓道場	14,988
小　計		268,222
合　計		491,998

総合射撃場

クレー、ライフル	6,285

馬術競技場

馬場馬術競技場	0
障害馬術競技場	2,281
覆い馬場	1,236
馬場(個人)	1,818
厩舎	2,652
会議室・研修室	431
合　計	8,418

第４節　健康教育

１　保健・安全・給食教育

(1) 研修会等の開催

学校保健、学校安全、学校給食の推進を図るため、公立学校の教職員並びに行政機関の職員を対象に表１に掲げる研修会等を開催し、指導者、担当者の資質向上に努めた。

表１　平成30年度　学校保健・学校安全・学校給食に関する研修会及び講習会

名　称	期　日	会　場	対象者・参加者数	内　容
福岡県学校健康教育研究大会	11月21日	福岡リーセントホテル	校長・保健主事・養護教諭・三師会、学校保健・学校安全・学校給食関係者 227 人	優良学校及び功労者表彰・実践発表・講演
学校給食料理コンクール	10月18日	公益財団法人 福岡県学校給食会	学校給食調理員　28 チーム	食事内容の充実・調理技術の向上
食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会	1月18日	吉塚合同庁舎	小・中・高・特別支援学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、教職員等 285 人	学校等における食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応の充実を図るための講演

(2) 学校保健・学校安全・学校給食の学校表彰

学校保健･学校安全･学校給食に関して実践研究が進められ、優秀な成績をおさめた学校を選定し、11 月 21 日福岡県学校健康教育研究大会（於：福岡リーセントホテル）において表彰を行った。被表彰校は表２のとおりである。

表２　平成30年度　被表彰校一覧

種　　別	表彰区分	学　校　区　分
1　学校保健優良学校	優秀賞	古賀市立青柳小学校
2　学校安全優良学校	該当無し	
3　学校給食優良学校	優良賞 優良賞 優良賞 優良賞	那珂川市立南畑小学校 築上町立葛城小学校 北九州市立高須小学校 久留米市立城島小学校

(3) その他表彰

ア　文部科学大臣表彰

(ｱ) 学校保健･学校安全

10 月 25 日、鹿児島県で開催された平成 30 年度全国学校保健・安全研究大会で次のとおり表彰された。

○　学校保健の部

福岡市立当仁小学校　　学校医　　安増　進
豊前市立横武小学校　　学校医　　久永　孟

大牟田市立平原小学校　学校歯科医　草野　鴻志
北九州市立藤木小学校　学校薬剤師　石田　潤仁
北九州市立南小倉小学校

(ｲ) 学校給食

11 月 29 日、兵庫県で開催された第 69 回全国学校給食研究協議大会で表彰された。

○　学校の部
大木町立木佐木小学校

○　個人の部
宗像市立玄海小学校　栄養教諭　赤崎　尚子

(4) 県内公立学校の給食状況は、表３から表５のとおりである

表３　公立小学校給食状況

平成 30 年５月１日現在

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数	校数	児童数
1	北九州市	132	132	47,548					132	47,548			100.0	100.0
2	福岡市	144	144	81,363					144	81,363			〃	〃
3	大牟田市	19	19	5,386					19	5,386			〃	〃
4	久留米市	46	46	16,775					46	16,775			〃	〃
5	直方市	11	11	3,145					11	3,145			〃	〃
6	飯塚市	19	19	6,800					19	6,800			〃	〃
7	田川市	9	9	2,604					9	2,604			〃	〃
8	柳川市	19	19	3,388					19	3,388			〃	〃
9	八女市	14	14	3,013					14	3,013			〃	〃
10	筑後市	12	11	2,837					11	2,837	1	14	〃	〃
11	大川市	8	8	1,472					8	1,472			〃	〃
12	行橋市	11	11	3,899					11	3,899			〃	〃
13	豊前市	10	10	1,266					10	1,266			〃	〃
14	中間市	6	6	1,925					6	1,925			〃	〃
15	小郡市	8	8	3,436					8	3,436			〃	〃
16	筑紫野市	11	11	6,194					11	6,194			〃	〃
17	春日市	12	12	7,416					12	7,416			〃	〃
18	大野城市	10	10	6,339					10	6,339			〃	〃
19	宗像市	14	14	5,514					14	5,514			〃	〃
20	太宰府市	7	7	4,397					7	4,397			〃	〃
21	古賀市	8	8	3,467					8	3,467			〃	〃
22	福津市	7	7	3,965					7	3,965			〃	〃
23	うきは市	9	9	1,561					9	1,561			〃	〃
24	宮若市	5	5	1,401					5	1,401			〃	〃
25	嘉麻市	8	8	1,811					8	1,811			〃	〃
26	朝倉市	11	11	2,643					11	2,643			〃	〃
27	みやま市	12	11	1,759					11	1,759			〃	〃
28	糸島市	17	16	5,740					16	5,740			〃	〃
市計		599	596	237,064	0	0	0	0	596	237,064	1	14	100.0	100.0
29	筑紫郡	8	7	3,494			1	0	8	3,494			87.5	100.0
30	糟屋郡	27	27	16,472					27	16,472			100.0	〃
31	遠賀郡	16	16	4,935					16	4,935			〃	〃
32	鞍手郡	9	9	1,019					9	1,019			〃	〃
33	嘉穂郡	2	2	656					2	656			〃	〃
34	朝倉郡	5	5	1,739					5	1,739			〃	〃
35	三井郡	4	4	880					4	880			〃	〃
36	三潴郡	3	3	961					3	961			〃	〃
37	八女郡	3	3	1,160					3	1,160			〃	〃
38	田川郡	23	23	3,975					23	3,975			〃	〃
39	京都郡	17	17	3,041					17	3,041			〃	〃
40	築上郡	13	13	1,740					13	1,740			〃	〃
郡計		130	129	40,072	0	0	1	0	130	40,072	0	0	99.2	〃
総計		729	725	277,136	0	0	1	0	726	277,136	1	14	99.9	100.0

（注）　学校数には、休校中の２校を含む。

児童数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない児童数を含めていない。

未実施校１校は、隣接する児童福祉施設で調理された食事の提供を受けている学校である。

完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表4　公立中学校給食状況

平成30年5月1日現在

番号	市町村名	学校数	完全給食		補食給食		ミルク給食		実施校計		未実施校		完全給食実施率	
			校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
1	北九州市	62	62	22,280					62	22,280			100.0	100.0
2	福 岡 市	69	69	35,115					69	35,115			〃	〃
3	大牟田市	8	8	2,373					8	2,373			〃	〃
4	久留米市	17	17	7,271					17	7,271			〃	〃
5	直 方 市	4	4	485					4	485			〃	〃
6	飯 塚 市	10	10	3,041					10	3,041			〃	〃
7	田 川 市	8	8	1,147					8	1,147			〃	〃
8	柳 川 市	6	6	1,653					6	1,653			〃	〃
9	八 女 市	9	9	1,267					9	1,267			〃	〃
10	筑 後 市	3	3	1,308					3	1,308			〃	〃
11	大 川 市	4	4	763					4	763			〃	〃
12	行 橋 市	6	6	1,724					6	1,724			〃	〃
13	豊 前 市	4	4	453					4	453			〃	〃
14	中 間 市	4	4	918					4	918			〃	〃
15	小 郡 市	5	5	1,689					5	1,689			〃	〃
16	筑紫野市	5	5	2,857					5	2,857			〃	〃
17	春 日 市	6	6	3,490					6	3,490			〃	〃
18	大野城市	5					5	2,741	5	2,741			0.0	0.0
19	宗 像 市	6	6	2,519					6	2,519			100.0	100.0
20	太宰府市	4					4	1,893	4	1,893			0.0	0.0
21	古 賀 市	3	3	1,595					3	1,595			100.0	100.0
22	福 津 市	3	3	1,548					3	1,548			〃	〃
23	うきは市	2	2	738					2	738			〃	〃
24	宮 若 市	2	2	683					2	683			〃	〃
25	嘉 麻 市	5	5	946					5	946			〃	〃
26	朝 倉 市	6	6	1,307					6	1,307			〃	〃
27	みやま市	4	4	905					4	905			〃	〃
28	糸 島 市	7	7	2,748					7	2,748			〃	〃
市　　計		277	268	100,823	0	0	9	4,634	277	105,457			96.8	95.6
29	筑 紫 郡	4	3	1,577			1	7	4	1,584			75.0	99.6
30	糟 屋 郡	14	10	4,334			4	2,063	14	6,397			71.4	67.8
31	遠 賀 郡	7	7	2,414					7	2,414			100.0	100.0
32	鞍 手 郡	2	2	527					2	527			〃	〃
33	嘉 穂 郡	1	1	309					1	309			〃	〃
34	朝 倉 郡	3	3	806					3	806			〃	〃
35	三 井 郡	1	1	418					1	418			〃	〃
36	三 潴 郡	1	1	432					1	432			〃	〃
37	八 女 郡	1	1	502					1	502			〃	〃
38	田 川 郡	12	12	1,925					12	1,925			〃	〃
39	京 都 郡	6	6	1,350					6	1,350			〃	〃
40	築 上 郡	3	3	600					3	600			〃	〃
41	吉富町外一市中学校組合	1	1	319					1	319			〃	〃
郡　　計		56	51	15,513	0	0	5	2,070	56	17,583	0	0	91.1	88.2
県 立 計		4					4	1,160	4	1,160			0.0	0.0
総　　計		337	319	116,336	0	0	18	7,864	337	124,200	0	0	94.7	93.7

（注）　生徒数には、食物アレルギー等により、学校給食を受ける予定のない生徒数を含めていない。
完全給食実施率は、給食実施校に占める完全給食実施校の割合である。

表５　義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校学校給食状況

平成 30 年５月１日現在

区　分	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数
義務教育学校	2	220					2	220
中等教育学校（前期課程）					1	321	1	321
特別支援学校	36	5,508					36	5,508
定時制高校	20	1,698					20	1,698
計	58	7,426			1	321	59	7,747

(5) 米飯給食の実施状況

昭和 51 年度から学校給食に米飯が取り入れられたが、その実施状況は表６のとおりである。

表６　米飯給食実施状況

平成 30 年５月１日現在

区　分	完全給食校	米飯給食実施校	実施率	完全給食実施人員	米飯給食実施人員	実施率
小学校	725	725	100%	277,136	277,136	100%
中学校	319	319	100%	116,336	116,336	100%
義務教育学校	2	2	100%	220	220	100%
特別支援学校	36	36	100%	5,508	5,508	100%
夜間定時制高校	20	20	100%	1,698	1,698	100%
計	1,102	1,102	100%	400,898	400,898	100%

（注）　実施率は完全給食実施校に対する比率である。

(6) 牛乳の飲用状況

学校給食牛乳(200cc、300cc)の飲用状況は表７のとおりである。

表７　学校給食用牛乳飲用状況

飲用本数（千本）	区　分	価　格			
		国・県費補助	地域間格差補正額	保護者負担金	計
(742) 81,236	紙	0 円	0.29 円	47.17 円	47.46 円
	ビン			49.17 円	49.46 円

（注）　1.飲用本数は平成 30 年度の実績である。

2.（　）の数は、昭和 55 年度からの中学校で取り入れられた 300cc の本数で内数である。

(7) 果汁の飲用状況

昭和 50 年度から小・中学校の児童生徒を対象に果汁(ミカンジュース 125cc)が取り入れられたが、その飲用状況は表 8 のとおりである。

表 8　集団給食用果汁飲用状況

飲用本数(本)		価格				
		国庫補助	県費補助	団体特別助成金	保護者負担金	計
1,002,423	125cc	0 円	0 円	7.70 円	34.30 円	42.00 円
	186cc	0 円	0 円	4.00 円	69.00 円	73.00 円

(注)　飲用本数は平成 30 年度の実績である。

(8) 栄養摂取量

本県では、年 3 回学校給食の実施内容の報告を求めているが、その平均摂取量は、表 9 のとおりである。

学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、全国的な平均値を示したものであるため、適用に当たっては、児童生徒の実態並びに地域の実情等に配慮し弾力的に運用することとされている。

学校給食の食事内容については、各教科等における指導内容と関連させる、地場産物や郷土料理を取り入れる等、食に関する指導に学校給食を活用できるよう配慮することが望まれる。

表 9　平成 30 年度　学校給食栄養摂取量

区分	県平均		参考：文部科学省基準(H30.8.1 改正)	
	小学生	中学生	児童（8～9 歳）の場合	生徒（12～14 歳）の場合
エネルギー(kcal)	622	774	650	830
たんぱく質（g）(学校給食による摂取エネルギー全体に占める割合)	24.4 (15.7%)	29.7 (15.3%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 13～20%	
脂質（g）(学校給食による摂取エネルギー全体に占める割合)	20.1 (29.1%)	24.2 (28.1%)	学校給食による摂取エネルギー全体の 20～30%	
食塩相当量(g)	2.4	3.0	2 未満	2.5 未満
カルシウム(mg)	347	389	350	450
マグネシウム(mg)	94	116	50	120
鉄(mg)	2.8	3.5	3	4
ビタミンＡ(μgRAE)	342	407	200	300
ビタミンＢ1(mg)	0.47	0.59	0.4	0.5
ビタミンＢ2(mg)	0.53	0.60	0.4	0.6
ビタミンＣ(mg)	29	36	20	30
食物繊維(g)	4.6	5.8	5 以上	6.5 以上

※文部科学省基準について、下線を付した部分が平成 30 年 8 月 1 日改正施行されている。

(9) 学校給食費

学校給食費は、各市町村が学校給食摂取基準に定められた栄養量、食品構成、食材等の仕入れ方法等を慎重に検討して適正な給食費を決定している。

各市町村別の学校給食費は表 10 のとおりである。

表 10　完全給食実施校における給食費の平均月額(保護者負担額のみ)

平成 30 年 5 月 1 日現在

設置者	小学校	中学校	設置者	小学校	中学校
北九州市	3,204	3,787	新宮町	4,330	5,160
福岡市	4,200	5,000	久山町	4,320	
大牟田市	3,900	4,700	粕屋町	3,884	4,621
久留米市	4,100	4,600	芦屋町	4,100	4,800
直方市	4,400	4,910	水巻町	4,100	4,800
飯塚市	4,010	4,830	岡垣町	4,100	4,800
田川市	4,000	4,640	遠賀町	4,100	4,800
柳川市	3,900	4,600	小竹町	4,000	4,500
八女市	4,300	5,000	鞍手町	4,500	5,000
筑後市	4,200	4,900	桂川町	3,800	4,600
大川市	4,000	4,700	筑前町	3,800	4,400
行橋市	4,200	5,020	東峰村	3,000	3,700
豊前市	4,460	5,000	大刀洗町	3,600	4,100
中間市	3,900	4,800	大木町	3,700	4,400
小郡市	4,200	4,900	広川町	4,200	4,900
筑紫野市	4,300	5,100	香春町	4,300	4,800
春日市	4,400	5,137	添田町	4,000	4,700
大野城市	4,350		糸田町	4,100	4,700
宗像市	4,160	4,680	川崎町	3,600	4,200
太宰府市	4,400		大任町	4,000	4,600
古賀市	4,190	4,730	赤村	3,300	3,600
福津市	4,262	4,841	福智町	4,300	4,900
うきは市	3,900	4,800	苅田町	4,000	4,800
宮若市	4,000	4,500	みやこ町	4,190	5,010
嘉麻市	3,600	4,476	吉富町	4,500	
朝倉市	3,800	4,400	上毛町	4,500	5,000
みやま市	4,000	4,900	築上町	4,204	4,300
糸島市	4,200	5,000	吉富町外一市中学校組合		5,009
那珂川町	4,400	5,200			
宇美町	4,302	5,139			
篠栗町	4,255	4,855			
志免町	4,299	5,193			
須恵町	4,325		県平均	3,967	4,632

(注)　県平均は、学校数により加重平均を行い算出した額である。

(10) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

平成 30 年 5 月 1 日現在における県内（政令市を除く）の栄養教諭及び学校栄養職員の配置は次のとおりである。

(栄養教諭)

県教育委員会	2 名	小学校	141 名
中学校	40 名	特別支援学校	16 名
			計 199 名

(学校栄養職員)※栄養士代理職員を含む

県教育委員会	0 名	小学校	38 名
中学校	10 名	特別支援学校	1 名
			計 49 名

(11) (公財)福岡県学校給食会の事業

ア　物資の安定供給事業

良質かつ安全な給食用物資の安定供給による保護者負担給食費の軽減と献立内容の充実支援を目的としたこの事業は、年間需要の予約制度を取り入れた「学校給食用物資流通改善対策事業」を中心に、平成30年度は27,802トン(115.0億円)の供給を行った。

区　　分	供給数量
基本物資	トン
パ　　ン	1,437
牛　　乳	16,322
米・ごはん・麦	4,271
その他	191
(小　　計)	22,221
おかず用物資	
常温食品	2,616
冷凍食品	2,005
生鮮野菜類	936
その他	24
(小　　計)	5,581
合　　計	27,802

イ　食育推進・支援事業、普及充実事業

学校給食の普及及び食事内容の充実向上を図るため、給食関係者に対する諸行事を開催したほか、食育推進のための支援や地域社会に対する学校給食の理解普及のための諸活動を行った。

・学校給食関係諸研究協議会主催、共催	4回
・研修会・講習会	141回
・事務打ち合わせ連絡会議	14回
・学校給食功労者表彰	6名
・冷凍庫、冷凍冷蔵庫貸与事業	14台
・物資選定会	14回
・物資規格委員会	3回
・出前料理教室「作ってみよう！スクールランチ」	5回
・施設見学受入れ	3回
・機関紙「給食福岡」発行	6回
・PTA学校給食教室	6回
・学校給食フェア	1回
・食育推進事業	126事業
・親子食育体験事業	2回

ウ　物資の安定性確保事業

良質かつ安全な学校給食用物資を供給するため、食品検査を行うとともに食品に対する正しい理解普及を推進し、学校の信頼と安全への期待に応える活動を行った。

・食品検査(試験)	3,672件
・工場指導、講話、コンサルタント他	596件
・パン品質審査会	8回
・工場調査及び指導	37件

２　健康増進特別事業

国の「へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)」の交付を受けて、平成 30 年度は次のとおり実施した。

事　業　名	実施市町村数	実施学校数	補助対象経費	補助金
へき地学校心臓検診	1	7 校	79 千円	26 千円
医師等派遣	3	10 校	4,822 千円	564 千円

３　健康教育推進事業(性と心の健康相談)

青少年の健康に関する現代的課題へ対応するため、平成 30 年度は次のとおり県立高等学校において、生徒、教師及び保護者に対して専門医による性及び精神保健に関する相談事業を実施した。

平成 30 年度　健康教育推進事業

事　業　名	実施学校数
性に関する相談事業	91 校
心に関する相談事業	76 校

４　性に関する指導の推進

近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しているため、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。また、若年層の性感染症や望まない妊娠･出産も問題となっていることから、学校における性に関する指導の充実を図るため、下記の事業を実施した。

事　業　名	事業内容
性に関する指導推進事業	性に関する指導の実践研究校を指定し研究を進めるとともに、公立中学校及び県立特別支援学校に対して専門家（医師等）を派遣する事業を実施した。
指導主事研修会	指導主事を対象に、学校における性に関する指導の考え方、進め方について研修を実施した。
新規採用養護教諭研修 教職経験 5 年経過養護教諭研修	新規採用及び教職経験 5 年経過の養護教諭を対象に、性に関する指導の考え方、進め方についての講義・演習を実施した。

第５節　児童生徒の健康管理及び環境衛生

１　県立学校児童生徒心電図検査実施状況

県立学校児童生徒心電図検査実施状況

区分＼年度	29 年度	30 年度
検査対象者	25,581 名	24,813 名
心電図収録者数	25,445 名	24,692 名
収録実施率	99.5 ％	99.5 ％
要精密検査者数	1,276 名	1,314 名
対収録者数比率	5.0 ％	5.3 ％
受診票回収数	1,105 名	1,089 名
受診票回収率	86.6 ％	82.9 ％

２　感染症（インフルエンザ様疾患）

平成 30 年度の発生状況は、次のとおりであった。ウイルス型は、主として AH1 型、AH3 型、B 型であった。

平成 30 年度　インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等状況（北九州市、福岡市、久留米市を除く）
（参考：福岡県インフルエンザ様疾患発生報告調査 2018/2019）

学校種別＼区分	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数	患者数	欠席者数
保育所・幼稚園	3	10	38	624	613
小学校	0	92	197	4,254	3,822
中学校	0	25	52	1,410	1,271
高等学校	1	1	18	375	367
その他	0	4	4	73	67
計	4	132	309	6,736	6,140

年度別流行状況

年度＼区分	患者数	欠席者数	学級閉鎖数	学年閉鎖数	休校数	ウイルス型
平成 28 年度	9,537	8,145	348	182	4	AH1 型・AH3 型・B 型
平成 29 年度	15,322	13,727	520	265	11	AH1 型・AH3 型・B 型
平成 30 年度	6,736	6,140	309	132	4	AH1 型・AH3 型・B 型

３　学校環境衛生

学校における環境衛生検査及び事後措置については、学校保健安全法に規定されており、具体的には、文部科学省が示している「学校環境衛生基準」に基づいて実施される。

県立学校のプールの水質検査について、（公社）福岡県薬剤師会に委託し、残留塩素、水素イオン濃度、大腸菌、一般細菌、過マンガン酸カリウム消費量、濁度及び総トリハロメタンの項目について実施した。

第６節　福岡県体育研究所の事業

体育研究所の主な事業は次に掲げるとおりである。

Ⅰ　体育・スポーツ及び健康教育に関する専門的及び技術的事項についての研究及び調査に関すること。

Ⅱ　体育関係指導者及び養護教諭の研修に関すること。

Ⅲ　体育・スポーツ及び健康教育に関する資料の収集、作成及び活用に関すること。

Ⅳ　その他教育委員会が必要と認める事業

１　調査研究事業

(1) 研究の目的

「鍛ほめ福岡メソッド」を基盤とした活動について実践的に研究し、その分析・検証結果を基に、より効果的な「鍛ほめ福岡メソッド」の確立に資するとともに、県内の小学校及び中学校への普及・定着を図る。

(2) 研究主題

「運動」を通した鍛ほめプロジェクト

(3) 具体的な研究内容

①　各教育事務所を通じて研究協力校（小学校６校）を指定する。

②　学識者によるリサーチグループ及び推進委員会を構成し、各研究協力校が取り組む運動プログラム等の実践及びそのデータの集約など研究協力校の円滑な実践研究に対する総合的な支援を行う。

③　各研究校の実践研究をまとめリーフレットを作成し、県内の小中学校に配布するとともに、各研修会においてその成果を発信する。

2　研修事業

(1) 長期研修

ア　長期派遣研修員

「福岡県教育公務員の長期にわたる研修に関する規則」に基づき、体育研究所における長期研修員として小・中・高等学校から３人が派遣され、次の研修を行った。

・今日的課題などからの研究主題による研修
・個人別の研究課題に基づいた研修
・専門研修（短期研修）講座の受講

イ　研修報告会
研修成果の報告会を次のとおり行った。
・期　日　平成 31 年 2 月 15 日（金）
・会　場　福岡県立スポーツ科学情報センター（アクシオン福岡）
・参加者　県内の小・中・高・特別支援学校の教職員
県・市町村教育委員会、教育事務所の職員等　　252 名

(2) 専門研修（短期研修）
学校体育現場における教育実践上の課題解決及び体育・スポーツ関係職員の資質向上を目的として、平成 30 年度は 21 講座を実施した。

(3) 専門研修（断続研修）講座
① 保健体育研修講座
年間 12 日間の研修を通して、学校体育全般に関する専門性を培い、指導者を養成する。
・受講生：12 名（小 6 名、中 3 名、高 2 名、特支 1 名）
・日　数：12 日間（5/15～2/19）

② 養護教諭研修講座
年間 12 日間の研修を通して、養護教諭の職務に関する専門性を培い、指導者を養成する。
・受講生：6 名（小 3 名、中 1 名、高 1 名、特支 1 名）
・日　数：12 日間（5/15～2/19）

第7節　付随的健康教育活動

1　福岡県学校保健会
福岡県学校保健会は、児童生徒及び教職員の健康管理及び健康教育に関する調査研究並びに普及進展を図り、学校保健施策に寄与することを目的とした各種の事業を実施している。

期　日	事業名	場　所	摘　要
8月24日	アレルギー講習会	県立ももち文化センター	○行政説明 ○実践発表 ○講演 「危機管理に必要な食物アレルギーの基礎知識」 福岡市立こども病院アレルギー・呼吸器科 科長　手塚　純一郎　氏
9月 5日 10月 5日	へき地学校巡回保健指導	田川郡添田町 〃	添田町立落合小学校（眼　科） 〃　津野小学校（　〃　）
10月16日	理事会	博多サンヒルズホテル	平成30年度福岡県学校保健功労者の選考について 平成29年度事業報告及び決算について 平成30年度事業計画及び予算について その他

期　　日	事 業 名	場　　所	摘　　　　要
10月25日～26日	平成30年度全国学校保健・安全研究大会及び全国学校保健中央大会	鹿児島県	○学校保健・学校安全・学校安全ボランティア優良学校及び功労者に対する文部科学大臣表彰 ○記念講演 「発育期におけるスポーツの意義と課題」 日本臨床スポーツ医学会 理事長　川原　貴　氏 ○課題別研究協議会
11月21日	福岡県学校健康教育研究大会	福岡リーセントホテル	○学校保健・学校安全・学校給食優良学校及び功労者の表彰 ○特別講演 「学校において予防すべき感染症について」 福岡看護大学 基礎・基礎看護部門 基礎・専門基礎分野　教授 福岡歯科大学医科歯科総合病院予防接種センター長 医学博士（小児科医）　岡田　賢司　氏 ○実践発表 学校保健功労者、優良学校（学校保健）
3月 1日	理事会	福岡リーセントホテル	平成30年度事業報告及び予算執行状況 平成31年度事業計画及び予算について その他
同　　上	評議員会	福岡リーセントホテル	平成30年度事業報告及び予算執行状況 平成31年度事業計画及び予算について その他

第７部　人権教育

第１節　現状と課題

県教育委員会は、同和問題を人権問題の重要な柱と位置づけ、児童生徒の学力と進路の保障及び基本的人権尊重の精神の育成という課題を解決するために、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等の趣旨を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権教育の推進を図り、県民一人一人が相互の人権を尊重する社会の確立を目指して、様々な施策を実施してきた。さらに、人権教育の更なる充実を図るため、「福岡県人権教育推進プラン」及び「人権教育指導者用手引きⅠ」を作成し、人権教育の方向性や取組を示した。また、学校における人権教育の具体的な指導資料として「人権教育指導者用手引きⅡ」を作成し、人権尊重の学校づくりを推進してきた。平成27年には「人権教育資料Ⅲ」を作成し、人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくりについて工夫・改善を進めてきた。

しかしながら、人権を取り巻く状況は大きく変化している。そのような状況を踏まえ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定され、人権教育に関して、次のような現状と課題が示された。

○　学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題、規範意識や社会性が身についていない子どもの問題等が明らかになっている。
○　スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会の問題がある。
○　同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、インターネットによる人権侵害、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、外国人に対するヘイトスピーチなどの問題が顕在化している。

したがって、このような課題解決を図るために、以下のような重点的取組を行っている。

(1) 教職員研修の充実

教職員が確かな人権意識を体得するとともに児童生徒への効果的な指導を図っていくために、人権教育に係る福岡県教職員指導力等達成目標（平成31年１月策定）を活用し、管理職をはじめとして、経験年数・職務に応じた研修会を実施している。また、人権教育の潮流及び教育改革の動向を踏まえた人権教育を推進するために、人権教育研修会資料集（平成30年３月作成）を活用している。

(2) 人権教育に係る研究指定校等における研究実践

国の「人権教育研究指定校事業」を活用し、新たな人権課題について児童生徒の理解を促す授業モデルを開発する実践的な研究を進めているとともに、国の「人権教育総合推進地域事業」を活用し、学校、家庭、地域が一体となった人権教育の総合的な取組を行っている。

(3) 学習教材の効果的な活用促進

児童生徒の人権に関する知的理解を深め、豊かな人権感覚を育成するために、人権教育教材『か

がやき』『あおぞら』『あおぞら２』の積極的な活用を促進し、指導方法・内容の工夫改善を図っている。

(4) 社会教育における人権教育の充実

人権問題の解決のためには、人権教育・啓発を積極的に推進していかなければならない。そのため、学習資料の発行や「人権教育コーディネーター養成講座」等の研修会の開催を通じ、情報提供や指導者の育成・資質向上を図る市町村への支援を行っている。

(5) 地域の教育環境の整備・充実

同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図るためには、地域住民に対する学習の機会を提供することが必要であり、「社会参加促進支援事業」の実施によって、市町村における取組を支援している。

上記のような取組によって、学校教育においては、指導内容・方法等の工夫改善が積極的に行われ、学力の向上や人権尊重の精神の育成が進められている。社会教育においては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や、「福岡県人権教育・啓発基本指針」についての理解が広がるとともに、学習内容・方法の工夫改善が図られている。

第２節　学校教育における人権教育

学校教育では、すべての児童生徒の実態を正しく把握し、児童生徒一人一人の持つ無限の可能性を伸ばし、人権尊重の精神の育成を目指す教育活動を推進していくことが大切である。

県教育委員会は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に当たって、教育の果たす役割の重要性を認識し、諸法規等に則り、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき具体的施策の実施に努めている。

１　教職員研修事業（学校教育関係）

(1) 本庁主管研修会

○　幼稚園関係

番号	名称	期日	会場	参加人数	研修内容
1	公立幼稚園長・職員人権教育研修会	7/28	吉塚合同庁舎	55	○説明「人権教育の推進について」 ○講演「どんな性の在り方も排除されない園・学校・職場・地域とは？～子どもたちとの出会いから見えてきたこと～」

○　県立学校関係

番号	名称	期日	会場	参加人数	研　修　内　容
1	県立学校等校長人権教育研修会	4/19	福岡県庁講堂	117	○説明「『教職員の人権意識、人権教育に関する調査結果』について」 ○講演「『教職員の人権意識、人権教育に関する調査結果』を踏まえた学校の課題と管理職の役割」 ○説明「学校教育における人権教育の推進について」
2	県立学校等副校長・教頭人権教育研修会	4/24	吉塚合同庁舎	192	○講義「人権教育推進上の課題と副校長・教頭の役割」 ○協議「学校における人権教育の推進のために」
3	県立学校等新規採用教員等人権教育研修会	6/12	県立社会教育総合センター	278	○講義「福岡県の人権教育推進の概要」 ○講演「若者の立場からみえる部落差別」 ○協議「人権尊重精神の育成を図るために」
4	第１回県立学校等人権教育担当者研修会	5/17	県教育センター	148	○説明「『教職員の人権意識、人権教育に関する調査』結果について」 ○講演「『教職員の人権意識、人権教育に関する調査』結果を踏まえた人権教育の推進に向けて」 ○講義「学校教育における人権教育推進上の課題について」 ○説明「『あおぞら 2』の活用について」 ○協議「学校における人権教育の効果的な推進について」
5	第２回県立学校等人権教育担当者研修会	10/25	県教育センター	147	○講義「学校教育における人権教育推進上の課題克服に向けて」 ○実践報告「校内における人権教育推進に向けた取組について」 ○協議「人権尊重精神の育成に向けて」
6	県立学校等新任教務主任・同学年主任・同学部主事人権教育研修会	6/14	県教育センター	106	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
7	県立学校等新任生徒指導主事・同進路指導主事人権教育研修会	6/18	県教育センター	76	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
8	県立学校等新任保健主事・同研修主任人権教育研修会	6/26	県教育センター	99	○講義「学校における人権教育推進上の課題と主任・主事の役割」 ○演習「学校における人権教育推進のために」
9	県立学校等講師人権教育研修会	7/ 5 8/23	吉塚合同庁舎 県教育ｾﾝﾀｰ	106 209	○講演「子どもたちの思い、保護者の思いを知ること、私たちの人権感覚」 ○講義「学校における人権教育の推進について」

○　人権教育実践交流会等事業関係

番号	名　　称	回	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
1	福岡県人権教育研修会	第1回	7/27	福岡市民会館	1,047	○講演「人権教育の実践　今とこれから～はぐくもう『3つの自尊感情』～」 ○説明「人権教育学習教材集『あおぞら２』の活用について」
		第2回	8/21	福岡市民会館	1,037	○講演「力のある学校づくりー貧困・社会的排除に立ち向かうためにー」 ○実践報告「学力と進路の保障のための授業実践交流」
			11/ 6	福岡県立早良高等学校	162	○学力と進路の保障のための授業公開と全体会における指導助言
		第3回	11/19	県立社会教育総合センター	262	様々な人権課題解決のための教育や連携･協働の在り方に関する講演及び実践交流等 ○講演「部落問題と向き合う若者たち」 ○分散会
2	人権教育指導者養成連続講座	第1回	5/10	吉塚合同庁舎	24	○開講行事、オリエンテーション ○講義「人権が確立した社会の創造をめざして～同和教育、人権教育が果たす役割～」 ○協議「これからの人権教育の効果的な進め方」
		第2回	6/ 8	吉塚合同庁舎	24	○講義「同和教育の理念に学ぶ集団づくりの基礎・基本」 ○協議「自校における人権教育の充実・改善の方向性」
		第3回	7/31	県人権啓発情報センター	24	○説明「学校としての組織的な取組の推進について」 ○講義「人権が尊重される学校づくりの推進」 ○協議「個別的な人権課題に対する取組について」 ○施設見学
		第4回	9/20	古賀市海津木苑 吉塚合同庁舎	24	○講義「快適な住みよいまちをめざして『古賀市し尿処理施設』」 ○施設見学・説明 ○協議「指導内容と指導方法の工夫・改善」
		第5回	10/23	吉塚合同庁舎	23	○講義「人権が尊重される社会をめざして」 ○研究協議
		第6回	12/ 6	吉塚合同庁舎	21	○講義「家庭・地域・関係機関及び校種間の連携」 ○研究協議
		第7回	1/16	福岡県庁	24	○協議「教職員の人権尊重理念の理解・体得に向けて」 ○演習「『教職員の人権尊重理念の理解・体得に向けた校内研修づくり』について」
		第8回	2/22	福岡県庁	23	○演習「『教職員の人権尊重理念の理解・体得に向けた校内研修づくり』について」 ○班別発表 ○閉講行事

(2) 各教育事務所主管研修会

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
福岡教育事務所	市町立小･中学校初任者研修	7/24	志免町立 志免中学校	295	○講義「人権教育の視点に立った学級経営・保健室経営等」
	市町立小･中学校初任者研修（初任研対象外）	4/ 2	福岡教育事務所	43	○講義「人権教育の推進について」
	市町立小･中学校中堅教諭等資質向上研修	4/26	福岡教育事務所	68	○講義「今日求められる人権教育」
	市町立小･中学校新任校内研修担当者研修	5/11	福岡教育事務所	59	○講義「自他の人権を大切にする子どもの育成と校内研修の充実」
	市町立小･中学校新任学年主任研修	5/31	福岡教育事務所	138	○講義「一人一人を大切にする学年経営」
	市町立小･中学校新任教務主任研修	4/20	福岡教育事務所	43	○講義「人権教育と教務運営」
	市町立小･中学校新任進路指導主事研修	5/29	福岡教育事務所	22	○講義「生徒一人一人の進路を保障する進路指導」
	市町立小･中学校新任生徒指導主事研修	6/20	福岡教育事務所	25	○講義「生徒一人一人の人権を尊重する生徒指導」
	市町立小・中学校副校長・教頭研修会	12/ 7	福岡教育事務所	194	○講話「外国にルーツをもつ子どもたちの人権」
	市町立小･中学校校長人権教育研修会	4/19	福岡教育事務所	173	○説明「人権教育の推進について」
		11/30	福岡教育事務所	173	○講話「企業と人権」
	市町立小･中学校臨時的任用職員対象研修会	4/24 5/2・7	福岡教育事務所	185	○講義「人権教育の基本的な考え方」
	市町立小・中学校事務職員研修会	9/26	福岡教育事務所	206	○講義「人権尊重の視点に立った学校づくりのために」
	市町立小・中学校特別支援学級新任担当教員研修会	8/24	福岡教育事務所	212	○講義「一人一人の児童生徒を大切にする特別支援教育」
	市町立小･中学校人権教育担当者研修会	5/ 9 5/22	福岡教育事務所	176	○講義「人権教育の意義と担当者の役割」 ○実践発表「一人一人の人権が尊重される学校づくりの実際」 ○演習「一人一人の人権が尊重される学校づくりへの見通し」
		9/11 9/13	福岡教育事務所	178	○説明・協議「一人一人の人権が尊重される学校づくりの実際　～中間報告～」 ○講義・演習「一人一人の人権が尊重される学校づくりの具体～人権教育学習教材集「あおぞら 2」の活用について」
	第２回福岡県人権教育研修会	10/ 3 10/11 10/29 11/13 11/20 11/21	各会場	189	○公開授業 ○協議「児童生徒の人権が尊重される学校づくりの具体～人権教育学習教材集「あおぞら 2」の活用について」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
北九州教育事務所	幼稚園・保育所（園）・認定こども園人権教育研修会	7/30	鞍手町中央公民館	39	・説明「人権教育の現状と課題」 ・演習・講話「擬似体験を通して知ろう！知的障がいや発達障がいのこと」
	市町立小・中学校初任者研修	4/ 3	北九州教育事務所	105	○講義「人権教育の現状と課題」
	市町立小・中学校中堅教諭等資質向上研修	4/25	北九州教育事務所	14	○講義「人権教育を推進するためのミドルリーダーの役割」
	市町立小・中学校校内研修担当者研修	5/ 1	北九州教育事務所	67	○講義「人権が尊重される授業づくり」
	市町立小・中学校学年主任研修	5/ 7	北九州教育事務所	35	○講義「人権教育を推進するための学年主任の役割」
	市町立小・中学校進路指導主事研修	5/ 2	北九州教育事務所	19	○講義「進路保障と人権教育」
	市町立中学校新任生徒指導主事研修	5/ 9	北九州教育事務所	5	○講義「積極的生徒指導と人権教育」
	市町立小・中学校教務主任研修	4/24	北九州教育事務所	62	○講義「人権教育の組織的な推進」
	市町立小・中学校臨時的任用教員研修会	5/15 9/12	北九州教育事務所	40 43	○講義「人権を尊重した児童生徒との関わり」
	市町立小・中学校教頭研修会	4/20	北九州教育事務所	65	○説明「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校教頭人権教育研修会	9/ 7	北九州教育事務所	65	○説明「人権課題に対する組織的な取組と教頭の役割」 ○講話「子どもの人権課題に対する学校・家庭・関係機関の協働」
	市町立小・中学校校長研修会	4/18	北九州教育事務所	66	○説明「人権・同和教育室の方策」
	市町立小・中学校校長人権教育研修会、人権教育担当者研修会①	6/18	鞍手町中央公民館	132	○説明「人権尊重の視点からの学校づくり」 ○実践発表「本校の人権教育の実際」 ○講話「人権尊重の視点からの学校づくり」
	市町立小・中学校人権教育担当者研修会②	10/12	北九州教育事務所	66	○講義「個別的な人権課題に対する取組の推進」 ○実践発表「人権尊重精神の育成に向けた取組」 ○演習「個別的な人権課題に対する具体的な取組」
	人権教育研修会	11/ 7	鞍手町立 剣南小学校	74	○公開授業 ○協議「人権感覚を育てる授業づくり～人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた教科等の授業づくり～」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
北筑後教育事務所	市町村立小・中学校初任者研修	4/13	北筑後教育事務所	71	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	市町村立小・中学校中堅教諭等資質向上研修	4/23	北筑後教育事務所	12	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	市町村立小・中学校新任校内研修担当者研修	5/18	北筑後教育事務所	20	○講話「人権・同和教育の推進について」
	市町村立小・中学校新任学年主任研修	5/22	北筑後教育事務所	14	○講話「人権・同和教育の推進における学年主任の役割」
	市町村立小・中学校新任教務主任研修	6/12	北筑後教育事務所	8	○講話「人権・同和教育の推進における教務主任の役割」
	市町村立中学校新任進路指導主事研修	6/ 6	北筑後教育事務所	6	○講話「人権・同和教育の推進における進路指導主事の役割」
	市町村立小・中学校教頭研修会	5/ 9	北筑後教育事務所	54	○講話「平成 30 年度人権・同和教育の推進」
		1/30	北筑後教育事務所	55	○講話「平成 31 年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校校長研修会	4/25	北筑後教育事務所	58	○講話「平成 30 年度人権・同和教育の推進」
		1/22	北筑後教育事務所	58	○講話「平成 31 年度人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校臨時的任用教員研修会	5/28 5/29	北筑後教育事務所	123	○講話「人権・同和教育の動向と具体的な推進」
	市町村立小・中学校養護教諭等研修会	10/ 2	北筑後教育事務所	40	○講話「人権・同和教育の推進における養護教諭の役割」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会	6/ 4	小郡市文化会館	258	○説明「人権・同和教育の効果的な推進」 ○講演「原点としての同和教育～職員室での気づき～」
	管内小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者研修会	6/29	朝倉市立 立石小学校	35	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保障に向けた授業改善」
		10/30	朝倉市立 甘木小学校	38	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保障に向けた授業改善」
		9/26	筑前町立 三並小学校	20	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保障に向けた授業改善」
		11/26	小郡市立 東野小学校	34	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保障に向けた授業改善」
		10/24	うきは市立 江南小学校	24	○公開授業 ○協議「人権尊重の精神の育成と学力・進路の保障に向けた授業改善」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
南筑後教育事務所	市町立小・中・特別支援学校新規採用の現職教員等研修	4/ 2	南筑後教育事務所	25	○講義「人権・同和教育の動向と具体的な推進について」
	市町立小・中・特別支援学校初任者研修会	4/ 4	南筑後教育事務所	130	○講義「人権・同和教育の動向と具体的な推進について」
	市町立小・中・特別支援学校中堅教諭等資質向上研修	1/17	南筑後教育事務所	20	○講義「学校教育における人権・同和教育の推進について」
	市町立小・中・特別支援学校臨時的任用教員等教職研修会	5/ 8 5/10 5/22	南筑後教育事務所	236	○講義「児童生徒の人権を尊重した教育活動の在り方」
	市町立小・中・特別支援学校主幹教諭・指導教諭・校内研修担当者研修会	5/24	南筑後教育事務所	133	○講義「人権・同和教育の推進における校内研修担当者の役割」
	市町立小・中・特別支援学校新任教務主任研修	5/29	南筑後教育事務所	36	○講義「人権・同和教育の推進における教務主任の役割」
	市町立小・中・特別支援学校新任進路指導主事研修主幹教諭（進路指導担当）研修会	5/15	南筑後教育事務所	14	○講義「人権・同和教育の推進における進路指導主事の役割」
	市町立小・中・特別支援学校新任生徒指導主事研修主幹教諭・生徒指導主事研修会	5/11	南筑後教育事務所	126	○講義「人権・同和教育の推進における生徒指導主事等の役割」
	市町立小・中・特別支援学校新任学年主任研修指導教諭（学年主任）研修会	5/ 9	南筑後教育事務所	21	○講義「人権・同和教育の推進における学年主任の役割」
	市町立小・中・特別支援学校新任保健主事研修会	5/17	南筑後教育事務所	15	○講義「人権・同和教育の推進における保健主事の役割」
	市町立小・中・特別支援学校校長研修会	5/ 2	南筑後教育事務所	126	○説明「人権・同和教育室事業と本年度の重点」
	人権・同和教育セミナー	7/30	南筑後教育事務所	37	○講話「在日コリアンの人権について」
		7/30	南筑後教育事務所	52	○講話１「部落差別をめぐる現状と課題」 ○講話２「部落差別の歴史認識」
	市町立小・中・特別支援学校校長、人権・同和教育担当者合同研修会	6/20	まいピア高田	252	○実践発表「本校における人権・同和教育の推進について」 ○説明「人権・同和教育の推進と取組の重点」 ○講話「学校教育における人権・同和教育の推進」 ○協議「人権・同和教育担当者の役割」
	市町立小・中・特別支援学校人権・同和教育担当者研修会	9/11	大木町立 大溝小学校	58	○説明「本校の人権・同和教育の取組について」 ○公開授業 ○協議「人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業づくりの工夫」
		10/30	大牟田市立 宅峰中学校	71	○説明「本校の人権・同和教育の取組について」 ○公開授業 ○協議「人権教育を通じて育てたい資質・能力を位置付けた授業づくりの工夫」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
筑豊教育事務所	市町村立小・中学校初任者研修会	4/10	筑豊教育事務所	120	○講義「人権・同和教育の推進①」
		8/ 8	英彦山青年の家	119	○講義「人権・同和教育の推進②」
	市町村立小・中学校中堅教諭等資質向上共通研修会	4/16	筑豊教育事務所	13	○講義「人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校長研修会	4/19	筑豊教育事務所	94	○講話「人権・同和教育の課題と人権が尊重される学校づくりの推進」
	市町村立小・中学校副校長・教頭研修会	4/20	筑豊教育事務所	90	○説明「学校教育における人権・同和教育の推進」
	市町村立小・中学校新任校内研修担当者研修会	4/26	筑豊教育事務所	30	○講義「人権・同和教育の推進と校内研修担当者の役割」
	市町村立小・中学校新任学年主任研修会	6/26	筑豊教育事務所	30	○講義「人権・同和教育の推進と学年主任の役割」
	市町村立小・中学校新任教務主任研修会	5/11	筑豊教育事務所	12	○講義「人権・同和教育の推進と教務主任の役割」
	市町村立小・中学校新任生徒指導主事研修会	4/25	筑豊教育事務所	8	○講義「人権・同和教育の推進と生徒指導主事の役割」
	市町村立小・中学校新任進路指導主事研修会	6/22	筑豊教育事務所	13	○講義「人権・同和教育の推進と進路指導主事の役割」
	市町村立小・中学校新任保健主事研修会	4/23	筑豊教育事務所	19	○講義「人権・同和教育の推進と保健主事の役割」
	市町村立人権・同和教育担当者研修会	5/15	筑豊教育事務所	87	○講義「人権・同和教育の推進と担当者の役割」 ○実践発表「人権教育指導者連続講座で学んだことと学校における人権教育の取組」 ○協議「人権が尊重される学校づくりのための人権・同和教育研修の充実」
	市町村立小・中校長及び人権・同和教育担当者研修会	6/15	なつき文化ホール	183	○説明「本県における人権・同和教育の推進」 ○講話「力のある学校園と学習集団づくり～子どもたちにラブレターを書こう～」
	市町村立小・中学校臨時的任用教員等研修会（講師研修会）	8/21	田川青少年文化ホール	257	○講義「人権・同和教育の推進」
	第２回福岡県人権教育研修会	10/19	田川市立 田川中学校	49	○公開授業 ○協議「人権尊重精神を育む授業づくりの在り方」 「学力と進路を保障する授業づくりの在り方」
		11/ 8	田川市立 伊田小学校	77	
	人権教育を進めるための指導力アップ講座	8/ 7	香春町町民センター	54	○講義「様々な生活背景をもつ児童生徒の支援」 ○演習「人権尊重の視点に立った児童生徒理解のための方途」
		1/21	筑豊教育事務所	52	○講義「人権課題に関わる児童生徒の知的理解の深化や人権感覚の向上をめざす学習指導」 ○演習「『あおぞら２』を活用した授業づくり」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
京築教育事務	市町立小・中学校初任者研修	4/25	京築教育事務所	72	○講義「学校における人権教育」
		8/ 8	行橋研修センター	72	○講義「人権が尊重される授業づくり・環境づくり」
	市町立小・中学校中堅教諭等資質向上研修	9/21	京築教育事務所	15	○講義「学校における人権教育」
	市町立小・中学校新任学年主任研修	5/ 7	京築教育事務所	12	○講義「人権教育の推進と学年経営」
	市町立小・中学校新任教務主任研修	4/23	京築教育事務所	16	○講義「人権教育の推進と教務運営」
	市町立中学校新任進路指導主事研修	6/ 6	京築教育事務所	4	○講義「人権教育の推進と進路指導」
	市町立中学校新任生徒指導主事研修	6/11	京築教育事務所	7	○講義「人権教育の推進と生徒指導」
	市町立小・中学校教頭人権教育研修会	9/ 5	京築教育事務所	63	○説明「管内における人権教育の推進について」 ○講話「子どもの育ちを支えるために私たちにできること」
	市町立小・中学校校長研修会	4/18	京築教育事務所	71	○説明「人権・同和教育室の施策」
	市町立小・中学校校長人権研修会	6/15	京築教育事務所	69	○講義「学校における人権教育の推進」 ○説明「新人権教育教材の活用」 ○講話「人権が尊重された学校づくり」
	市町立小・中学校臨時的任用教員等研修会	8/23	京築教育事務所	113	○講義「学校における人権教育」
	市町立小・中学校事務職員研修会	9/20	京築教育事務所	73	○講義「個別の人権課題の解決に向けて」
	特別研修会 「個別的な人権課題」 指導力アップ講座	8/ 3	京築教育事務所	Ⅰ)25 Ⅱ)34	○講義・演習Ⅰ「被差別部落の歴史」 ○講義・演習Ⅱ「同和問題と授業実践」
		8/ 7	京築教育事務所	Ⅲ)24 Ⅳ)36	○講義・演習Ⅲ「外国人の人権への理解」 ○講義・演習Ⅳ「性的マイノリティの人権問題」
	市町立小・中学校人権教育担当者等研修会	5/31	京築教育事務所	71	○説明「新人権教育学習教材の活用」 ○説明「人権教育学習教材の効果的な活用」 ○講話「人権教育担当者としての役割」
		11/28	京築教育事務所	71	○講義・協議「個別的な人権課題の知的理解」 ○協議・演習「個別的な人権課題に関する指導及び校内研修の在り方」

第３節　社会教育における人権教育

一人一人が幸福を実感できる社会を実現するためには、自他をかけがえのない存在として尊重し、自己の個性や創造性の伸長を図りつつ、社会参加や自己実現を可能にする社会的な環境や条件の整備が求められる。このため、人権尊重の精神の確立とすべての人々の共生に向けて、人権教育・啓発を創意工夫し、粘り強く展開していくことが必要である。県では、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき社会教育における人権教育の推進に努めている。

１　県費補助事業

〇社会参加促進支援事業

（過去５年間の状況）

事業／年度	対象事業数	補助率
平成 26 年度	28	1/10
平成 27 年度	28	1/10
平成 28 年度	27	1/10
平成 29 年度	23	1/10
平成 30 年度	24	1/10

２　職員研修事業（社会教育関係）

（1）本庁主管研修会

番号	名称	期日	会場	参加人数	研　修　内　容
1	福岡県教育庁人権・同和問題啓発推進員研修会	4/10	福岡県庁	24	○説明Ⅰ 「人権教育に関する法律等の経緯及び人権・同和問題啓発推進員の役割について」 ○説明Ⅱ 「福岡県人権教育・啓発基本指針について」
		7/ 4	糸島市 人権センター	20	○研修Ⅰ「糸島市協「よき日のために」 Turn Over－時間を越えて-」 ○研修Ⅱ「人権教育の手引きの作成と活用」 ○研修Ⅲ「人権の視点で糸島をめぐる」
2	同和問題啓発強調月間教育庁職員研修	7/ 5	県立図書館	308	○人権感覚を身に付ける ○人権問題について考える ○第 45 回特別展の説明・見学 「夜間中学～あかりがともる　よるのまなびや～」
		7/10 7/11 7/12	県人権啓発情報センター		
3	福岡県市町村社会人権・同和教育担当初任者研修会	5/10	県人権啓発情報センター	36	○説明「人権啓発情報センターの事業について」 「本県における人権教育推進上の課題について」 ○実践報告「人権啓発担当者として学んだこと」 「体験的参加型学習の実際」
4	福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会	5/31	県人権啓発情報センター	63	○講演 「LGBT も生きやすい社会を目指して」
5	部課長会世話人研修会	4/12	福岡県庁	10	○協議「福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会申合せ事項について」 ○研修及び協議「平成 30 年度福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会の開催について」
		1/15		8	○研修及び協議「平成 30 年度福岡県市町村社会人権・同和教育担当部課長研修会の総括及び来年度の方向性について」
6	人権教育コーディネーター養成講座	9/13	県立社会教育総合センター 県人権啓発情報センター	24	○「人権教育・啓発入門」 ○「出会いのワークショップ①②」
		9/14		24	○「学習プログラムの手法について」 ○「学習プログラムの展開について話し合う」
		10/26		21	○「学習プログラムの展開について検討する①」 ○「学習プログラムの展開について検討する②」
		1/25		22	○「学習プログラムの展開について検討する③」 ○「学習プログラムの展開の発表」
		2/21		22	○「修正した学習プログラムの発表」 ○「個人の学習プログラムの発表」
7	第３回福岡県人権教育研修会	11/19	県立社会教育総合センター	231	○講演「部落問題と向きあう若者たち」 ○分散会Ａ「同和問題・ハンセン病問題に関わる人の生き方から学び、発信する」 ○分散会Ｂ「筑豊炭田に関するフィールドワークで出会った様々な人の生き方を聞き、伝える」 ○分散会Ｃ「トイレ開発の際に出会った性的少数者をはじめ、すべての人にやさしい社会を考え、つくる」

(2) 各教育事務所主管研修会

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
福岡教育事務所	市町立小・中学校ＰＴＡ役員人権教育研修会	7/ 6	吉塚合同庁舎		台風のため中止
	市町教育委員会社会教育関係職員等人権教育研修会	6/ 8	吉塚合同庁舎	16	○実践発表演習「人権教育コーディネーター養成講座受講者によるワークショップ（普通について考える)」 ○演習「人権啓発ビデオを活用した人権啓発について」
	市町教育委員会教育委員人権教育研修会	8/28	吉塚合同庁舎	49	○講話「外国にルーツをもつ子どもたちの人権」
	市町教育委員会学校教育・社会教育担当部課長等人権教育研修会	10/ 2	吉塚合同庁舎	29	○講話「外国にルーツをもつ子どもたちの人権」
北九州教育事務所	北九州教育事務所職員人権教育研修会	5/25	北九州教育事務所	28	○講義 ○DVD視聴「そんなの気にしない」
		7/13	北九州教育事務所	29	○講義「部落差別解消推進法と今後の課題」 「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）について」
		7-8月	北九州教育事務所		○「人権の視点から業務の進め方を考える」（班、室での協議）
		12/14	北九州教育事務所	30	○講義「個別的な人権課題への理解」 ○DVD視聴「Like A Rainbow」
	市町教育委員会社会人権・同和教育担当者研修会	6/ 1	北九州教育事務所	15	○講義・演習「人権教育・啓発に係る研修〜体験的参加型研修の実際〜」 ○協議「視察研修（第３回研修会）について」
		7/30	鞍手町 中央公民館	14	○説明「人権教育の現状と課題」 ○演習及び講演「擬似体験を通して知ろう！知的障がいや発達障がいのこと」
		10/24	松岩菩提供養塔 宮若市石炭記念館 石炭資料展示場 旧炭坑史	13	○説明・見学「松岩菩提供養塔について」 ○説明・見学「復権の塔について」 ○説明・見学「鞍手町石炭資料展示場について」 ○説明・フィールドワーク「鞍手町内旧炭鉱史跡について」
	市町教育委員会教育委員人権教育研修会	11/20	北九州教育事務所	34	説明「人権教育の現状と課題」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
北筑後教育事務所	北筑後教育事務所職員人権教育研修会	7/17	朝倉市杷木人権啓発センター	28	○講話「朝倉地区人権啓発情報センターの取組」 ○講話「杷木人権啓発センターの取組」等
		10/22	北筑後教育事務所	34	○講話「学びでつながる学習集団づくり」 ※４北筑後市町村教育委員会連絡協議会研修会と兼ねて開催。参加者数は教育委員を除く。
		12/18	北筑後教育事務所	31	○講話・説明「特定職業従事者としての人権啓発について」
	南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会	10/29	北筑後教育事務所	18	○演習「みんなちがって、みんないい～だれもが安心して働ける職場をめざして～」 ○講話「在日コリアンの人権～ヘイトスピーチ問題、多文化共生へ向けて～」
	生涯学習・社会教育・スポーツ担当関係課及び人権・同和教育担当部課(室)長等会議	5/ 2	北筑後教育事務所	12	○説明「平成30年度北筑後教育事務所人権・同和教育室事業等について」 ○分科会「人権・同和教育の推進について」
	市町村教育委員会教育委員研修会	10/22	北筑後教育事務所	39	○講話「学びでつながる学習集団づくり」
	北筑後教育事務所社会教育関係団体リーダー人権教育研修会	9/13	北筑後教育事務所	44	○DVD 視聴・協議「人権啓発ビデオ『ほんとの空』」 ○講話「人権が確立された社会の創造をめざして～同和教育、人権教育が果たす役割～」
	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会	11/22	北筑後教育事務所	37	○協議「各市町村における地域活動指導員の取組」(グループ交流) ○講話「笑顔でつながる『人権力』～豊かな人と人との関係づくりをめざして～」
	市町村立小・中・特別支援学校ＰＴＡ人権教育研修会	6/24	北筑後教育事務所	240	○説明「自他を大切にする子どもを育てるために」 ○講演「うちの子、最高！！～子どもたちへ伝えたい、親として、大人として、地域として～」
南筑後教育事務所	南筑後教育事務所職員人権・同和教育研修会	4/20	南筑後教育事務所	15	○講話、演習 「新転任者対象人権・同和教育研修会」
		5/28	南筑後教育事務所	42	○講話「共感の橋を懸ける」
		7/20	南筑後教育事務所	42	○講話「ヘイトスピーチと在日コリアン」
		12/ 7	南筑後教育事務所	42	○講話「『あおぞら2』の活用について」
		10/11 10/15 10/17	八女市総合庁舎・筑後農林事務所	42	○講話「児童・生徒を通して考えるネットリスクの現在」 ○説明「2018年度人権基本講座」 ※人権・同和問題八女・筑後地区職場合同研修会に分かれて参加

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
南筑後教育事務所	南筑後地区地域活動指導員連絡会	6/26	イケヒコ・コーポレーション	23	○講話「人権課題を自分のこととして」
	南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会	10/29	北筑後教育事務所	18	○演習「みんなちがって、みんないい～だれもが安心して働ける職場をめざして～」 ○講話「在日コリアンの人権～ヘイトスピーチ問題、多文化共生へ向けて～」
	市町社会教育主管課長・係長会議	4/23	南筑後教育事務所	52	○説明「本年度の社会人権・同和教育の推進について」
	市町社会人権・同和教育担当部課長・係長等合同研修会	5/ 7	南筑後教育事務所	15	○説明、グループ協議「管内における社会人権・同和教育推進の現状と課題」 ○DVD 視聴「光射す空へ」
	南筑後地区市町公民館長・職員等研修会	5/24	南筑後教育事務所	67	○講話「人権課題を自分のこととして」
	市町社会教育関係団体リーダー人権・同和教育研修会	9/12	大川市 文化センター	69	○講話「人権が尊重される社会づくり ～磨きたい豊かな人権感覚と感性～」 ○DVD 視聴「秋桜の咲く日」
	南筑後地区社会教育委員交流会	9/13	南筑後教育事務所	64	○講話「人権課題を自分のこととして」
	市町人権・同和教育担当者研修会	8/ 9	南筑後教育事務所	10	○演習「体験活動を通して障がい問題を考える」
	南筑後・北筑後教育事務所管内地域活動指導員人権教育研修会	11/22	北筑後教育事務所	37	○協議「各市町村における地域活動指導員の取組」(グループ交流) ○講話「笑顔でつながる『人権力』～豊かな人な人との関係づくりをめざして～」
筑豊教育事務所	筑豊教育事務所職員人権・同和教育研修会	4/17	筑豊教育事務所	33	○講演「疑似体験を通して知ろう！　知的障がいや発達障がいのこと」
		7/ 2	筑豊教育事務所	35	○講演「『希望』と学び」
		12/ 6	筑豊教育事務所	36	○講演「産炭地筑豊の現状と今後の展望 ～部落差別解消推進法の制定をふまえて～」
		2/12	筑豊教育事務所	36	○講義「多様性が尊重される環境づくりについて考える」

	名　　称	期日	会　場	参加者数	研　修　内　容
筑豊教育事務所	市町村教育委員会生涯学習・社会教育関係課長及び館長等研修会	5/10	筑豊教育事務所	16	○講義「豊かな人権感覚の育成を目指して ～今日的課題から見えてくるものを通して～」
	市町村教育委員等人権・同和教育研修会	10/ 1	頴田交流センター別館	86	○講演「若者が語る部落問題～新たな人権教育の創造に向けて～」
	市町村教育委員会体験活動プログラム研修会・地域活動指導員等研修会	6/13	飯塚市庄内生活体験学校	28	○講義「スマホ時代の子どもたちと人権課題」
京築教育事務所	京築地区社会人権教育担当者等会議	4/20	築上町築城支所	15	○研修「人権啓発ビデオの活用について」 ○協議「京築地区各市町の取組について」
		11/ 7	京築教育事務所	11	○研修「人権啓発ビデオの活用について」 ○協議「京築地区各市町の取組について」
		3/ 8	京築教育事務所	13	○協議 ・平成30年度の反省と課題について ・平成31年度の研修計画について ○体験的参加型学習の演習 （平成30度人権教育コーディネーター養成講座の学習プログラムより）
	市町(学校組合)教育委員会教育委員等人権教育研修会	10/26	京築教育事務所	21	○講義「人権教育・啓発の現状」 ○講話「感動体験インターンシップ」
	京築地区社会教育関係等人権教育研修会	9/28	京築教育事務所	21	○講義「人権教育・啓発の現状」 ○講話「外国人の人権課題について」

３　その他の事業

(1) 人権教育 DVD を各教育事務所人権・同和教育室（福岡教育事務所を除く）、県視聴覚ライブラリー及び本庁人権・同和教育課に配置し、各市町村・学校及び関係諸団体に貸し出している。

(2) 福岡県は、毎年７月を「同和問題啓発強調月間」と設定するとともに、12 月の「人権週間」と合わせて、啓発活動を実施している。

(3) 人権教育指導者向け学習資料「KARA FULL」を発行し、各市町村・学校・社会教育施設等に配布し、活用を促している。

掲載内容の一部訂正について（お詫び）

令和２年３月に掲載しました「福岡県教育要覧（平成３０年度の実績）」につきまして、記載漏れがありました。お詫びして訂正いたします。

○訂正箇所

第 3 章　教職員　第 1 節　教職員の人事管理　5　争訟事件（51 ページ）

【誤】平成 30 年度中に終結した争訟事件なし。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決（取下）年月日	判決内容	備考
	該当なし						

【正】平成 30 年度中に終結した事件は次のとおりである。

事件名(事件番号)	事件内容	裁判所名	原告	被告	判決（取下）年月日	判決内容	備考
玄洋高校損害賠償請求事件 平成 26 年(ワ)第 3880 号 平成 29 年（ネ）第 507 号 平成 30 年（オ）第 651 号 平成 30 年（受）第 803 号	クラス対抗武道大会の柔道に参加していた原告の元生徒(当時1年生)が、対戦相手に技(払い腰)をかけようとした際に転倒し、頸髄等を損傷し、後遺症が残った。 このことについて、柔道授業等における安全配慮義務違反等があったことを理由として、県に対し損害賠償の提訴がなされたもの。	最高裁	元生徒及び両親	福岡県	平成 30 年 9 月 6 日	上告受理申立不受理決定	